

# 名古屋 市政資料

NO. 199

2018年5月臨時会  
2018年6月定例会

(名港議会6月定例会)

発行

2018年7月10日

日本共産党

名古屋市会議員団

## 主な内容

- |   |                               |    |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 名古屋市会5月臨時会(2018年5月18日～22日)    | 1  |
| 2 | 名古屋市会6月定例会(2018年6月19日～7月4日)   | 5  |
| 3 | 名古屋港管理組合議会6月定例会(2018年6月7日～8日) | 55 |
| 4 | その他                           | 67 |

5月1日の白川公園  
でのメーデー集会に  
参加し市内繁華街を  
行進しました。



## 目次

|               |                                       |    |
|---------------|---------------------------------------|----|
| 1             | 名古屋市5月臨時会（2018年5月18日～22日）             |    |
| （1）           | 5月臨時会について                             | 1  |
| （2）           | 議案への態度                                | 1  |
| （3）           | 請願・陳情について                             |    |
| ◇賛成討論         | さいとう愛子議員    市立図書館の再編計画は再検討が必要         | 2  |
| （4）           | 議会人事について                              |    |
| 議長・副議長選への所信表明 |                                       | 3  |
| 委員会所属の決定、議席図  |                                       | 4  |
| 2             | 名古屋市6月定例会（2018年6月19日～7月4日）            |    |
| （1）           | 6月定例会について                             | 6  |
| （2）           | 議案質疑                                  |    |
| ◇江上博之議員       | 課題がいっぱい、天守閣木造化の木材調達契約の段階ではない          | 7  |
| （3）           | 議案外質問                                 |    |
| ◇藤井ひろき議員      | 介護保険利用者負担の軽減を／高齢者が入居しやすい市営住宅に         | 12 |
| ◇西山あさみ議員      | 同性パートナーの市営住宅入居を認めよ                    | 17 |
| ◇柴田民雄議員       | 介護認定事務の委託・集約化をやめよ／自立支援医療への助成を         | 20 |
| ◇くれまつ順子議員     | 給食費無償化と18歳までの医療費無料化／ヒバクシャ国際署名に賛同を     | 27 |
| （3）           | 補正予算案等の概要と委員会の概要                      | 32 |
| ◇反対討論         | 西山あさみ議員    文化庁も本物の価値があるという現天守を壊していいのか | 34 |
|               | 補正予算等の議案への各会派の態度                      | 35 |
| （4）           | 請願・陳情について                             |    |
| 受付された新規請願・陳情  |                                       | 37 |
| 請願の態度         |                                       | 39 |
| ◇賛成討論         | 岡田ゆき子議員    障害のある方の生活の場を保証する滋養を堅持せよ    | 43 |
| （6）           | 意見書・決議                                | 44 |
| （4）           | 閉会中の委員会審査                             | 48 |
| 3             | 名古屋港管理組合議会6月定例会（6月7日～8日）              |    |
| （1）           | 名港議会6月定例会について                         | 56 |
|               | 議案に対する態度                              | 56 |
| （2）           | 議案質疑／一般質問                             |    |
| ◇高橋ゆうすけ議員     | しゅんせつ土砂は港内処理を原則に                      | 57 |
| ◇山口清明議員       | ヒアリ等の対策／浮き屋根式巨大タンクの防災対策を              | 61 |
| 4             | その他                                   |    |
| （1）           | 声明・申し入れ                               | 68 |
| （2）           | 資料                                    | 72 |

## 5月臨時会について

一、5月臨時会が5月18日～22日に行われ、議長・副議長選挙、各委員会への議員の所属など議会の人事と専決処分した条例案2件の審議が行われました。

一、議案審議に先立ち、閉会中に審査された請願のうち異議申し立てのあった1件の請願について、さいとう愛子議員が本会議討論を行い、採決が行われました。

一、専決処分2件の審議と議決が行われた後、議議長・副議長選挙が行われました。選挙に先立ち、議員総会で議長・副議長候補による所信表明が行われ、本会議で投票が行われました。

一、18日には、常任委員会と特別委員会の選任が行われ、21日は、一部事務組合議員の選任、副市長と監査委員の選任などが行われました。

一、5月臨時会に陳情4件が提出されました。(明細は6月議会)

一、日本共産党や各会派の団役員は下記のとおり。

一、臨時会後に新議長に対し「議会改革の提案」を申し入れました。

5月臨時会の日程(予定)

| 日   | 内容                                      |
|-----|-----------------------------------------|
| 18日 | 本会議 請願討論・採決<br>専決処分(条例改正)の提案説明・質疑       |
|     | 委員会 議案の質疑                               |
|     | 本会議 議案の討論・採決                            |
|     | 議員総会 議長・副議長候補の所信表明                      |
|     | 本会議 議長・副議長選挙<br>議会運営委員会委員の選任            |
| 21日 | 本会議 常任・特別委員会委員の選任                       |
| 22日 | 本会議 一部事務組合議会議員の選任<br>監査委員(議会選出・識見選出)の選任 |

### ◇会派構成(2018年5月18日現在)

|                  |    |
|------------------|----|
| 日本共産党名古屋市議員団(共産) | 12 |
| 自由民主党名古屋市議員団(自民) | 22 |
| 名古屋民主市議員団(民主)    | 18 |
| 公明党名古屋市議員団(公明)   | 12 |
| 減税日本ナゴヤ(減税)      | 10 |

議長選挙の結果(○:当選者)

|          |     |         |     |
|----------|-----|---------|-----|
| ○坂野公寿(自) | 62票 | ○木下優(公) | 62票 |
| 田口一登(共)  | 12票 | 山口清明(共) | 12票 |

副議長選挙の結果

議員75名。投票総数74票(欠員1)

各会派の主な役員(2017年5月17日現在)

|    | 団長     | 幹事長    | 政審委員長<br>(政調会長) | 会計責任者<br>(財務委員長) | 広報委員長 |
|----|--------|--------|-----------------|------------------|-------|
| 共産 | 田口一登   | 江上博之   | 山口清明            | くれまつ順子           | さはしあこ |
| 自民 | 藤沢ただまさ | 成田たかゆき | 松井よしのり          | 浅井正仁             | —     |
| 民進 | おくむら文洋 | 岡本やすひろ | 橋本ひろき           | 服部将也             | 森ともお  |
| 公明 | 三輪芳裕   | 田辺雄一   | 近藤和博            | 長谷川由美子           | ばばのりこ |
| 減税 | 浅井康正   | 田山宏之   | 手塚将之            | 鹿島としあき           | —     |

日本共産党名古屋市議団の構成と役員

|            |             |
|------------|-------------|
| 団長         | 田口一登(天白区)   |
| 副団長        | 岡田ゆき子(北区)   |
| 幹事長        | 江上博之(中川区)   |
| 政審委員長      | 山口清明(港区)    |
| 副幹事長・広報委員長 | さはしあこ(緑区)   |
| 会計責任者      | くれまつ順子(守山区) |
| 幹事         | 高橋ゆうすけ(南区)  |
| 団員         | 青木ともこ(西区)   |
|            | さいとう愛子(名東区) |
|            | 柴田たみお(昭和区)  |
|            | 西山あさみ(中区)   |
|            | 藤井ひろき(中村区)  |

## 主な議案に対する会派別態度(5月臨時会)

5月臨時会の主な議案と態度(2018年5月18日・22日)

| 専決処分の議案                            | 各会派の態度 |   |   |   |   | 結果 | 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------|--------|---|---|---|---|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                    | 共      | 自 | 民 | 公 | 減 |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 専決処分(名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部改正)    | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | ・地方税法等の一部改正が3月31日公布、4月1日施行されたことに伴い、市税条例と市税減免条例のうち4月施行が必要な固定資産税・都市計画税関係で3月31日に条例を改正し、4月1日施行。<br>(1) 2018年の評価替えで固定資産税の負担調整措置を2020年度まで継続<br>(2) 昨年度新設された田園住居地域内の市街化区域農地の評価方法を生産緑地並みに<br>(3) わがまち特例の課税標準の特例を一部廃止したので引用条項が移動<br>(4) 市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置を廃止<br>(5) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の1/3を2年間減額する。 |
| 専決処分(病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例等の一部改正) | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | ・医療法施行規則の一部改正が3月22日公布、4月1日施行されたことに伴い、病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例等の規定中、緊急を要する事項を3月30日に改正、4月1日施行。<br>・3月31日に経過措置期限が到来する病院・診療所の療養病床等に係る人員基準の経過措置を2024年3月31日まで延長。                                                                                                                                                                  |
| 人事委員会委員の選任                         | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 西部啓一(元議会事務局長、水道局長。退職後都市産業振興公社理事長。2014年人事委員会委員。再)                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 監査委員選任(議会選出)                       | ●      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 議員選出枠: 丹羽ひろし(自民)。共産党を除外しての自・民・公での談合人事。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 監査委員選任(議会選出)                       | ●      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 議員選出枠: 福田誠治(民進)。共産党を除外しての自・民・公での談合人事。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

○=賛成 ●=反対 共:日本共産党 自:自民党 民:名古屋民主 公:公明党 減:減税日本ナゴヤ

## 請願採択を求める討論 (5月18日)

### 市立図書館の再編計画は市民の意見をよく聞いて再検討が必要

さいとう愛子議員



#### 「なごやアクティブ・ライブラリー構想」に関する請願について

#### 市民向け説明会は1回だけ。拙速すぎる市立図書館の再編計画

【さいとう議員】ただいま議題となっております「なごやアクティブ・ライブラリー構想」に関する請願の採択を求めて討論します。

昨年12月に策定された、「なごやアクティブ・ライブラリー構想」は、市域を5つのブロックに分け、鶴舞中央図書館以外の20図書館に格差を設け、民間活力の導入・売却までも検討するという全市民にかかわる大幅な再編構想です。しかし、市民向けの説明会は、たった1回しか行わず、十分な周知に努めることもないまま、パブリックコメントに付し、拙速に構想の策定を進めたことは重大です。

#### パブコメに814件の意見。 「ブロック化で司書を削減するなんて」

市民への情報提供が不十分であったにもかかわらず、パブリックコメントには、814件もの意見が寄せられ、「ブロック化の名のもとに司書が集約されるということは賛成できません」などの声がありました。市民にとって、知的財産である図書館の再編構想は、スケジュールありきでなく、パブリックコメントで出された意見

を十分精査すべきというこの請願の趣旨をくんで、構想内容の再検討を求めます。

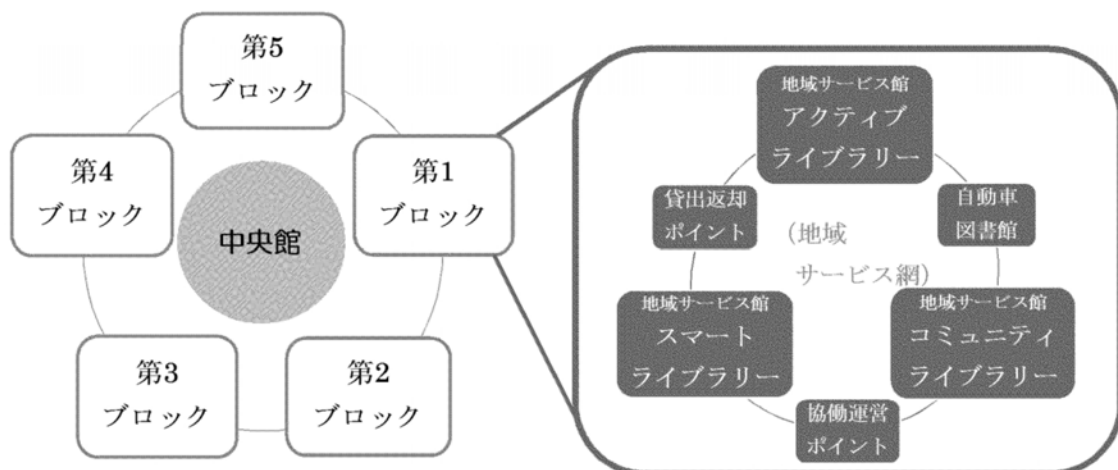
#### 民間活力の導入で市立図書館の縮小・売却される懸念が

また、請願者は、「なごやアクティブ・ライブラリー構想」とは切り離れた上で、星が丘周辺を候補地とする新たな図書館建設の早期実現を求めています。これは、「構想」に基づいて星が丘周辺に、新たな図書館が建設されるなら、現在ある、千種・名東・守山・東区の図書館は、全て、民間活力が導入され、縮小、売却の対象となる懸念があるからです。

以上から、請願の趣旨をくんで、採択を強く求めて討論を終わります。

#### 自・民・公・減が不採択に

採決の結果、自・民・公・減の多数で不採択・審査打切になりました。





## 議会の人事について

◆議長・副議長人事をはじめとした議会人事などがおこなわれました。

### 議長選挙にあたっての所信表明

田口一登

田口一登でございます。議長候補としての所信を表明させていただきます。

私は、公正公平、民主的で円滑な議会運営に努めるとともに、「市民に開かれ、市民に身近で存在感のある議会を作り上げる」（議会基本条例）のために、精いっぱい努力する所存でございます。本市会は、充実した議案審議と闊達な討論、執行機関にたいする監視・評価、活発な政策立案・政策提言などに努めてきたと思っております。こうした議会の役割がさらに果たされるよう、議員の皆様とともに取り組んでまいります。

その上で、議会改革の課題について2点表明させていただきます。

第一は、政務活動費についてであります。

全国市民オンブズマン連絡会議が昨年9月に発表した政務活動費の情報公開度ランキングでは、政令指定都市の中で本市はワースト1（ワン）という不名誉な順位を記録しています。議会基本条例では政務活動費について、「使途の透明性を確保するために、領収書等の証拠書類を公開するとともに、政務活動費による活動成果を市民へ報告するよう努める」と定めていることから、使途の透明性を向上させることは喫緊の課題であります。他の政令市においては、領収書等をインターネット上で公開、または公開予定の議会が20市中9市にのぼっており、本市会でも領収書等のネット公開など使途の透明化を進めていきたいと思います。

第二は、議員報酬についてであります。

報酬額は、市長が議会に押し付けるものではありません。議員報酬に関して、「民意を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用することができる」という議会基本条例の規定に則って、議会が市民の意見を聞く場を設けて、市民の意見を踏まえながら検討する必要があると考えます。

以上、私の所信の一端を述べさせていただきました。ご賛同をよろしくお願いいたします。



### 副議長選挙にあたっての所信表明

山口清明

副議長に立候補します山口清明です。所信を表明させていただきます。

私は、副議長として何よりもまず、新議長を誠実に支えていく決意です。

8年前に制定された名古屋市議会基本条例を私は心から誇りに思っています。条例前文には「私たち、名古屋市会は・・・本市の住民自治と民主主義を発展させ、市民生活の向上を図るため、自ら議会改革に取り組み、市民の声を聴き、市民の視点から政策立案、政策提言できる議会を目指す」とうたっています。

制定時の初心を思い起こし、議長はじめ議員のみなさんと共に、議会基本条例が掲げた理念を議会運営に生かすために働いてまいります。

私は、つたない経験ですが、政策審議の担当者として会派間の意見書をめぐる議論に参加し、また広報担当として市会便りの編集にも何年か携わってきました。市民の多様な意見を議会に反映させながら、全会一致の原則を踏まえた民主的運営をどう貫くか、先輩同僚議員との真摯な議論からたくさんのことを学ばせていただきました。この経験も活かして、日本一市民に開かれた民主的な議会運営に貢献したい。とりわけ、市民への説明責任をより果たす議会への改革をすすめます。

第一に、中断している議会報告会の開催です。市民が議会で口頭陳情することはいまや当たり前の風景となりました。こんどは議会が市民の中へ出かけていく議会報告会を開催する番です。数年間、議会から予算要望していますが、市長はかたくなに拒否しています。事態打開のために、各区役所の講堂を活用し、手弁当で自主的に議会報告会を開き、まず市民と議会の距離を縮めていきます。

第二に、市会広報の充実です。議会の取り組みをよりわかりやすく市民に届けるために、市民から編集委員や読者モニターを広く募り、市民参加の編集でより読まれる広報誌にします。ページ数、発行回数の増加も不可欠です。

第三に、委員会の要求資料など会議等で用いた資料をネット上でも公開することです。議会中継とあわせて活用することにより、議会がもっと市民に身近になります。

改革に必要な予算獲得のために、世論を高め、市民と議会の総意で市長へ強く迫ります。市民に身近な議会をめざす改革努力のなかでこそ、議員報酬に関する市民合意も形成できるのではないのでしょうか。

以上、私の所信の一端を述べさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。



◆委員長、副委員長は議席数に応じて配分され、日本共産党にも委員長1・副委員長2の配分があります（公明・減税も同じ）。日本共産党議員の委員会所属は、次のとおりです。

### ◆日本共産党議員の委員会所属 (◎：委員長 ○：副委員長)

| 常任委員会    | 議員名               | 特別委員会                 | 議員名              | その他                   | 議員名                      |
|----------|-------------------|-----------------------|------------------|-----------------------|--------------------------|
| 総務環境委員会  | ○さはしあこ<br>田口一登    | 大都市制度・広域連携<br>促進特別委員会 | 江上博之<br>柴田民雄     | 議会運営委員会<br>(☆は理事)     | ☆江上博之<br>さはしあこ<br>高橋ゆうすけ |
| 財政福祉委員会  | ○岡田ゆき子<br>柴田民雄    | 防災・エネルギー対策<br>特別委員会   | ○さいとう愛子<br>岡田ゆき子 | 市会だより編集委員             | さはしあこ                    |
| 教育子ども委員会 | 青木ともこ<br>さいとう愛子   | 産業・歴史文化・観光<br>戦略特別委員会 | ◎田口一登<br>藤井ひろき   | 名古屋港管理組合議会            | 山口清明<br>高橋ゆうすけ           |
| 土木交通委員会  | ◎くれまつ順子<br>高橋ゆうすけ | 都市活力向上特別委員<br>会       | くれまつ順子<br>西山あさみ  | 愛知県競馬組合議会             | 柴田民雄                     |
| 経済水道委員会  | 江上博之<br>西山あさみ     | 公社対策特別委員会             | 青木ともこ<br>山口清明    | 名古屋競輪組合議会             | 西山あさみ                    |
| 都市消防委員会  | 藤井ひろき<br>山口清明     | 安心・安全まちづくり<br>特別委員会   | ○高橋ゆうすけ<br>さはしあこ | 愛知県後期高齢者医療広<br>域連合議会  | くれまつ順子                   |
|          |                   |                       |                  | 名古屋市都市計画審議会           | 藤井ひろき                    |
|          |                   |                       |                  | 町名、町界審議会              | くれまつ順子<br>山口清明           |
|          |                   |                       |                  | 名古屋市民火災共済生活<br>協同組合理事 | さいとう愛子                   |

名古屋市政資料 No.199 (2018年5月臨時会)

議会運営委員会 ( (◎: 委員長 ○: 副委員長 △: 理事) )

| 名前     | 会派 | 区  | 名前      | 会派 | 区  | 名前                                            | 会派 | 区  | 名前    | 会派 | 区  | 名前    | 会派 | 区  |
|--------|----|----|---------|----|----|-----------------------------------------------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|
| △江上博之  | 共  | 中川 | ◎成田たかゆき | 自  | 天白 | うえぞの晋介                                        | 民  | 西  | 山田昌弘  | 民  | 千種 | 中村満   | 公  | 中村 |
| さはしあこ  | 共  | 緑  | 西川ひさし   | 自  | 昭和 | △岡本やすひろ                                       | 民  | 緑  | 金庭宜雄  | 公  | 守山 | △田山宏之 | 減  | 北  |
| 高橋ゆうすけ | 共  | 南  | 服部しんのすけ | 自  | 熱田 | 土居よしもと                                        | 民  | 瑞穂 | ○田辺雄一 | 公  | 千種 | 増田成美  | 減  | 緑  |
| 斉藤たかお  | 自  | 中村 | ふじた和秀   | 自  | 瑞穂 | 会派 共: 日本共産党 自: 自民党 民: 名古屋民主 公: 公明党 減: 減税日本ナゴヤ |    |    |       |    |    |       |    |    |

常任委員会 ◎委員長 ○副委員長

| 総務環境委員会 (13) |    |    | 財政福祉委員会 (13) |    |    | 教育子ども委員会 (12) |    |    | 土木交通委員会 (12) |    |    | 経済水道委員会 (13) |    |    | 都市消防委員会 (12) |    |    |
|--------------|----|----|--------------|----|----|---------------|----|----|--------------|----|----|--------------|----|----|--------------|----|----|
| 名前           | 会派 | 区  | 名前           | 会派 | 区  | 名前            | 会派 | 区  | 名前           | 会派 | 区  | 名前           | 会派 | 区  | 名前           | 会派 | 区  |
| ○さはしあこ       | 共  | 緑  | ○岡田ゆき子       | 共  | 北  | 青木ともこ         | 共  | 西  | ◎くれまつ順子      | 共  | 守山 | 江上博之         | 共  | 中川 | 藤井ひろき        | 共  | 中村 |
| 田口一登         | 共  | 天白 | 柴田民雄         | 共  | 昭和 | さいとう愛子        | 共  | 名東 | 高橋ゆうすけ       | 共  | 南  | 西山あさみ        | 共  | 中  | 山口清明         | 共  | 港  |
| ◎浅井正仁        | 自  | 中川 | 岡本善博         | 自  | 中川 | 丹羽ひろし         | 自  | 名東 | 伊神邦彦         | 自  | 千種 | ○浅野有         | 自  | 西  | 斉藤たかお        | 自  | 中村 |
| 岩本たかひろ       | 自  | 緑  | ◎北野よしはる      | 自  | 守山 | ○服部しんのすけ      | 自  | 熱田 | 小出昭司         | 自  | 中村 | 中川貴元         | 自  | 東  | 中里高之         | 自  | 緑  |
| 藤沢ただまさ       | 自  | 南  | 成田たかゆき       | 自  | 天白 | ふじた和秀         | 自  | 瑞穂 | 坂野公壽         | 自  | 港  | 中田ちづこ        | 自  | 中  | 西川ひさし        | 自  | 昭和 |
| 渡辺義郎         | 自  | 北  | 横井利明         | 自  | 南  | ◎うかい春美        | 民  | 中村 | おくむら文洋       | 民  | 昭和 | 松井よしのり       | 自  | 守山 | ○吉田茂         | 自  | 港  |
| ○うえぞの晋介      | 民  | 西  | 岡本やすひろ       | 民  | 緑  | 服部将也          | 民  | 北  | 塚本つよし        | 民  | 瑞穂 | 田中里佳         | 民  | 天白 | 小川としゆき       | 民  | 守山 |
| 久野浩平         | 民  | 中川 | くにまさ直記       | 民  | 東  | 松本まもる         | 民  | 緑  | ○森ともお        | 民  | 熱田 | 日比美咲         | 民  | 名東 | 加藤一登         | 民  | 港  |
| 橋本ひろき        | 民  | 南  | 斎藤まこと        | 民  | 千種 | 中村満           | 公  | 中村 | 金庭宜雄         | 公  | 守山 | ○山田昌弘        | 民  | 千種 | 土居よしもと       | 民  | 瑞穂 |
| 木下優          | 公  | 中川 | 近藤和博         | 公  | 緑  | ばばのりこ         | 公  | 中川 | ○佐藤健一        | 公  | 港  | 小林祥子         | 公  | 名東 | ◎沢田晃一        | 公  | 西  |
| 田辺雄一         | 公  | 千種 | ○福田誠治        | 公  | 熱田 | ○浅井康正         | 減  | 名東 | 鎌倉安男         | 減  | 守山 | 長谷川由美子       | 公  | 北  | 三輪芳裕         | 公  | 天白 |
| 鈴木孝之         | 減  | 天白 | 田山宏之         | 減  | 北  | 高木善英          | 減  | 中川 | 佐藤あつし        | 減  | 中  | ◎鹿島としあき      | 減  | 西  | ○大村光子        | 減  | 昭和 |
| 欠 員          |    |    | 増田成美         | 減  | 緑  |               |    |    |              |    |    | 手塚将之         | 減  | 千種 |              |    |    |

会派 共: 日本共産党 自: 自民党 民: 名古屋民主 公: 公明党 減: 減税日本ナゴヤ

特別委員会 ◎委員長 ○副委員長

| 大都市制度・広域連携促進<br>特別委員会 (12) |    |    | 防災・エネルギー対策<br>特別委員会 (12) |    |    | 産業・歴史文化・観光戦略<br>特別委員会 (13) |    |    | 都市活力向上<br>特別委員会 (13) |    |    | 公社対策特別委員会 (13) |    |    | 安心・安全なまちづくり<br>対策特別委員会 (12) |    |    |
|----------------------------|----|----|--------------------------|----|----|----------------------------|----|----|----------------------|----|----|----------------|----|----|-----------------------------|----|----|
| 名前                         | 会派 | 区  | 名前                       | 会派 | 区  | 名前                         | 会派 | 区  | 名前                   | 会派 | 区  | 名前             | 会派 | 区  | 名前                          | 会派 | 区  |
| 江上博之                       | 共  | 中川 | 岡田ゆき子                    | 共  | 北  | ◎田口一登                      | 共  | 天白 | くれまつ順子               | 共  | 守山 | 青木ともこ          | 共  | 西  | さはしあこ                       | 共  | 緑  |
| 柴田民雄                       | 共  | 昭和 | ○さいとう愛子                  | 共  | 名東 | 藤井ひろき                      | 共  | 中村 | 西山あさみ                | 共  | 中  | 山口清明           | 共  | 港  | ○高橋ゆうすけ                     | 共  | 南  |
| ◎中田ちづこ                     | 自  | 中  | 中里高之                     | 自  | 緑  | ○浅野有                       | 自  | 西  | 岡本善博                 | 自  | 中川 | 浅井正仁           | 自  | 中川 | 伊神邦彦                        | 自  | 千種 |
| 丹羽ひろし                      | 自  | 名東 | ○吉田茂                     | 自  | 港  | 北野よしはる                     | 自  | 港  | ◎斉藤たかお               | 自  | 中村 | 小出昭司           | 自  | 中村 | 岩本たかひろ                      | 自  | 緑  |
| 松井よしのり                     | 自  | 守山 | 渡辺義郎                     | 自  | 北  | 藤沢ただまさ                     | 自  | 南  | 成田たかゆき               | 自  | 天白 | 中川貴元           | 自  | 東  | 坂野公壽                        | 自  | 港  |
| 横井利明                       | 自  | 南  | 加藤一登                     | 民  | 港  | ふじた和秀                      | 自  | 瑞穂 | 西川ひさし                | 自  | 昭和 | ○服部しんのすけ       | 自  | 熱田 | 小川としゆき                      | 民  | 守山 |
| おくむら文洋                     | 民  | 昭和 | ◎田中里佳                    | 民  | 天白 | 岡本やすひろ                     | 民  | 緑  | うかい春美                | 民  | 中村 | うえぞの晋介         | 民  | 西  | 土居よしもと                      | 民  | 瑞穂 |
| くにまさ直記                     | 民  | 東  | 橋本ひろき                    | 民  | 南  | 久野浩平                       | 民  | 中川 | 斎藤まこと                | 民  | 千種 | ○塚本つよし         | 民  | 瑞穂 | ○日比美咲                       | 民  | 名東 |
| 山田昌弘                       | 民  | 千種 | 金庭宜雄                     | 公  | 守山 | 森ともお                       | 民  | 熱田 | ○松本まもる               | 民  | 緑  | 服部将也           | 民  | 北  | ◎小林祥子                       | 公  | 名東 |
| 沢田晃一                       | 公  | 西  | ばばのりこ                    | 公  | 中川 | ○佐藤健一                      | 公  | 港  | 木下優                  | 公  | 中川 | 近藤和博           | 公  | 緑  | 長谷川由美子                      | 公  | 北  |
| ○中村満                       | 公  | 中村 | 佐藤あつし                    | 減  | 中  | 福田誠治                       | 公  | 南  | 三輪芳裕                 | 公  | 天白 | 田辺雄一           | 公  | 千種 | 浅井康正                        | 減  | 名東 |
| ○増田成美                      | 減  | 緑  | 鈴木孝之                     | 減  | 天白 | 高木善英                       | 減  | 中川 | ○鎌倉安男                | 減  | 守山 | ◎大村光子          | 減  | 昭和 | 手塚将之                        | 減  | 千種 |
|                            |    |    |                          |    |    | 欠 員                        |    |    | 田山宏之                 | 減  | 北  | 鹿島としあき         | 減  | 西  |                             |    |    |

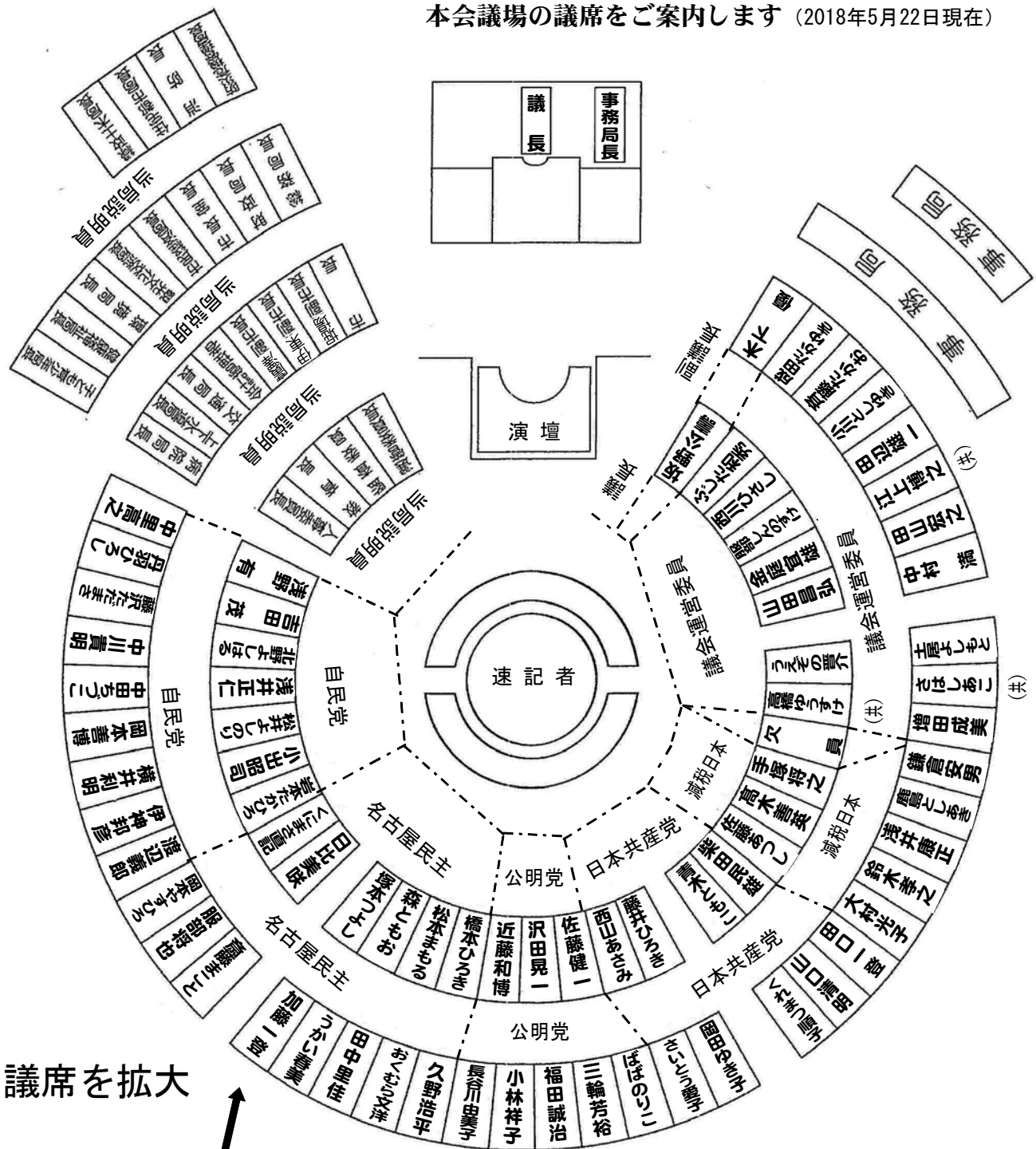
会派 共: 日本共産党 自: 自民党 民: 名古屋民主 公: 公明党 減: 減税日本ナゴヤ

組合議会 (名古屋市議会選出分)

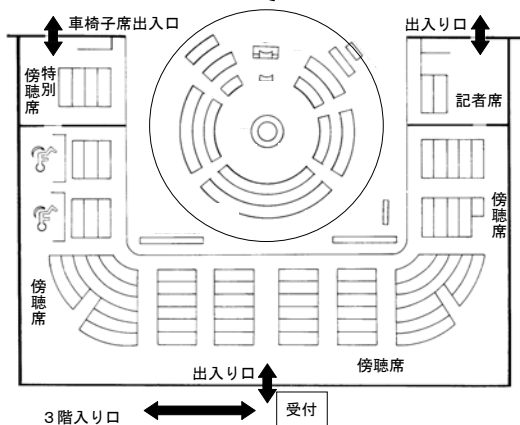
| 愛知県競馬組合議会議員 (8) |    |    | 名古屋競輪組合議会議員 (8) |    |    | 名古屋港管理組合議会議員 (15) |    |    |       |    |    | 愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員 (9) |    |    |
|-----------------|----|----|-----------------|----|----|-------------------|----|----|-------|----|----|------------------------|----|----|
| 名前              | 会派 | 区  | 名前              | 会派 | 区  | 名前                | 会派 | 区  | 名前    | 会派 | 区  | 名前                     | 会派 | 区  |
| 柴田民雄            | 共  | 昭和 | 西山あさみ           | 共  | 中  | 高橋ゆうすけ            | 共  | 南  | 田中里佳  | 民  | 天白 | 岡田ゆき子                  | 共  | 北  |
| 斉藤たかお           | 自  | 中村 | 小出昭司            | 自  | 中村 | 山口清明              | 共  | 港  | 橋本ひろき | 民  | 南  | 浅野有                    | 自  | 西  |
| 松井よしのり          | 自  | 守山 | 中里高之            | 自  | 緑  | 岩本たかひろ            | 自  | 緑  | 服部将也  | 民  | 北  | 伊神邦彦                   | 自  | 千種 |
| 横井利明            | 自  | 南  | ふじた和秀           | 自  | 瑞穂 | 岡本善博              | 自  | 中川 | 田辺雄一  | 公  | 千種 | 服部しんのすけ                | 自  | 熱田 |
| 岡本やすひろ          | 民  | 緑  | うかい春美           | 民  | 中村 | 中川貴元              | 自  | 東  | 福田誠治  | 公  | 南  | 久野浩平                   | 民  | 中川 |
| 山田昌弘            | 民  | 千種 | 小川としゆき          | 民  | 守山 | 中田ちづこ             | 自  | 中  | 浅井康正  | 減  | 名東 | 斎藤まこと                  | 民  | 千種 |
| 金庭宜雄            | 公  | 守山 | 沢田晃一            | 公  | 西  | 西川ひさし             | 自  | 昭和 | 増田成美  | 減  | 緑  | 佐藤健一                   | 公  | 港  |
| 鹿島としあき          | 減  | 西  | 大村光子            | 減  | 天白 | 加藤一登              | 民  | 港  |       |    |    | ばばのりこ                  | 公  | 中川 |
|                 |    |    |                 |    |    |                   |    |    |       |    |    | 鈴木孝之                   | 減  | 天白 |

会派 共: 日本共産党 自: 自民党 民: 名古屋民主 公: 公明党 減: 減税日本ナゴヤ

本会議場の議席をご案内します (2018年5月22日現在)



議席を拡大



傍聴は本庁舎3階の受付で氏名・住所・年齢を記入して傍聴券をもらい入場します。定員は356席（障害者6席）です。

階段を登ることが困難な方は本庁舎3階側にもバリアフリー対応受付があります（だれでも利用できます）。

聴覚障害のため声が聞き取りづらい方のため一区画(18席+車椅子席2席)に磁気ループシステムを設置。Tマーク付きの補聴器ならTマークに切り替えると声を聴くことができます（5名まで受信機も貸し出し）。

## 6月定例会について

一、6月定例会は6月19日～7月4日の会期で行われました。

一、市長からの提出議案は、アジア大会の招致金（名古屋市負担分）などの補正予算案や法改正に伴う市税条例改正案などの他、天守閣木造復元に向けた木材調達の第1次分94億円の契約など15件と人事案2件、6月18日の大阪北部地震を受けての民間住宅のブロック撤去助成の補正予算などの追加分など19件でした。

一、日本共産党市議団の本会議質問時間は107分。議案質疑には江上博之議員、議案外質問には、藤井ひろき議員、西山あさみ議員、柴田民雄議員、くれまつ順子議員がたち、天守閣木造復元、介護保険利用料の軽減、市営住宅の入居要件緩和、同性パートナーへの市営住宅入居、介護認定事務の丸ごと委託問題、精神医療の通院での自立支援医療、給食費の無償化、18歳までの医療費無料化、ヒバクシャ署名について市長をたどしました。

一、市長提出の19議案のうち、日本共産党は名古屋城天守閣木造復元に関連した木材調達契約と自転車駐車場の指定管理（有料化）、都心の開発計画の綿製要件を緩和する条例改正案の3件に反対、12件に賛成しました。天守閣の木材調達契約には西山あさみ議員が反対討論を行い、採決に当たっては日本共産党のほか自民の2議員（丹羽・伊神）も反対しました。

一、意見書は、各会派から10件が提案され、5件を可決、日本共産党が提出した3件のうち1件が公明党案と一本化して成立し、他の2件は否決されました。

一、6月議会に請願・陳情は提出されませんでした。5月臨時会で受理された陳情4件が、6月議会閉会後9月議会開会までの閉会中に委員会審査されます。

一、閉会中に審査された請願のうち、5月臨時会での採決に間に合わなかった請願について、異議申し立てのあった2件について本会議での討論・採決が行われ、岡田ゆき子議員が「デイサービス型地域活動支援事業に関する平成30年1月10日付健康福祉局障害福祉部障害者支援課長名通知を撤回し、これまで通りの制度運用及び支給決定要件の継続を求める請願」の採択を求めて討論を行いました。

一、5月末に議長に提出した2017年度の政務活動費収支報告書が7月2日から公開されました。

一、名古屋市会総務環境委員会が7月11日～13日に広島市などを視察する予定でしたが、7月上旬の西日本豪雨による被害が各地で発生している状況を考慮し、中止しました。

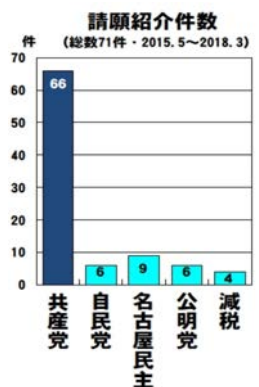
### 2018年6月議会日程

| 月日           | 曜       | 時間          | 会議  | 備考                                    |
|--------------|---------|-------------|-----|---------------------------------------|
| 6/19         | 火       | 11:00       | 本会議 | 開会<br>議案の提案説明                         |
| 6/22<br>～26  | 金<br>～火 | 10:00       | 本会議 | 議案質疑<br>議案外質問                         |
| 6/27<br>～7/3 | 水<br>～火 | 10:30<br>など | 委員会 | 27日は3分演説<br>質疑・資料要求・総括質疑<br>7月3日に意思決定 |
| 7/4          | 水       | 13:00       | 本会議 | 委員長報告、討論、採決<br>追加補正予算案の提案説明           |
|              |         |             | 委員会 | 補正予算案の審議・意思決定                         |
|              |         |             | 本会議 | 追加議案の採決<br>意見書採決。閉会                   |

参考：各会派の本会議質問の時間配分（分）

| 会派      | 共産  | 自民  | 民主  | 公明  | 減税 |
|---------|-----|-----|-----|-----|----|
| 人数（人）   | 12  | 22  | 18  | 12  | 10 |
| 個人質問（分） | 107 | 183 | 153 | 107 | 92 |

・各会派に基本時間15分+（565分/75）×会派人数（秒で計算し分に切上げ）





## 議案質疑 (6月22日)

# 天守閣木造化はまだ決まっていない。 木材調達契約をする段階ではない

江上博之議員



## 文化庁の求める現状変更許可申請 について

7月に名古屋市が文化庁に対し行う行為は、  
文化庁が定義する「申請」か 相談か

【江上議員】 通告にしたがい第97号議案、名古屋城天守閣整備事業に伴う木材の請負契約の締結について質問します。

先月5月7日から天守閣入場が禁止されました。そして、今回の木材の契約です。「2022年完成予定の天守閣木造化は、予定通り進んでいる。もう決まったことだ」と言わんばかりの施策提案が続いています。しかし、この事業は木材契約の段階でしょうか。木材契約の前にやるべきことすら行われていない段階ではないでしょうか。この契約は、技術提案交渉方式による名古屋城天守閣整備事業の一環であり、どのような段階であるかを明らかにすることも含めて、以下、観光文化交流局長に質問します。

第1に、文化庁への「現状変更許可」の申請についてお聞きします。現天守の解体、木造化するために現状を変更しようとする、文化庁長官の許可が必要です。許可の申請を名古屋市は、この7月に行うとして聞いてしました。一方、文化庁は、5月31日、参議院文教科学委員会で、名古屋市から「具体的相談をまだ受けておりません」と答弁しています。そこで質問します。7月に名古屋市が行う行為は、文

化庁が定義する「申請」なのか、その前の相談なのか。市はどのように位置づけているのかお答えください。

資料の提出であって、現状変更許可の申請ではない (局長)

【観光文化交流局長】 7月に行うのは、文化庁の内部会議である復元検討委員会で審議するために必要な、天守閣整備事業の基本構想や、復元原案などの図面類を含む資料を提出するもので、現状変更許可の申請ではありません。

この資料が、復元検討委員会で審議され、認められたのち、現状変更許可申請を行い、文化審議会に諮問され、許可されるという流れとなります。

文化財法による手続きは進んでおらず木造化は決まっていない。木材調達の契約を進めるな

【江上議員】 7月に行うのは、申請でないと回答されました。名古屋市の内部では、「木造天守が決まった」としてはいますが、文化財法による手続きは、進んでいない。「木造化は決まっていない」ことが明らかです。そんな段階で、木造化のための木材調達の契約を進めるのは民主的手続きに反することは明らかです。

## バリアフリーについて

福祉都市環境整備指針ができて以降、指針の適用を守らなかった「新しい公共建築物」建設はあるか

【江上議員】 第2にエレベーターを含むバリアフリー問題です。「誰でも名古屋城天守閣に登れるようにしてほしい」とエレベーター設置を障がい者のみなさんが市に求めています。この願いは当たり前のことです。名古屋市もバリアフリーの方針を持っています。「年齢の違いや障害の有無にかかわらず、すべての市民がお互いの理解を深めあい、共に手を携える『人にやさ

現状変更許可取得までの今後の予定

| 時期           | 内容                                  |                                                                       |
|--------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 2018年<br>5月末 | 木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針決定               |                                                                       |
|              | * 基本計画策定までの課題                       | 天守木造復元の意義についての説明<br>基本計画に必要な石垣調査の取りまとめ<br>穴蔵石垣の保全と観覧者の安全性を考慮した基礎構造の検討 |
| 7月           | 基本計画の策定。石垣調査取りまとめ<br>文化庁復元検討委員会(想定) |                                                                       |
| 9月           | 現状変更許可申請 (想定)                       |                                                                       |
| 10月          | 文化審議会(想定)                           |                                                                       |



しいまち名古屋』をめざします。」と名古屋市の福祉都市環境整備指針で示しています。「高齢者や障がい者など、だれもが安全・快適で気軽に外出でき、社会活動に参加できる」ことをめざすと名古屋市総合計画2018でも掲げています。

そこで質問します。福祉都市環境整備指針ができて以降、「新しい公共建築物」を建設するにあたって、指針の適用を守らなかった施設があるのでしょうか。お答えください。

**基本的には指針に基づき整備され、やむを得ず困難な場合にも何らかの措置がとられている (局長)**

【観光文化交流局長】「福祉都市環境整備指針」ができて以降の施設整備にあたっては、基本的には当該指針に基づく整備がされ、またやむを得ず困難な場合にも、何らかの措置がとられている。

**現時点でエレベーターに代わる「新しい技術」はあるのか**

【江上議員】河村市長は、「歴史的建造物を次世代に引き継ぐことは任務」だとして、「エレベーター設置なし」を明らかにしました。その代わり、「新しい技術」を開発するから、バリアフリーに対応できる、と述べています。障がい者の方が、エレベーターを主張しているのは、「エレベーターが最も安全に昇降できる手段」であり、「家族や友達みんなと一緒に上がって楽しめるようにしてほしい」という願いに沿うものだからではありませんか市長の言う「新しい技術」として、「車いすで乗降可能なはしご車」「装着型の移動支援機器」などを例に出しているようです。これに対して、「はしご車に乗せられて城に入る気持ちを本当に考えているのか」「私たちは荷物ではない」と怒りの声が出ています。「新しい技術」は、開発費もどれだけの費用がかかるかわかりません。その費用は税金で支払うのではないのでしょうか。名古屋市の依頼した最新の調査では、年間345万人の入場者が50年間続くと見込んでいます。5月の4日、5日には、3万人を超える入場者だったそうです。その方々が天守閣に行くことができて、これからは、車いすの方は登れないということを想像してみてください。東京パラリンピックで、カナダの車いすバスケットチームのホストタウンになっていますが、その町のシンボルに車いすの方は登れない。こんなことを現実に進めるおつもりでしょうか。

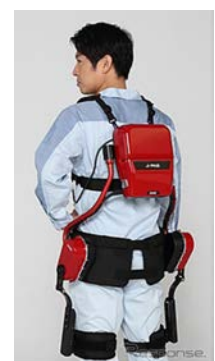
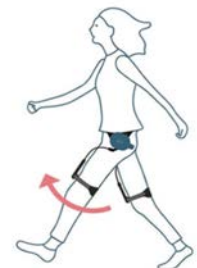
そこで質問します。障がい者のみなさんが求める「誰もがみんなと一緒に楽しく登れる」「新しい技術」は、現時点であるのでしょうか。2022年12月までにできる見通しがあるのでしょうか。お答えください。



**歩行アシスト機器やパワーアシストスーツが実用化されている (局長)**

【観光文化交流局長】地元の福祉製品の開発企業と地元大学の学識者が連携して、歩行アシスト機器を開発し、実用化されているものがある。また、介護の現場において介護作業を支援するパワーアシストスーツなどの開発も進められ、実用化されていると聞いている。これらを含め、大学や企業に具体的な話を聞いているところだ。

今後、新技術の開発に関し、木造天守の階段の実物大模型を建設し、障害者団体を交えたバリアフリーに関する協議会の設置や、新技術を国内外から募集するための検討調査を行い、新技術の実現に向けて検討を進め、2022年12月までに実現したい。



歩行アシスト機器 (左2つ) やパワーアシストスーツ

**電動車椅子とは全く関係ない。まだ新技術はない**

【江上議員】「歩行アシスト機器」とか「介護作業を支援するパワーアシストスーツ」があるから、「新し

2018年6月20日 毎日新聞

## エレベーター求め抗議

名古屋城天守閣復元 障害者ら500人



名古屋城天守閣へのエレベーター設置を訴えながら名古屋市内中心部をデモ行進する障害者ら。一週間で

い技術」があると回答されました。この歩行アシスト機器とは、歩くき方をちょっと軽くするだけ話、これは荷物を持つ方が腰を軽くなるようにする話、電動車椅子とは全く関係がありません。求めている機器はないと回答すべきです。

## 市長には人権問題という認識はあるか

【江上議員】5月28日の障がい者の方との意見交換会で、河村市長は、「市長選でも早期復元の民意を得た」と強調し、知的障害のある息子さんをお持ちの女性が、「多数決ではかつてはいけなかったものに人権問題がある」と反論したという記事がありました。6月19日、障がい者の方の呼びかけで600人が抗議行動を行いました。

市長、エレベーター問題は、城に上れば良いというのではなく、「みんなで、だれでも同じように一緒に楽しく登れる」という個人としてあたりまえの権利が求められている人権問題です。市長は、人権問題という認識がありますか。あるかないか、端的にお答えください。

## 人権の侵害には当たらない（市長）

【河村市長】様々な工夫により可能な限り上層階まで上ることができるよう目指し、現状よりも天守閣の素晴らしさや眺望を楽しめることを保証する。障害者の皆様や不自由な皆様が天守閣に上ることを排除するものではありません。エレベーターの設置に代えて新技術により必ず天守閣へ上っていただくことを保証しているのです、人権の侵害には当たらない。

## 現天守閣について

## 現天守閣の歴史的価値

【江上議員】第3に、「歴史的建造物を復元」という問題です。市長は「歴史的建造物の復元だからエレベーターは設置しない」と言います。今、名古屋市の復元整備基本構想（案）に対する文化庁の復元検討委員会の意見が、先日の経済水道委員会で明らかにされました。「戦後都市文化の象徴であるRC（SRC）造（鉄筋鉄骨造りの）天守を解体するにはなお議論を尽くす必要がある。史資料の豊富さということのみで、名古屋城天守を木造とする考えが正当化できるかどうか検討を要する」という指摘です。5月6日に天守閣に登った方の新聞の感想記事に、1959年の現天守の完成直後の思いで「鉄筋コンクリートだけど、外観は戦

前に近い姿だったのがみんなの自慢でした」と言われています。戦後復興の象徴として市民の願いで作られ、外観は、資料に基づいて精巧につくられたものです。名古屋市の基本構想案の中の記述に、現天守閣の価値として、「その根拠資料の豊富さとそれに基づく外観復元は、他の城郭には見られない特徴であると位置付けることができる」とあります。さらに、「（戦後）復興の象徴としての城郭の再建であると同時に、展示収蔵機能を兼ね備えた博物館相当施設として市民生活に寄与してきたと言える」と記述しています。現天守も再建から59年たちます。鉄筋鉄骨コンクリート建物として名古屋市本庁舎と同様に歴史的建造物としての価値があるのではないのでしょうか。

そこで質問します。現天守閣も歴史的建造物としての価値があると考えますが、いかが認識しているのかお答えください。



「昔のままの北西隅櫓（上）と東南隅櫓（下）。本物の木造です」

## 近世城郭の姿と近代建築の機能性を備え、戦後復興や地域振興など多重のシンボル性を包括（局長）

【観光文化交流局長】市民の機運の高まりにより再建が実現した、近世城郭としての姿と近代建築としての機能性を備えた建造物であり、また、戦後復興や地域



2018年6月15日 読売新聞

## 石垣について

### 文化庁の求める「現在の石垣の劣化状況等に関する現況調査」をいつまでに、どんな体制で行うか

【江上議員】第4に、石垣問題です。昨年5月16日の参議院文教科学委員会では文化庁は、名古屋城天守木造化の条件として、「現在の石垣の劣化状況等に関する現況調査を実施すること」など4条件を満たす必要がある、と答弁しています。天守地下1階の穴倉の根石・背面調査はまだ行われていません。調査は、来年3月までかかると名古屋市は、5月9日の学者など有識者による天守閣部会で、明らかにしました。また、6月1日の有識者による石垣部会では、基本設計で行ったとしていた天守外堀の石垣調査の追加調査を求められ、これもまだ行われていないのではないのでしょうか。さらに、調査の専門家である学芸員についてです。昨年7月まで1人であった石垣担当の学芸員が今年3月退職したと聞きました。学芸員の増員と言われますが、調査体制は厳しい状況ではないのでしょうか。

そこで、質問します。文化庁の求めている「現在の石垣の劣化状況等に関する現況調査」は、いつまでに行う予定でしょうか。また、どんな体制で行う予定でしょうか。お答えください。



穴倉の石垣（上） と はらんだ天守台（下）



## 現天守の価値「評価を」

### 文化庁、市に課題4点指摘

名古屋城天守の本丸御殿を巡り、13日文化庁を訪問した江上議員は、名古屋市長岡氏の抱負と、現天守の価値について、市に4点課題を指摘した。文化庁は、現天守の価値を評価し、劣化状況等に関する現況調査を実施することなど4条件を満たす必要がある、と答弁しています。

### 木造復元の意義説明必要



市は、現天守の価値を評価し、劣化状況等に関する現況調査を実施することなど4条件を満たす必要がある、と答弁しています。文化庁は、現天守の価値を評価し、劣化状況等に関する現況調査を実施することなど4条件を満たす必要がある、と答弁しています。

振興といった多重のシンボル性を包括する名古屋のシンボルとして存在していることと評価している。

### 歴史的建造物として価値がある現復元天守を解体するには相当の理由がある

【江上議員】現天守閣の「歴史的建造物」としての価値を認める答弁でした。

名古屋市の「復元整備基本構想案」でも、現天守閣の再建は、「戦後の住宅不足等、生活の根幹にかかわる問題が山積みしている中、経済的困難の中でも多額の寄付が集まった」とか、「『二度と燃えたり壊れたりしないように』という市民感情や願いが込められている」ともいわれている」と記述されています。

市民の機運、建築技術、近世城郭における近代以降の建造物復元整備の歴史、博物館としての活用など、現天守の価値を基本構想案では42ページ中、14ページにわたって記述しています。それでも、昨年12月から文化庁に提出しているこの文書について、さらに、復元検討委員会の意見として、現天守の価値について説明が求められているのです。

焼失してなくなった建物を復元した本丸御殿と異なり、今、回答されたように歴史的建造物としての価値がある現復元天守を解体して木造化をしようというのですから、相当の理由があるのは当たり前です。しっかりと時間をかける必要があります。費用も莫大にかかります。

## 年度内に報告書をまとめたい 7月に考古の 嘱託学芸員2名を募集する予定（局長）

【観光文化交流局長】「現況調査」は、昨年度から実施している基礎調査と、現在行っている詳細調査の結果を反映させ、一旦7月までに取りまとめ文化庁に提出し、最終的には年度内に報告書を取りまとめたい。調査体制は、現在考古主幹1名、併任で考古主査が1名、そして考古学芸員2名の体制で進めており、考古の嘱託学芸員2名を7月に募集する予定としている。

## 「特別史跡である石垣をしっかりと保全していくことも重要（河村市長）」に変わ りないか

【江上議員】市長は、昨年10月13日の特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議で「特別史跡である石垣をしっかりと保全していくことも重要であると認識しておりますが、石垣部会の構成員皆様方のご意見を伺いながら、文化庁が指摘しているような石垣の保全について対応していきたい」とコメントを出しています。この姿勢に今も変わらないですね。端的にお答えください。

## 変わりない（市長）

【河村市長】「特別史跡である石垣をしっかりと保全していくことも重要である」との認識は変わっておりません。従って文化庁が指摘している石垣の保全について、石垣部会の意見を伺いながら石垣の保全を行って参りたいと考えております。

## 木材について

## 「名古屋城天守閣のために鎮守の森が伐 れている」という記事を承知しているか

【江上議員】最後に、木材の調達についてお聞きします。こんな話があります。今年3月高知県の神社の総代という方から、「ヒノキを竹中工務店から依頼されてきた。伐採させてほしい、という話があった」と電話がありました。また、「名古屋城天守閣のため鎮守の森が伐られている」という題で、「愛知県各地の神社で、鎮守の森の大木が次々と伐られていると聞いた。」と新城市の例が掲載された昨年8月のヤフーニュースの記事があった、と連絡してきた方がいました。木曾ヒノキ、国産材の不足ということで、全国で、「名古屋城天守閣木造化」のために樹木が伐採されているの

でないか、名古屋市以外の人たちに不安を与えているのではないかと心配になりました。

そこで質問します。今述べたような木材の買い付けについての話を名古屋市は承知しているのでしょうか。事例があれば明らかにし、どのように考えているかをお答えください。

以上で第1回目の質問とします。

## そのような事実はない（局長）

【観光文化交流局長】記事の内容について竹中工務店に確認したが、そのような事実はないと聞いている。

## 木材の契約段階ではない。いったん立ち止 まって市民の声を聞くべき（いけん）

【江上議員】差別を助長するような公共建築物をつくっていいのでしょうか。現事業はいったん立ち止まって、みんなの声、意見を聞く場、時間を求めます。木材の契約の段階でないことなど、審議を委員会で引き続き行うこととし質問を終わります。



## 議案外質問 (6月22日)

介護保険の利用料軽減を／市営住宅の入居条件緩和で高齢者の住まい確保を  
藤井ひろき議員

## 介護保険に係る利用者負担の軽減について

## 低所得高齢者を対象に介護サービス利用料を軽減すべきでは

【藤井議員】先日、老々介護をされている皆さんにお会いしてきました。認知症の夫を介護する女性からは「在宅介護を前面に推し進めるのであれば、介護する人のフォローをしっかりしてほしい」、神経障害で膝から下がマヒして歩行が困難な妻を介護する男性からは「自分の息子や娘に、自分たちの介護を頼れる時代ではなくなった」などの声がありました。

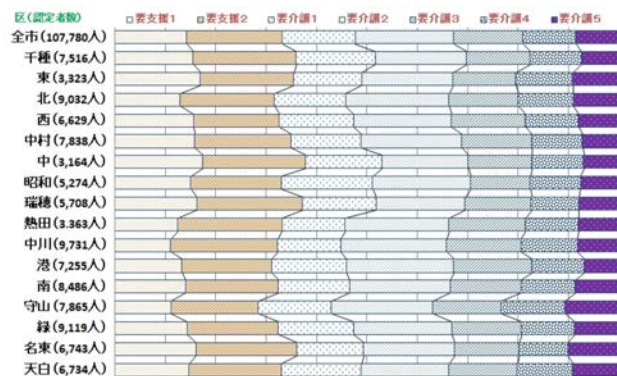
80代2人暮らし夫婦の老々介護の実態を、紹介します。要介護5、障害者1級の妻を夫が介護しています。妻は、ベッドから降り立つことはできますが、歩行はできず、寝たきりに近い状態です。「できるだけ、自宅で過ごしたい」という妻の希望に応じて、デイサービスを週4日利用され、残り3日間は、ヘルパーを利用しています。月の介護保険利用料は6万円を超えるため、高額介護サービス費を利用しています。上限額24,600円ですが、介護に関する費用はこれだけではすみません。「自分の飯は自炊するが妻には、柔らかい美味しい物を食べさせたい」と、妻の毎日の夕食は配食サービスを利用します。この夕食代で月19,200円か

かります。これは介護保険の対象外です。同じく対象にならない紙おむつ代が月3,000円ほど、他にも介護に関わる日常生活費を合わせますと、介護に関する費用は、毎月5万円を超えます。

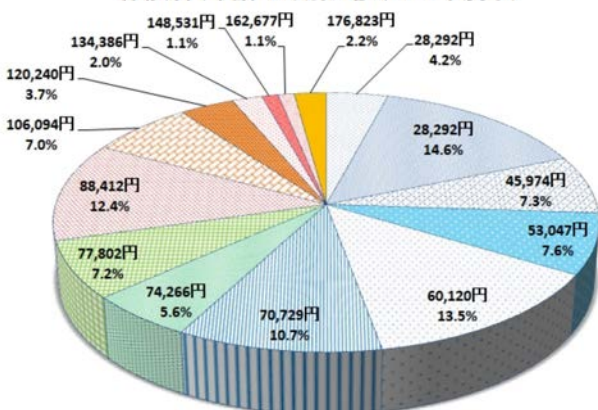
介護保険利用料の一割負担と、保険外の負担を合わせた介護関連費用が、在宅介護で大きな負担となっています。夫婦の年金、月169,000円から、アパートの家賃や社会保険料を引き、介護に関する費用を引きますと残り7万円ほど。これが月の日常生活に使える金額です。夫は話します。「連れ添って55年、長年支え合ってきたが、日々の介護で、ゆううつになる時もある」。こういった声や相談は少なくありません。

わが会派はこの間、この場で介護保険利用料の減免を求めてきました。2011年3月定例会では、「低所得者のための利用料の減免を行なう御意思はありませんか」のわが会派の質問に対し、河村市長は「せつかく

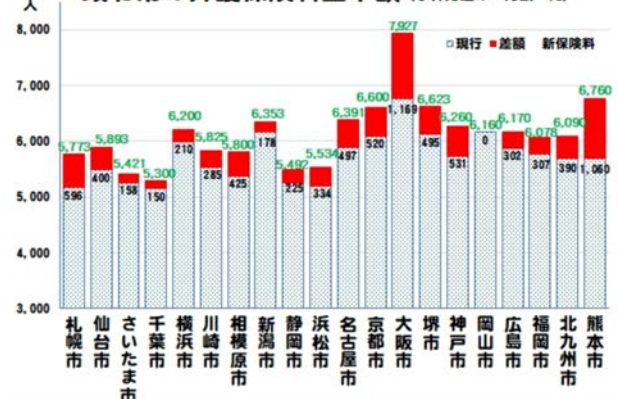
要支援・要介護認定の比率(2016年)



介護保険第1号被保険者の保険料(年額・円)別内訳(2016年度末)



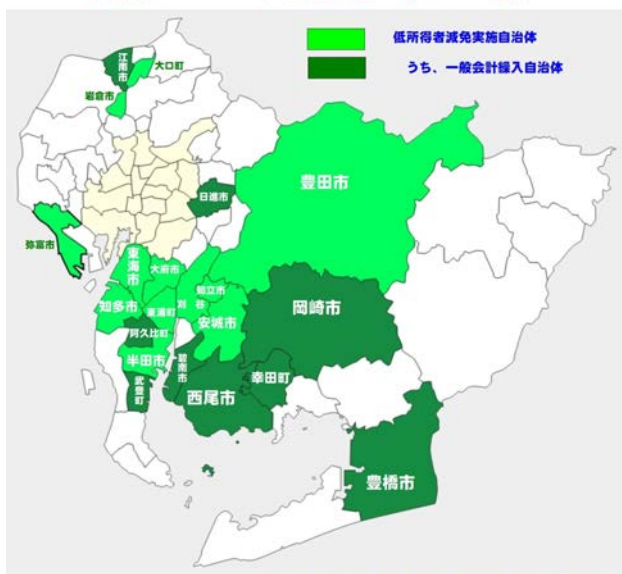
政令市の介護保険料基準額(予算見込み・月額・円)



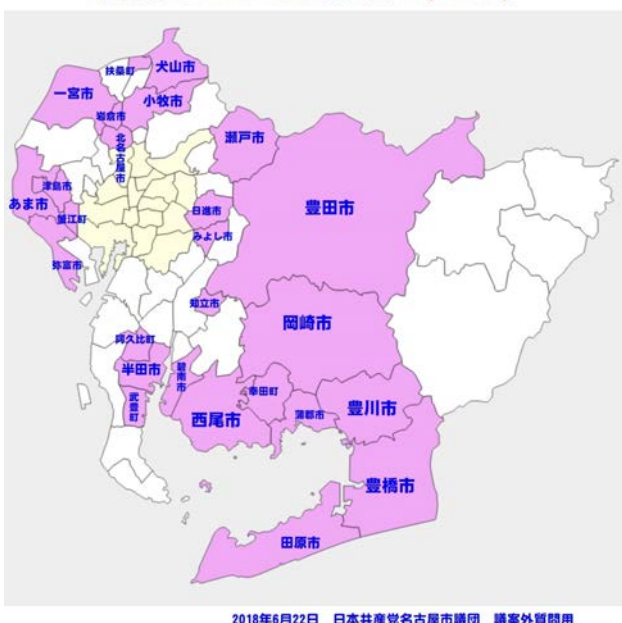
御指摘があったので、ちょっと一遍勉強させていただいて」と答弁しています。

勉強している間に何が起きたか。1割負担が、一定の所得がある方には2割負担へと増えました。保険料も利用料も負担が重くなってただけではありませんか。愛知県下54の自治体では、どうでしょうか。21市町（しまち）において、介護保険利用料の低所得者減免を実施しています。そのうち9自治体が一般会計からの繰り入れを行なっています。「介護保険制度は全国一律の制度だから、法制度の枠組みの中で対応を」と名古屋市はいつも言っていますが、これだけの自治

## 介護保険利用料の減免を実施している自治体（2017年）



## 介護保険料の減免を 実施している自治体（2017）



体が独自に低所得者減免を行なっています。

在宅で介護をがんばっている、低所得高齢者を対象にした介護保険利用料減免、たとえば非課税世帯の在宅介護において、まずはデイサービスやヘルパーなどの利用料を軽減すべきと考えますが、いかがですか。

「全国一律」制度なので、介護負担の軽減を国に要望している（健康福祉局長）

【健康福祉局長】介護保険制度は全国一律の制度であることから、利用料の負担軽減については、本来、法制度の枠組みの中で対応するべきものと考えている。

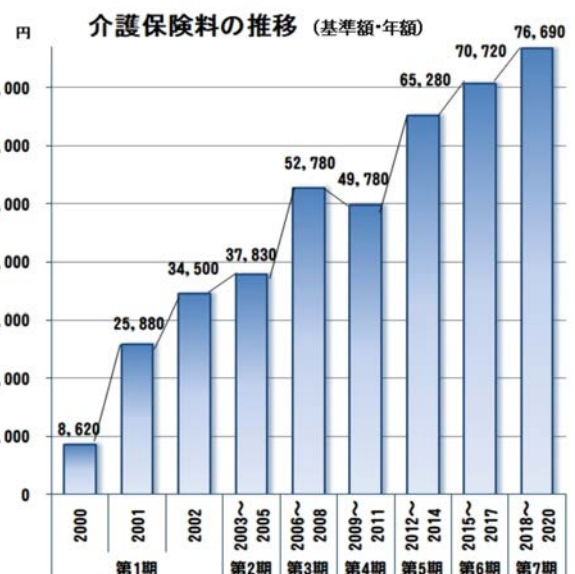
本市では、法制度の枠組みの中での低所得者の利用料負担軽減として、平成30年1月から、認知症高齢者グループホームに入居する低所得の方に対する居住費の助成を行っている。

全額市費による低所得者の方に対する利用料の負担軽減は困難なので、利用料の負担軽減について必要な措置を講ずるよう、大都市民生主管局長会議等の要望活動を通じ、国に対し要望している。

**保険外の介護負担は「全国一律」ではない。  
市は実態を把握しているのか（再質問）**

【藤井議員】河村市長の「一遍勉強させていただいて」の答弁から7年、そして国に対して十数年に渡って、要望し続けてただけで何の変化もありません。県下では、すでに約4割の自治体に取り組んでいるのです。この春の値上げで、県下で一番高くなりました。せめて、利用料減免に、一步踏み出すべきです。

在宅介護をされている、低所得高齢者の負担について今回、指摘しました。「介護保険制度は全国一律の





制度」とのご答弁ですが、保険外の負担は「全国一律」ではありません。

介護保険以外にも介護に関する負担がある。在宅介護のこの負担が重く考えていますか。今回紹介したような在宅介護の低所得高齢者の負担や実態について、当局は具体的に把握していますか。お答えください。

### 低所得者にとっては介護関連の費用が負担になると考える（健康福祉局長）

【健康福祉局長】市では、要介護高齢者の介護実態を把握するため、介護保険在宅サービス利用者調査を3年ごとに実施しています。

在宅介護をしている低所得の高齢者の状況によっては、介護関連の費用が負担になることがあり、利用料の負担軽減について必要な措置を講ずるよう、大都市民生主管局長会議等の要望活動を通じ、国に対し要望している。

### 聞き取り調査でリアルな実態を把握し、市独自の負担軽減策を（要望）

【藤井議員】在宅サービス利用者調査では、「介護に関する悩みや心配事について」の質問で「介護に要する費用の負担が大きい」の選択肢はありますが、毎月、いくら払っているのか、保険外の負担がどれだけあるのかについては聞いてないじゃありませんか。

これでは在宅介護をしている低所得高齢者の負担や実態について、リアルに把握するのは難しいと考えます。直接聞き取り調査を行って、その実態を把握してください。

### 低所得の在宅介護サービス利用者に対して、市独自に支援する考えは

【藤井議員】介護保険以外に、低所得の在宅高齢者の介護に対し、自治体独自のサービスが行われているところもあります。

たとえば新潟市では、在宅の要介護高齢者を介護している方に、介護サービス利用支援給付費を支給しています。要介護3～5で市民税非課税世帯に該当する65歳以上の高齢者を在宅で介護している同居の家族に、月額8,000円、年4回（7、10、1、4月）支給しており、年5,000件を超す実績であると伺いました。介護保険以外にも独自の仕組みをつくり、介護者の負担軽減につなげているのです。

名古屋市として、低所得者の介護保険利用者に対し、費用負担を少しでも軽くする施策ができないでしょうか。在宅で介護をされる場合、介護保険以外にも費用がかかり、低所得の在宅介護者には負担が重く考えます。負担軽減のため、在宅で介護している同居の家族に、市独自の介護サービス利用支援給付費を行う考えはありませんか。

### （国の）制度の枠組みで対応すべきと考える（健康福祉局長）

【健康福祉局長】在宅の要介護者を介護している方への給付制度も「全国一律」の介護保険制度の枠組みの中で対応すべきものと考えており、必要な介護サービスを安心して利用いただけるよう相談体制の充実等に努めます。

### 他自治体のように、市独自に負担軽減に取り組むべき（要望）

【藤井議員】保険外の負担に対し、介護支援給付費や紙おむつの支給などに取組んでいる自治体もあります。

「在宅介護をされている低所得の高齢者にとって、その方の状況によっては、介護関連の費用が負担になることがある」と答弁されました。負担を認めるのであれば、本市でも独自に利用者負担の軽減に取り組むよう、強く要望します。

## 市営住宅への入居施策について

高齢単身者への対応・・・市営住宅に空室があるのに単身高齢者は応募できない。入居基準を緩和しては

【藤井議員】市営住宅への入居施策について、お聞きします。「市営住宅に入りたくても入れない」「10回、申し込んでも抽選に落ち続けている」という相談の声を市民からよく寄せられます。なかでも高齢者からの申込が多い、単身者向けの倍率は高くなっています。



昨年度の市営住宅一般募集の倍率は、6.9倍でした。そのうち単身者向け区分に限ると、493戸に対して7,051名が応募、倍率は14.3倍となります。他にも福祉募集の倍率は6.3倍。シルバー住宅では募集の倍率は18.2倍となっています。

| 市営住宅の募集状況（2017年度） |       |        |      |
|-------------------|-------|--------|------|
| 項目                | 募集戸数  | 応募者数   | 倍率%  |
| 一般募集              | 2,223 | 15,383 | 6.9  |
| うち単身向け            | 493   | 7,051  | 14.3 |
| 福祉募集              | 410   | 2,590  | 6.3  |
| シルバー住宅            | 22    | 400    | 18.2 |

その一方、一般募集において応募がなかった住宅について、当該募集の落選者を対象に再度募集をしても応募がない市営住宅があります。一昨年度では、再募集をしても、一般募集において応募がなかった住宅では、本市全体で190戸から251戸ありました。

| 市営住宅の先着順募集の状況（2017年度） |      |      |      |
|-----------------------|------|------|------|
| 項目                    | 募集戸数 | 応募者数 | 倍率%  |
| 一般募集                  | 537  | 363  | 67.6 |
| うち単身向け                | 41   | 41   | 100  |
| 参考（2018年第1回）          |      |      |      |
| 一般募集                  | 99   | 66   | 66.7 |
| うち単身                  | 16   | 16   | 100  |

応募倍率が高い市営住宅がある一方で、なかなか応募がない市営住宅もあります。それを受けて本市では昨年度より、市営住宅の先着順募集が始まりました。空き家解消を狙って始まったものですが、先着順の応募状況はどうであったのでしょうか。

昨年度の先着順募集申し込み状況（4回分）は、単身者向けは41戸募集に41戸申込、100%でした。昨年度の各回の募集では、事実上抽選ですぐに埋まりました。その一方、先着順募集の一般向けなどでは496戸募集に322戸申込、64.9%に留まり、募集を始めて1年経っても申込がないものもあります。

本市の単身者向け市営住宅の床面積は55㎡以下としています。しかし、昨年度の先着順募集一般向けにおいて、応募がなかった住戸で、55㎡をわずかに、0.数㎡だけ上回っているものも多数ありました。

他の政令都市において、浜松市では応募がない郊外の市営住宅は55㎡以上の3DKも単身者でも入れます。また神戸市でも応募無し住宅は、神戸市の基準である市街地50㎡未満、郊外地55㎡未満を超えた、一定面積まで単身者が入ることができます。

私の地元の皆さんからは「名古屋も市営住宅の空き家に単身者も入れてほしい」など、55㎡の基準緩和を求める声も寄せられます。

単身者、なかでも高齢単身者が、今後増えることが予想される中で、住宅セーフティネットとしての中心的役割を担う市営住宅において、世代間のバランスを取りつつ、単身者向けの部屋をどう提供していくのか。本市の単身者向け市営住宅の床面積55㎡以下を引き上げてみてはどうですか。



## 高齢化状況を踏まえつつ、他都市の取り組みも参考に研究を進めたい（住宅都市局長）

【住宅都市局長】近年、一般募集における単身者向け区分の募集戸数の拡大を図っており、単身者向け区分の応募倍率は従来に比べて大きく低下していますが、単身者からの市営住宅へのニーズは、依然として高い状況であることは認識しています。

単身者向けの面積要件の緩和は、募集戸数を増やし倍率を低下させる反面、団地の高齢化を進展させることに繋がるため、団地ごとの高齢化の状況などを十分に踏まえた検討が必要です。今後は、単身者からの市営住宅へのニーズや市営住宅の高齢化の状況を十分に踏まえつつ、他都市における取り組み等も参考にしながら、単身者向住戸の確保について、引き続き研究を進めたい。

## 若年世帯の入居促進・・・市営住宅のコミュニティ活性化に向け、部分改装など若年世帯の入居促進策を

【藤井議員】市営住宅における、地域の高齢者を支えるためのコミュニティをつくっていくためには、高齢単身者だけでなく、若い世代の入居を進めていく、市営住宅での地域コミュニティ活性化のためには、世代間バランス、若い世帯の入居をどのように促進していくのが課題です。

市営住宅の申込要件には、一般的な原則階層世帯に比べ、収入基準が緩和される裁量階層世帯があります。昨年度4月から裁量階層の一つである「小学校就学前の子がいる世帯」を「中学校修了前の子がいる世帯」



まで大幅に年齢を引き上げ、応募者が増えるようにした。

同様に昨年度4月から、これまで「小学校就学前の子がいる世帯」が対象の子育て向区分を見直し、「中学校修了前の子がいる、または35歳以下の夫婦のみの世帯」が対象の子育て・若年向区分を設置しました。一昨年度の子育て向区分と昨年度の子育て・若年向区分を比較すると約1.5倍、応募が増えて、一定の効果が表れたと考えます。

| 子育て・若年世帯向け一般募集の申し込み状況              |      |       |     |
|------------------------------------|------|-------|-----|
| 年度                                 | 募集戸数 | 申込件数  | 倍率  |
| 2016                               | 691  | 964   | 1.4 |
| 2017                               | 556  | 1,410 | 2.5 |
| 2017年度より小学校就学前を中学校終了前の子がいる世帯に制度を改正 |      |       |     |

一方で、先着順でも申し込みがない市営住宅も見受けられます。先日、約2割近くの空き部屋がある、市営住宅の自治会の皆さんから、お話を伺ってきました。自治会の皆さんからは「若い世帯がなかなか入居してこず、地域のコミュニティを成り立たせるのも大変」とのことでした。

市営住宅での地域コミュニティ活性化、若い世帯の入居が喫緊の課題です。その対策として本市では昨年度、高坂荘地域コミュニティ形成モデル事業として、リノベーションによる市営住宅への若年世帯の入居促進に取り組んだところです。

若い世帯の入居を促進し、市営住宅のコミュニティを活性化するために、リノベーションとともに、浴室などの部分改装や、あるいは家賃助成などさまざまな施策を進めるべきだと考えますが、いかがですか。

## モデル事業の検証を踏まえ、若年世帯の入居促進策に取り組む（住宅都市局長）

【住宅都市局長】募集制度の見直しで当該世帯の応募者数は大きく増加している。高坂荘の地域コミュニティ形成モデル事業は、今後、事業効果の検証を予定しています。

市営住宅のコミュニティ活性化のためには、若年世帯や子育て世帯の入居を促進し、地域の担い手となっていくことが重要であり、若年世帯や子育て世帯の市営住宅への応募状況やモデル事業の検証結果などを踏まえ、引き続き取り組んでいきたい。

## 一般募集で応募がない住宅は入居基準を緩和し、単身者向けに募集しては

【藤井議員】単身者向けの倍率が高い、その一方で先着順でも申込みがない一般向けなどの住宅がある。このギャップをどう埋めていくのか。

若年世帯の入居を促進し、市営住宅の世代間バランスがとれているのであれば、応募がない住宅については、床面積55㎡以下を引き上げてみてはどうかと提案しました。

先ほどのご答弁では、「単身者向の面積要件の緩和については」、「単身者からの市営住宅のニーズや市営住宅の高齢化の状況を十分に踏まえ」、「他都市における取組み等も参考にしながら」、「引き続き研究を進めて」いくとのことでした。

まず、一般募集で応募がなかった住宅については、単身者向け床面積55㎡を緩和して、先着順募集時に単身向けとして募集されてみてはどうですか。

## 慎重な検討が必要だが、他都市を参考に研究をすすめたい（住宅都市局長）

【住宅都市局長】面積要件の緩和は、団地の高齢化を進展させることに繋がるため、団地ごとの高齢化の状況などを十分に踏まえた検討が必要です。

一般募集において応募がない住宅は、交通利便性や買い物施設の有無などの周辺環境による偏りが大きく、応募がないという理由のみで単身者向の面積要件を緩和することは、一部の団地の高齢化を進展させる懸念があり、慎重な検討が必要です。

単身者からの市営住宅へのニーズは、依然として高い状況であることは十分認識しており、単身者住戸の確保は、他都市における取組み等も参考にしながら、引き続き研究を進めたい。

## 基準より畳半畳分広いだけの空き部屋には応募できるよう早急な検討・実施を（意見）

【藤井議員】単身者向の面積要件の緩和ですが、わずか0.数㎡、それこそ畳半畳以下でも55㎡を上回っていたら単身者は応募できません。しかし、そのような空いている住宅は実際にあります。このような住宅で、まずは応募できるようにしてはどうでしょうか。単身者向の面積要件、55㎡以下の緩和については、早急な検討・実施を求めて質問を終わります。

## 議案外質問 (6月22日)

## 同性パートナーの市営住宅への入居を認めよ

西山あさみ議員

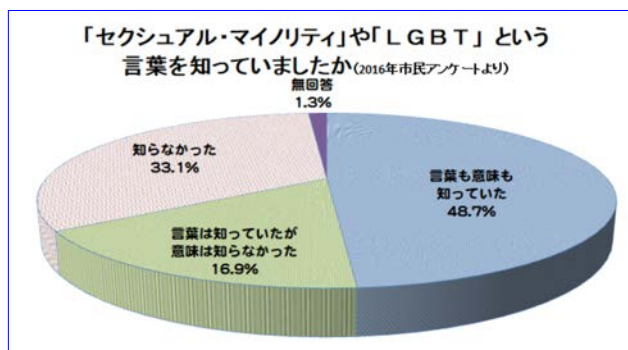


## 同性パートナーの市営住宅への入居について

## 各地に広がっているパートナーシップ制度

【西山議員】最近ではLGBTや性的マイノリティの認識が広がり、本市においても2014年の市民アンケートでは「セクシャルマイノリティ」という言葉の認知度は33.4%でしたが、2年後の2016年には65.6%と30ポイント増加し市民の中での理解も進んできています。

また、昨年からLGBT当事者議員が立ちあげたLGBT自治体議員連盟が発足し、全国から約200名の議員が加盟していることもこの間の大きな動きとして注目されています。



## パートナーシップ制度の導入状況

- ・導入済み
  - 東京都渋谷区
  - 世田谷区
  - 三重県伊賀市
  - 兵庫県宝塚市
  - 沖縄県那覇市
  - 北海道札幌市
  - 福岡県福岡市
- ・導入決定
  - 中野区 (8月)
  - 大阪市 (9月)
- ・導入予定
  - 千葉市
  - 長崎市
  - など

LGBT自治体議員連盟の研修会のポスター

この間さまざまな自治体でパートナーシップ制度がつけられ、公営住宅への入居を可能にする自治体も増えています。

さて、男女の夫婦が法律上の婚姻をせず事実上の夫婦になることと同じように、パートナーシップ制度があっても、性的マイノリティの方々も制度を利用するかどうかを選択する自由があります。

そして、本来であればパートナーシップの制度がなくても差別や偏見がなくマジョリティである男女の夫婦と同じ扱いを受けることができるのが望ましいことは言うまでもありません。

## パートナーシップ制度がなくても公営住宅への入居可能をする自治体も

そこで今回は、市営住宅の入居にしばって質問をさせていただきます。

現在、本市の市営住宅への入居申し込み資格には、「原則、夫婦または親子の世帯であること」とあります。婚約者とであれば申し込むことはできますが、入居契約までに婚姻をすることが条件となっています。また、内縁関係でも申し込むことはできますが、住民票に“未届けの夫・妻”と記載されていることが条件となっており、“同居人”の場合は申し込むことができないとなっています。

東京都文京区では、「セーフティーネットとして困っている人に制度が行き届くこと」を目的として、パートナーシップ制度などの公的認証制度はないものの、公営住宅の同性カップル等の入居を可能にするための条例改正をこの6月議会に提出しています。これは同居親族に係る要件について、親族の定義に“事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者”という文言を加えて同性カップル等の入居も可能にするものです。実際の運用には同性パートナーを証明するものとして公正証書を提出するなどし、“事実上親族と同様の事情”であることを証明するそうです。方法はさまざまですが、自治体独自の努力が進んでいます。

## 名古屋市は「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の入居を認めているが

名古屋市営住宅条例第5条では入居者の資格について、「現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。」となっています。文京区が条例に入れて同性カップル等の入居を可能にしようという“婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者”という文言は本市の条例にはすでに盛り込まれています。

住宅都市局長に伺います。現在、名古屋市営住宅条例にある“婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者”について、同性パートナーは該当するかどうか、見解をお答えください。



### 名古屋市営住宅の入居資格

「現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること」

## 多様性を認め、差別や偏見をなくし、法の下の平等からも、入居できるように日本政府は同性パートナーの公営住宅への入居を認めている

2008年、国連自由権規約委員会は、婚姻していない同性カップルが公営住宅を借りられない例などを挙げ「未婚の異性の同棲カップルと同性の同棲カップルが平等に扱われるよう確保すべきである」と日本政府に対して勧告をしています。

その後、2012年に同委員会に提出された第6次日本政府報告書では「2012年の公営住宅法の改正に伴い、親族関係にない同性の同居を含め、同居親族による入居者資格の制限はなくなっている」としています。

また、2013年には同委員会からの「同性カップルが公営住宅制度から排除され続けているとの報告につき、コメント願いたい」との質問事項に対し、日本政府は「第6回政府報告にあるとおり、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2012.4.1施行)による公営住宅法の改正により、いわゆる同居親族要件は撤廃したところであるから、法制度上、同性カップルは公営住

宅制度から排除されているわけではない」と回答しています。

つまり、日本政府は同性パートナーの公営住宅への入居を認めているのです。

多様性を認め差別や偏見をなくすことと同時に、法の下での平等という観点からも現状の公営住宅の入居申請要件を見直し、同性パートナーも申請できるようにすべきと考えますが、住宅都市局長の見解を伺います。

## 住民票での資格審査で確認できず、入居は困難。市全体の議論の中で検討する(局長)

【住宅都市局長】性的マイノリティの方への偏見や差別的な取扱い、人権に関わる重要な問題と考えている。

一方、市営住宅は、住宅に困窮する所得の低い方のための住宅であり、入居にあたって一定の資格要件を満たす必要があるため、手続きには厳正な審査が必要となる。

市営住宅条例に定める「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの」は、いわゆる内縁関係が法律婚に準ずるものとされているので、市営住宅の入居資格として内縁関係にあるかたを対象としています。

実際の入居者資格の審査では、住民票の続柄欄を確認することで内縁関係の確認を行っているが、同性パートナー同士での市営住宅への入居にあたっては同様の確認ができないため、本市において同性パートナーシップ制度等の運用がない中で、入居者資格の厳正な審査を実施することは困難。そのため本市における同性パートナー同士での市営住宅への入居は、市全体における議論の状況を踏まえた上で検討したい。

## 「多様性の主義者」を自認する市長としての対応は(再質問)

【西山議員】同性パートナーの公営住宅の入居を可能にしている自治体の一つである那覇市の「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言には、こう書かれています。

“人がどのような性を生きるか、また、誰を愛し・愛さないかは、すべての人が幸福に生きるために生まれながらにして持っている権利、すなわち人権であり、誰もがその多様な生き方を尊重されなければなりません。”

私が性的少数者について考える時、この考え方を大切にしています。



中日新聞 2018年6月23日

そこで市長にお聞きします。“わしは多様性の主義者だものですから”と昨年の私の質問に答弁された市長。たまたま同性を愛し共に生きていくことを選んだ同じ名古屋市民が、愛する相手が同性か異性かによって応募する資格すら与えられず排除されている現状について、どう考えますか。入居を可能にするべきだと思いますか。見解を伺います。

## 導入する方向で検討するよう指示しました (市長)

【市長】きのうも夜、総務局長に同性パートナーの宣誓制度を導入するように、そういう方向で検討するよう指示しましたが、なんや、ぐにやぐにや言っていたが。

当然なことながら女性が好きになる人、男性が好きな人、いろいろあるんで。たまたまそういう生まれなんで、後天的な人もあるが、差別してはいけない。共産主義以外は西山さんに賛成です。

## いつまでにやるのか(再質問)

【西山議員】同性パートナーシップをやるように、前向きに検討するよう指示したというが、時期はいつか。

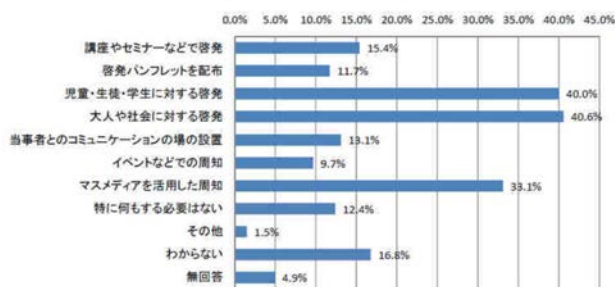
## なるべく早くやるようにします(市長)

【市長】時期はいつからとは言っていないが、すぐやれということなので、アンケートがどうのこうのと言っていました、なるべく早くやるようにします。

## 性的マイノリティの方々も生きやすい街名古屋の実現を(意見)

【西山議員】日本政府は公営住宅制度から同性パートナーは排除されていないと言っているのに、実際には制度から排除されている現実があります。市長は選挙時に「これからは世界四大都市をめざすんですわ。ニューヨーク、パリ、ロンドン、名古屋」と

セクシュアル・マイノリティに関して、正しく理解してもらうためにどのようなことが必要だと考えますか。(〇はいくつでも)



名古屋市が行ったセクシュアル・マイノリティに関する市政アンケートより(2016年11月実施)

名古屋市の河村たかし市長は二下目の市議会六月定例会本会議で、同性カップルを結婚相手関係と自治体が認める「パートナーシップ制度」の導入を検討する考えを示した。

西山あさみ議員共産が個人質問で「同性カップルが市営住宅に入居できるようにすべきだ」とだしたのに対し、河村市長は「制度を導入する方向で検討する」と指示した。差別「しやいかん」と答弁した。

## 同性パートナー制 名古屋市が検討へ

河村市長答弁

同様の制度は〇一五年に東京都区、世田谷区が初めて導入し、三重県伊賀市など全国七市区に広がった。政令市では札幌市と福岡市が既に設けているほか、大阪市や千葉市が導入予定で、公営住宅への入居を認める自治体もある。

名古屋市は本年度当初予算で、LGBT少数的少数者に関する意識調査を市民一万人対象に実施するため、六百万円を盛り込んでいる。

語っています。

世界4大都市を目指したいのであればグローバルスタンダードにあわせた制度の確立は不可欠です。ニューヨーク、パリ、ロンドンには既に同性婚が実現しており、法制化の前にはパートナーシップ制度のような制度がそれぞれの都市でつくられていました。

性的マイノリティの方々も生きやすい街名古屋の実現のために、公営住宅への入居申請要件の見直しやパートナーシップ制度の創設を求めて質問を終わります。

## (動議) 総合的に詰めるべきで急ぐな(藤沢)

【藤沢議員】市長から認めていきたいということの声があったが、同性パートナーへの配慮は時代の流れなのかもしれないが、そのことを全く理解しないではない。ことは、市営住宅の入居だけにとどまらない。住民票の記載だとか、補助金申請なども認めるかなどある。今後の計画への位置づけなど大きな課題もある。単に住宅を認めるかどうかだけにとどまらないので、総合的に詰めていかないと齟齬をきたす恐れがあるので、関係部局で検討すべきだ。

## 住宅問題での質問だ(江上)

【江上議員】今回は住宅問題をとらえての質問なので、その点を踏まえて対応を。

## 議案外質問 (6月25日)

# 介護認定事務の委託・集約化をやめよ ／自立支援医療（精神通院医療）への 医療費助成を

柴田民雄議員



## 要介護認定事務の 委託化・集約化の問題について

### 委託化・集約化で大幅に遅延した 認定事務は直ちに改善を

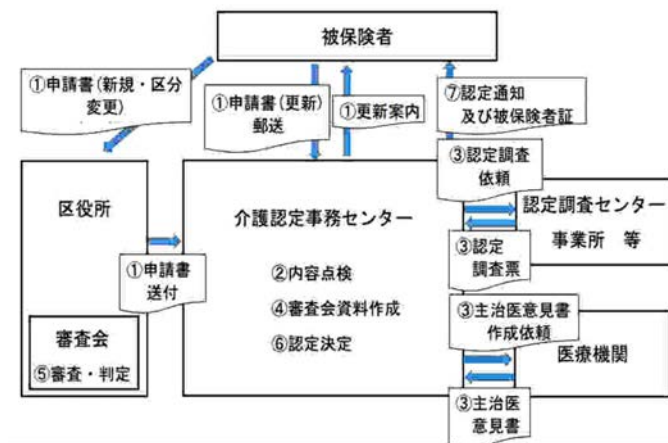
【柴田議員】要介護認定事務の委託化・集約化が引き起こした重大事態について、健康福祉局長に伺います。

介護保険制度は、まずは介護認定を受けるところから始まり、要介護状態区分が確定してから、介護保険が利用できるようになります。また、介護認定の申請は基本的にケアマネジャーが代行しています。

本市では、従来、要介護認定に係る事務業務は、受付から認定審査会まで、各区役所ですべて行っていました。しかし、今年4月から、全市一括して、認定審査会以外の業務が委託され、申請の中で最も数の多い更新申請は、委託した事務センターへ郵送で行うことになりました。事務センターでは、受け付けた全ての申請書の内容確認、入力、認定調査依頼のみならず、調査結果のチェックと認定審査会の資料作成など認定の要である業務も全て、事務センターで行います。

要介護認定の決定は、介護保険法において「申請のあった日から三十日以内にしなければならない。」とされています。

(要介護認定事務の集約化後の流れ)



この委託が開始された4月以降、「いつまで待っても認定結果が届かない」「申請を代行したケアマネがちゃんと仕事をしていないのではないかと利用者さんから責められる」「事務センターに問い合わせても電話が繋がらない」「郵送なので申請書が届いたのかどうかもわからない」などの苦情や情報が党市議団に寄せられるようになりました。

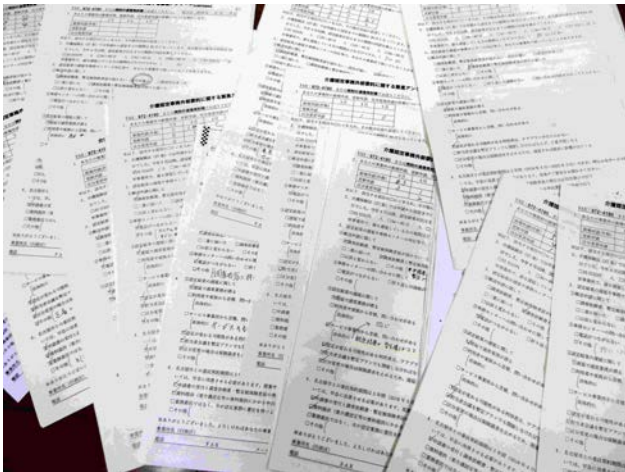
健康福祉局の説明によると、申請から認定決定までの平均日数は、2017年度34.7日でした。これは特別な理由で遅れたケースも含めた平均なので、一般的には30日以内に認定が下りていたことがうかがえます。ところが、4月以降の、更新申請分の介護認定決定までの平均日数は、4月39.9日、5月53.5日、6月は月前半の速報値で、54.9日と、ほとんど2か月近くかかっている状況がわかりました。新規・区分変更も40日～50日かかっている状況とのことです。これには驚きました。

党市議団は、居宅介護事業所に緊急アンケート調査を行いました。100事業所から、発送後早々に次々と返信をいただき、自由記載欄には認定遅延による利用者への影響が数多く書かれており、この遅れが、単に「なかなか認定が下りないなあ」という問題ではない、大変な事態が起こっていると、事業所の怒りが手に取るようにわかりました。

利用者にとっては、認定結果が無ければ正式に介護

集約化後の役割分担

|          | 区役所             | センター                   |
|----------|-----------------|------------------------|
| 申請受付     | 窓口受付（新規、区分変更）   | 郵送受付（更新）               |
| 認定調査関係   |                 | 認定調査の依頼、受領、内容点検、請求書の受領 |
| 主治医意見書関係 |                 | 主治医意見書の作成依頼、受領         |
| 介護認定審査会  | 審査会の運営          | 審査会資料作成、送付             |
| 認定結果     |                 | 被保険者証及び決定通知書送付         |
| 資料提供     | 窓口受付、提供（支所も対応可） | 郵送受付、提供                |



がスタートしてもらえない、必要な介護が受けられないことになり、2か月待っている間に亡くなれるケースもあります。区分変更の場合、申請直後から利用料請求が止まるため、認定が遅れると、その期間の2か月分、3か月分の利用料請求が一度にドンとくることになり、年金額を上回るような請求額が来て、とても支払えないという事態も見られます。

また介護事業者にとっては、介護認定が暫定のままでは保険請求も利用者への利用料の請求もできず、2か月3か月と、サービス提供を行う支出だけが続くこととなります。その間の収入が途絶えることになり、小規模な事業所では経営の危機を招きかねない事態を引き起こします。

名古屋市の施策によって、「あってはならないこと」が引き起こされ、委託による市民サービスの低下が起きているのは明らかです。

そこで伺います。この委託・集約化は、そもそも何を目的として行ったものだったのか。はつつつ長寿プランなごや2018にあるように、認定にかかる期間を短縮することが目的だったのではありませんか。

そして、その目的に照らして、まったく正反対の認定期間の大幅な遅延という「あってはならない」事態が引き起こされていることに対して、その原因をどう分析しているのか。その対策として、どのような手を打ってきているのか、今後の改善の見通しはどうなっているのか。責任ある答弁を求めます。

### 事務処理の遅れは8月中に 解消見込み（健康福祉局長）

【健康福祉局長】委託化・集約化の目的は、今後増加が見込まれる認定申請件数に対して、委託可能な事務を委託化・集約化して事務効率を上げることで、区役所・支所の窓口サービスを低下させないようにするも

#### 市民や事業者の声

- 認定申請して2か月過ぎてもまだ結果が届かず業務が滞る。
- 認定結果が届かず利用者に迷惑をかけている。ケアマネに苦情が来る。
- 認定が3か月も遅れたため、利用者にまとめて3か月分として10万円も請求することになった。年金生活者には非常に多い負担。
- 認定結果が出ない間は暫定プランでサービスを提供しているが、事業所は保険請求ができないため収入減で経営に影響が出ている。
- これまでは認定に伴う受付はすべて区役所窓口だったので、申請から認定調査まで数日で済ませていたが、4月からは事務センターへの郵送となったため、書類の到着が遅く、業務に大変支障が出ている。
- 認定結果が遅れると、とりあえず暫定プランで担当者会議を開催し、認定が出ると再度担当者会議を開催することとなり、2度手間であり、利用者や事業所にも多大な迷惑をかけることとなる。
- センターに何度電話しても通じない。

要介護認定申請件数の推移



ので、認定決定期間の短縮化や審査判定の平準化などの効果も見込んだ。

事務処理の遅れの原因は、受付方法の変更等による委託事業者に対する問い合わせが集中したことや、事務処理に想定以上の時間を要したことによるもので、介護認定事務センターでの事務処理の遅れにより、市民や関係事業者には、大変迷惑をかけました。

委託事業者が、介護認定事務センターの人員及び電話回線の数的大幅を増やすなど体制の強化を行い、現在は介護認定審査会における審査判定件数も順調に推移している。

現在の取り組みを継続していくことで、事務処理の遅れは8月中には解消する見込みで、その結果、認定決定期間は、9月頃には従前の水準に戻る見込みです。今後も適正な体制を確保して、当初の目的が達成でき



るよう円滑に事務を進めたい。

### **事務処理の遅れによる損害は 名古屋市の責任だ(再質問)**

【柴田議員】これだけの混乱を引き起こし、謝罪の言葉也没有ありません。

そもそも遅延の原因は何だったのか。委託化・集約化に際して、従来区役所で行ってきた介護保険認定にかかる事務作業量とその重みを、十分に把握していなかったのではありませんか。

私たちの調査でも、委託業者の介護認定審査に提出する書類が、不備であったり不明な点があるなど、調査書のチェックという業務に必要な水準に達していないためなのか、審査会の手前で事務センターに返戻＝差し戻しとなる件数がかなりの量にのぼっているようです。そうすると、事務センターでは返戻された書類を、再度認定調査員に問い合わせ、資料を作り直し、再び区役所に送付する、直営だったらこんな手間は全く生じなかったわけですから、委託化・集約化したことによって、かえって余計な時間と手間がかかるようなワークフローになったわけです。

市議団が行った、アンケート調査では、次のような事例がいくつもありました。

5月31日までの認定期限であった、要介護2の方は、4月26日に更新申請をしました。5月末には結果が出ることを期待していたところ5月24日、「認定事務処理の遅延のため」という理由で、介護度の決定が6月19日になる見込みであるとの通知が届いた。やむなくケアマネージャーはこれまでよりも低い、要介護1度で暫定プランを立て、保険証の有効期限が過ぎた6月以降サービス提供することにしました。結局、申請から48日後、6月12日に遅れて届いた保険証は、暫定よりもさらに低い、要支援2となっていました。これでは認定期限切れになってからの12日間のサービス提供分およそ6,000単位、約6万円相当分が、保険適用外となってしまいます。

この損失は誰が被ることになるのでしょうか。利用者に全額負担を求めるのでしょうか。事業者さんが被ることになるのでしょうか。この損害は、認定が遅延しさえしなければ起きなかったわけであり、損害の発生原因は、認定事務の遅延そのもの、その委託元である名古屋市に責任があることは、明らかなのではありませんか。

### **(お詫びはなく) 迷惑をかけたと認識（健康福祉局長）**

【健康福祉局長】市民ならびに関係事業者には、大変迷惑をかけたと認識している。個別の質問には、内容を詳細に確認する必要があるので、この場では答えることはできない。

### **責任を痛感し本気で短縮する気が感じられない。 個別に確認をして対応を（再々質問）**

【柴田議員】個別のケースについては、お答えできないことはわかっています。このような損害を引き起こしている責任を痛感して、本気で認定期間を短縮する気があるのかどうか、それが答弁からは感じられません。

個別のケースについて、問い合わせがあれば、個別に確認をして対応をしてゆくということによろしいですか。

### **窓口で問い合わせがあれば 丁寧に聞きたい（局長）**

【健康福祉局長】窓口において、個別の問い合わせがありましたら、内容について丁寧に聞きたい。

### **事業者も利用者も深刻な事態に陥っている。 しっかりと対応を（意見）**

【柴田議員】事業者も利用者も深刻な事態に陥っています。問い合わせにはしっかりと対応していただきたいと思います。

### **30日ルールは無視を あと3カ月も放置するのか（再々再質問）**

【柴田議員】さて、最初の答弁に戻りますが、この遅延、いつまでに改善する見込みか、という質問に対して、「9月頃には従前の水準に戻る見込み」とのご答弁でした。

あと3か月も、法に定められた30日以内というルールを逸脱する状態が続くことを良しとしていいのですか。どう考えているんですか。

### **窓口で問い合わせがあれば丁寧に聞きたい （局長）**

【健康福祉局長】委託事業者が体制の強化を行い、現在は介護認定審査会における審査判定件数も順調に推移している。

## 申請書の受付、調査依頼書・暫定被保険者証の発行は区役所窓口で（再々再々質問）

【柴田議員】今回の緊急アンケート調査で、圧倒的多数の回答が寄せられているのが「せめて、申請書の受付と、調査依頼書・暫定被保険者証の発行は区役所窓口で」やってほしいという要望です。これはすぐにもできるのではないですか。

### 一日も早く、遅延を解消するよう努める （健康福祉局長）

【健康福祉局長】更新申請の受付などを区役所窓口へ再度変更することは、今回の遅延をすぐに解消する有効な手段とは考えていない。

区役所の人員は、事務量に見合った体制に変更をしており、新たな事務の追加は困難です。

## 業務量を見誤って職員を削減、認定事務まで委託したことが原因だ（再々再々再）

【柴田議員】つまり、業務量を見誤った上、早々に区役所の職員を削減し、介護保険の最も根幹の業務である認定事務まで委託業者に投げてしまった、このことが今回の問題の元であると認めますか。

### 委託時は、必要な体制を取ることを 前提に委託した（局長）

【健康福祉局長】委託時には、本市の事務量を算定の上、必要な体制を取ることを前提として委託を行っているところでございます。

### 認定の遅延による損害は、 市の責任で対応を（意見）

【柴田議員】介護認定の、一部の単純な事務的作業を業務委託して効率化するということは、あってもいいかもしれません。しかし、今回の遅延の主要な原因になっていたのは、認定調査のチェックや、認定審査会資料のチェックという、いわば、介護認定の根幹にかかわる部分です。名古屋市がこれまで、正確な認定結果を出すために、認定調査員に対し、いかに丁寧な聞き取りをしていたか、その過程があつてこそ、30日を目途に結果を出せていたのではないですか。介護保険事業の根幹部分を、いきなり全市一度に委託に出したのが、大失敗だと言わざるを得ません。

介護認定事業に対する市民の信頼を、大きく損ねてしまいました。

名古屋市は、介護保険料が愛知県下で一番高い上、介護認定は、委託化・集約化で、法律に背いて大幅に遅延するという最悪の事態を半年間も引き起こしているということです。

認定期間の短縮だけでなく、市民からの信頼を取り戻すため、認定調査のチェックと、審査会のための資料などの質が保たれていないなら、少なくとも認定決定にかかわる部分は市に戻すべきです。もしくは、委託業務の内容がいつでも精査できるように、一連の作業を行政区単位でもいいので、直営を残すことを検討すべきです。

そして、現在すでに発生している、認定の遅延による損害は、市の責任で、対応することを求めます。

この問題は、引き続き市議団として追っていきます。市の真摯な対応を強く求めて私の質問を終わります。

## 自立支援医療（精神通院医療） への医療費助成について

### 自立支援医療（精神通院医療）に1割負担を強いる自治体は7市町村のみ

【柴田議員】障害者医療費助成制度における自立支援医療（精神通院医療）対象者への助成拡大について、健康福祉局長に伺います。

先日、市議団宛てにあるメールが届きました。名古屋市民を友人に持つという蒲郡市民の方からのメールですが、そのご友人がうつ病が元で自殺されたということです。メールの男性自身も4年間にわたってうつ病に苦しみ、休職・復職を繰り返し、今は休職中とのことですが、自立支援医療制度と、蒲郡市の精神障害者医療費助成のおかげで、心療内科と投薬、復帰支援プログラムのデイケアをすべて自己負担なく受けられているとのこと。

ところが、名古屋市の場合、自立支援医療は1割の自己負担があると聞き、名古屋市民のために自己負担無しで精神医療が受けられる制度を作してほしい、と亡くなられたご友人になり代わって訴えてこられたのです。本市の場合、精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持していれば、病院窓口では自己負担無しで医療を受けられますが、手帳が無いと、自立支援医療対象者でも、1割負担が必要です。精神障害者手帳の所持者数は2012年度から2017年度の5年間で、17,128人から24,117人へと1.4倍に増加しています。身体障害者・知的障害者の手帳所持者の場合は、それぞれ身体

1.0倍、知的1.2倍の伸び率ですから、精神障害の手帳取得がとて増えていると言えます。

また、精神科通院の「自立支援医療受給者証」所持者の数も、同じ5年間で、27,630人から36,273人へと1.3倍余に増加しています。今年3月末時点で、本人負担無しで医療を受けられる、手帳所持者数は16,830人。一方、自立支援医療対象者で、本人一割負担が必要な方は約20,000人と、無料で医療が受けられる方の1.2倍ほど多くおられます。身体障害の場合は1～3級であれば無料で医療が受けられるのに対し、精神障害の場合、手帳を所持しているとは限らず、1割負担をしている方が多いという特徴があります。

精神科通院の自立支援医療対象者の過半数は、気分・感情障害、いわゆる「うつ」に分類される方が占めています。働いている場合、精神障害者手帳を取得していることを会社に知られたくないなどの理由で申請を躊躇するケースが多いと聞きます。病気を抱えていることで、不安定雇用・非正規雇用で働く方が多く、そのことが病を悪化させ、さらに失業し長期療養で失業手当が切れたりして、さらに経済的な不安定さ、貧困状態に陥っているのではないかと、容易に想像できます。生活保護も、様々な理由で受けられない、あるいは受けたくないというケースもあります。精神疾患や精神障害に対する周りの理解が得られないなどで、一般的な医療よりも精神医療に接近することが困難となっていることに加えて、経済的な負担がさらに受診の敷居を上げ、自殺など最悪な状況を生み出してしまうことにもつながっているのではないのでしょうか。

このように、とりわけ精神医療では、経済負担が病状にもたらす影響が大きいことも考慮する必要があると考えます。現に、愛知県下の他の自治体は、ほとんど、手帳無しでも自立支援医療証さえあれば自己負担無しで医療を受けられる制度となっています。名古屋市のように1割の自己負担を求めているのは、54自治体中、わずか7自治体だけです。

そこで伺います。精神通院の自立支援医療対象者に対して、医療費自己負担ゼロで医療が受けられるよう、精神障害者医療費助成制度を拡充した場合、予算はいくら必要でしょうか。また、そのような制度拡充をする考えはありませんか。

また自立支援医療には、1年ごとの更新時に医師の診断書が必要なため、その場合3,000円程度の文書料が必要となりますが、身体障害の更生医療・育成医療では、国の通達で文書料は取らないこととされています。しかし精神通院の自立支援医療に限っては、文書



料は自己負担するものとされています。国の制度だから、負担軽減も国に要求するべきとも考えますが、この文書料の負担を名古屋市が独自に助成して無料にすることは、お金の心配なく治療を安心して継続してもらうために有効な施策となるでしょう。

自立支援医療対象者の、更新時に必要とされる診断書の文書料を本市が補助した場合、予算はいくら必要でしょうか。合わせてご答弁ください。

### 多くの市町村が独自助成していることは承知しているが、負担軽減は国の仕事（健康福祉局長）

【健康福祉局長】自己負担分1割を、市独自で実施している障害者医療費助成制度で助成すると、毎年4億円の予算が必要となり、診断書の文書料を全額公費で負担すると、5千万円の予算が必要になるため、医療費助成との合計では、4億5千万円が必要となる。

愛知県下の多くの市町村は、精神科通院の自立支援医療の受給者に対して、1割分の自己負担額を独自で助成しています。本市の障害者医療費助成制度は、重度、中度の身体、知的、精神の障害者、および難病患者の方を対象に、すべての診療科の医療費について、入院、通院ともに、自己負担が無く医療が受けられる制度を構築しています。これは財政規模の近い他の政令指定都市と比較しても、水準の高い制度です。こうした中、障害者医療費助成制度の対象について、精神



障害のある方のみ精神科通院医療費の助成を拡充することは、障害者医療費助成制度における他の障害等のある方とのバランスの点から大変困難であり、課題がある。

精神科通院に係る自立支援医療制度は、低所得者等に対して、自己負担額の上限が定められており、一定の配慮がされている。診断書の文書料の負担軽減も含めて、自己負担の軽減措置は、まずは国の責任において実施されるべきもので、自己負担額の軽減措置について国に対して要望するとともに、心の病に苦しみ、支援を必要とされる方々が、適切な医療につながり、治療が継続されるよう、精神科通院に係る自立支援医療制度の周知に努めていく。

## 自立支援医療更新の文書料にも補助の検討を（意見）

【柴田議員】現在、本来なら自立支援医療の対象となるべきなのに、制度そのものを知らずに申請せず、3割負担で医療を受けていらっしゃる方も多くいるかもしれません。この質問を通じて、本人一割負担で精神医療を受けられる制度がある、ということを知っていただくことにつながれば、それ自体も、意味のあることかと思えます。制度の周知、大いに進めたいと思います。

自立支援医療（精神通院）への自助成の状況  
(愛知県・2018年2月現在)

| 助成状況                               | 自治体名                         |
|------------------------------------|------------------------------|
| 自立支援医療（精神通院）に独自助成していない自治体          | 名古屋市、岡崎市、清須市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村 |
| 自立支援医療（精神通院）に1/2助成している自治体          | 愛西市                          |
| 自立支援医療（精神通院）に独自助成して、医療費を無料にしている自治体 | 上記自治体以外の46市町村                |

自立支援医療の更新に必要な文書料の補助をするだけでも、身体障害の皆さんとのバランスも取れて、自立支援医療の普及に大きく貢献できると思います。せめてこの点だけでも、実現していただきたいと思えます。

非正規雇用の労働者が劇的に増大している今、その労働・貧困との関係の中でうつが増えていること、それが特に大都市である名古屋では強い傾向であることを、改めて重く受け止め、自殺対策や精神医療への施策にしっかりと取り組んでいただきたいと強く求めて、終わります。

指定都市の医療費助成対象の状況(精神障害者手帳所持者)  
2018年2月 現在

|                    |      |     |                                                                                                                                                                    |
|--------------------|------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 精神                 | 1・2級 | 2   | 名古屋<br>相模原                                                                                                                                                         |
|                    | 1級   | 14  | 札幌(入院除く)<br>さいたま(精神病棟への入院除く)<br>千葉<br>川崎(入院除く)<br>横浜(入院除く)<br>新潟(※)<br>浜松<br>静岡(※)<br>大阪<br>堺<br>神戸(精神疾患除く)<br>北九州(中学生以上の精神疾患での入院除く)<br>福岡(高校生以上の精神疾患での入院除く)<br>熊本 |
|                    | なし   | 5   | 仙台<br>京都<br>岡山<br>広島<br>東京都                                                                                                                                        |
| (自立支援医療受給者への助成)    |      | (3) | 京都<br>広島<br>神戸                                                                                                                                                     |
| ※新潟、静岡は未就学者のみ2級も対象 |      |     |                                                                                                                                                                    |

精神障害者医療費助成制度市町村実施状況一覧表(2017年4月現在・愛知県保険医協会調査)

|       | 通 院            |               | 入 院                    |               |
|-------|----------------|---------------|------------------------|---------------|
|       | 精神疾患のみ         | 全疾患           | 精神疾患のみ                 | 全疾患           |
| 愛知県   | (1・2級かつ自立支援)   | (未実施)         | (1・2級)                 | (未実施)         |
| 名古屋市  | ★              | (1・2級)        |                        | (1・2級)        |
| 豊橋市   | (自立支援)         | (1・2級)        |                        | (1・2級)※       |
| 岡崎市   | ★(3級かつ自立支援)    | (1～3級かつ自立支援)  | (3級)                   | (1～3級)        |
| 一宮市   | (自立支援)         | (1・2級)        |                        | (1・2級)        |
| 瀬戸市   | (自立支援)         | (1・2級かつ自立支援)  | 8割(精神病診断者)             | (1・2級)        |
| 半田市   | (自立支援)         | (1・2級)        |                        | (1・2級)        |
| 春日井市  | (自立支援)         | 1/2(1・2級)     |                        | (1・2級)        |
| 豊川市   | (自立支援)         | (1・2級)        |                        | (1・2級)        |
| 津島市   | (自立支援)         | (1・2級)        |                        | (1・2級)        |
| 碧南市   | (自立支援)         | (1・2級)        | 1/2(精神病診断者)            | (1・2級)        |
| 刈谷市   | (自立支援)         | (1・2級)        | 1/2(精神病診断者)            | (1・2級)        |
| 豊田市   | (自立支援)         | (1・2級)        | 1/2(精神病診断者)            | (1・2級)        |
| 安城市   | (自立支援)         | (1・2級)        | 1/2(精神病診断者)            | (1・2級)        |
| 西尾市   | (自立支援)         | (1・2級)        | 1/2(精神病診断者)            | (1・2級)        |
| 蒲郡市   | (自立支援)         | (1・2級)        |                        | (1・2級)        |
| 大山市   | (自立支援)         | (1・2級)        | 1/2(精神病診断者)            | (1・2級)        |
| 常滑市   | (自立支援)         | (1・2級)        |                        | (未実施)         |
| 江南市   | (自立支援)         | (1・2級)        | 1/2(精神病診断者)            | (1・2級)        |
| 小牧市   | (自立支援)         | (1・2級)        | 1/2(精神病診断者)            | (1・2級)        |
| 稲沢市   | (自立支援)         | (1・2級)        |                        | (1・2級)        |
| 新城市   | (自立支援)         | (1・2級)        | 1/2(3級)                | (1・2級)        |
| 東海市   | (自立支援)         | (1・2級)        | (3級)                   | (1・2級)        |
| 大府市   | (自立支援)         | (1・2級、3級非課税者) | (3級課税者)                | (1・2級、3級非課税者) |
| 知多市   | (自立支援)         | (1・2級)        | (3級)                   | (1・2級)        |
| 知立市   | (自立支援)         | (1・2級)        | 1/2(精神病診断者)            | (1・2級)        |
| 尾張旭市  | (自立支援)         | (1・2級かつ自立支援)  | 1/2(精神病診断者)            | (1・2級)        |
| 高浜市   | (自立支援)         | (未実施)         | 1/2(精神病診断者)            | (未実施)         |
| 岩倉市   | (自立支援)         | (1・2級)        | (精神病診断者)               | (1・2級)        |
| 豊明市   | (3級、自立支援)      | (1～3級)        |                        | 1/2(1～3級)     |
| 日進市   | (自立支援)         | (1・2級)        |                        | (未実施)         |
| 田原市   | (自立支援)         | (1・2級)        | 1/2(精神病診断者)            | (1・2級)        |
| 愛西市   | ★(3級)1/2(自立支援) | (1～3級)        | (3級)、1/2(精神病診断者)       | (1～3級)        |
| 清須市   | ★(3級)          | (1～3級)        | (3級)                   | (1～3級)        |
| 北名古屋市 | (自立支援)         | (1・2級)        |                        | (1・2級)        |
| 弥富市   | (自立支援)         | (1・2級)        | (精神病診断者)               | (1・2級)        |
| みよし市  | (精神病診断者)       | (1・2級)        | (精神病診断者)               | (1・2級)        |
| あま市   | ★(3級かつ自立支援)    | (1・2級)        | (3級)                   | (1・2級)        |
| 長久手市  | (自立支援)         | (1・2級)        | (精神病診断者)               | (1・2級)        |
| 東郷町   | (自立支援)         | (1・2級)        | 1/2(精神病診断者)            | (1・2級)        |
| 豊山町   | (3級、自立支援)      | (1～3級)        | (3級)                   | (1～3級)        |
| 大口町   | (自立支援)         | (1・2級)        | (精神病診断者)               | (1・2級)        |
| 扶桑町   | (自立支援)         | (1・2級)        | 1/2(精神病診断者)            | (1・2級)        |
| 大治町   | ★1/2(3級かつ自立支援) | (未実施)         | 1/2(3級)                | (未実施)         |
| 蟹江町   | ★(3級かつ自立支援)    | (未実施)         | (3級)                   | (未実施)         |
| 飛島村   | ★(3級)          | (1～3級)        | (3級)                   | (1～3級)        |
| 阿久比町  | (自立支援)         | (1・2級)        |                        | (1・2級)        |
| 東浦町   | (自立支援)         | (1・2級)        | (3級)                   | (1・2級)        |
| 南知多町  | (自立支援)         | (1・2級)        |                        | (1・2級)        |
| 美浜町   | (自立支援)         | (1・2級)        |                        | (1・2級)        |
| 武豊町   | (自立支援)         | (1・2級)        |                        | (1・2級)        |
| 幸田町   | (自立支援)         | (1・2級)        | 1/2(3級、自立支援)           | (1・2級)        |
| 設楽町   | (自立支援)         | (1・2級)        | 1/2(自立支援)              | (1・2級)        |
| 東栄町   | (自立支援)         | (1・2級)        | 1/2(精神病診断者)            | (1・2級)        |
| 豊根村   | (自立支援)         | (1・2級)        | 1/2(精神病診断者)食費1/2(1・2級) | (1・2級)        |
| 計     | 53             | 51            | 37                     | 49            |

・豊橋市の1・2級の入院全疾患対象は、2017年12月実施予定

・★印の8市町村は自立支援医療(精神通院)を無料にしていない。愛西市は1/2助成

## 議案外質問 (6月26日)

子育て支援で給食費無料化と18歳医療費無料化に／ヒバクシャ国際署名に賛同を  
くれまつ順子議員

## いまこそ子育て世代への家計を応援する施策を

## 小学校給食の無償化を

【くれまつ議員】子育て世代への家計応援策について、小学校給食無償化と、子ども医療費無料化の18歳までへの拡大を求めて、質問します。

いま、子育て世代の家計はどうなっているのでしょうか。働く人の給与所得は減り続け、第二次安倍政権の5年間で実質賃金は16万円も減少しています。一方、子どもの学習費は文部科学省2016年度調査によれば、副教材費、実習材料費、部活動費、修学旅行費、学校への納付金などで、公立小学校に通う小学生は一人当たり年額約10万円、公立中学校に通う中学生では約18万円かかります。この学習費には、学校給食費は小学校で平均4万4千円、中学校で平均4万円が含まれております。

憲法26条において「義務教育は、これを無償とする」とされています。しかし、現実に無料なのは授業料と教科書に限られており、経済的負担が子育て世代へ重くのしかかっています。だからこそ、給食費を無償にし、子育て世代の負担軽減を行う自治体が急速に増え

ています。文部科学省も学校給食無償化を実施する自治体の全国調査を開始し、各自治体の施策に役立てようとしております。本市も「名古屋市学校給食のあり方懇談会」が設けられ、第1回の会合が6月11日に開かれたと聞いております。

そこで、教育長に伺います。学校給食のありかた懇談会では、学校給食無償化にむけて、どのような検討が始まっているのか、お尋ねします。

## 小学校給食の無償化は、「あり方懇談会」で意見交流をする (杉崎教育長)

【杉崎教育長】名古屋市学校給食のあり方懇談会は、今月、第一回目を開催し、事務局より本市の学校給食の現状について説明を行い、学校給食の取組みや給食費の現状について共通認識を図ったところです。この懇談会を今後、複数回開催し、学校給食について幅広く意見をいただきたいと思います。

給食無償の市町村 (小)は小学校のみ (中)は中学校のみ

| 開始時期   | 市町村                                                                                                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1948年頃 | 山口県和木町                                                                                                                                                       |
| 1976年度 | 東京都御蔵島村                                                                                                                                                      |
| 2006年度 | 北海道三笠市 (小)                                                                                                                                                   |
| 09年度   | 宮崎県諸塚村                                                                                                                                                       |
| 10年度   | 群馬県南牧村、長野県王滝村                                                                                                                                                |
| 11年度   | 群馬県上野村、群馬県神流町、埼玉県滑川町、兵庫県相生市、沖縄県嘉手納町                                                                                                                          |
| 12年度   | 秋田県八郎潟町、栃木県大田原市、山梨県早川町、山梨県丹波山村、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、沖縄県渡名喜村                                                                                                        |
| 13年度   | 北海道美瑛町、青森県七戸町、青森県新郷村、福井県永平寺町、岐阜県岐阜市、奈良県野迫川村、和歌山県高野町                                                                                                          |
| 14年度   | 北海道十勝市、青森県六ヶ所村、秋田県東成瀬村、福島県金山町、東京都奥多摩町、熊本県山江村、沖縄県豊国村、沖縄県与那国町、沖縄県多良間村                                                                                          |
| 15年度   | 北海道木古内町、北海道小清水町、北海道陸別町、北海道足寄町、北海道赤井川村、北海道浦幌町、青森県南部町、埼玉県小栗町、東京都利島村、長野県売木村、京都府伊根町、和歌山県北山村、鳥取県吉賀町、佐賀県太良町、熊本県水上村                                                 |
| 16年度   | 北海道西興部村、北海道大空町、北海道福島町、北海道北竜町、北海道浦臼町、宮城県七ヶ宿町、群馬県碓氷村、千葉県大多喜町 (中)、長野県平谷村 (小)、滋賀県長浜市 (小)、和歌山県古座川町 (小)、広島県神石高原町、高知県大川村、鹿児島県宇佐村                                    |
| 17年度   | 北海道十勝市、北海道清里町、北海道黒松内町、青森県東北町、山形県鮎川村、群馬県みどり市、群馬県澁川市、群馬県草津町、群馬県板倉町、茨城県大子町、千葉県神崎町、岐阜県揖斐川町、富山県朝日町 (中)、佐賀県上峰町、佐賀県江北町、熊本県荒尾市 (小)、鹿児島県南さつま市、鹿児島県長島町、鹿児島県南種子町、沖縄県金武町 |

しんぶん「赤旗」調べ (2017年9月20日現在)





## 教育委員会としての見解はどうか（再質問）

【くれまつ議員】教育委員会としては、学校給食無償化について、どのような考えをお持ちなのでしょう。

## 無償化を含む給食費のあり方や給食内容の充実などを検討したい（教育長）

【杉崎教育長】懇談会でいただいた意見を踏まえて、無償化を含む給食費のあり方や給食内容の充実など、本市の学校給食の運営について検討したい。

## 優れた取り組みをよく調査し、小学校給食の無償化の実現を（意見）

【くれまつ議員】今回は子育て世代への家計を応援する施策として、小学校給食無償化の実現をもとめて教育長に質問しました。

小学校、中学校の給食費無償化を実施している自治体は比較的小規模な自治体が多い傾向があります。埼玉県の新潟町の事例をご紹介しましたが、一般会計予算では今年度58億円に対して給食費無償化におよそ1億円を投じ、予算額の1.7%を占めています。名古屋市の一般会計でいえば、170億円になるわけで、かなりの重点配分をしていることがわかります。ぜひ、こうした他都市の優れた取り組みを住民の皆さんの評価なども調査されて、小学校給食の無償化が実現するよう強く要望します。

## 18歳までの子ども医療費無料制度の拡大を

【くれまつ議員】子育て応援施策の2つ目の提案は、子ども医療費無料化の対象を18歳までに拡大することです。学校給食無償化と18歳までの医療費無料化を二つの柱にし、子育て応援の町をアピールしている自治体をご紹介します。

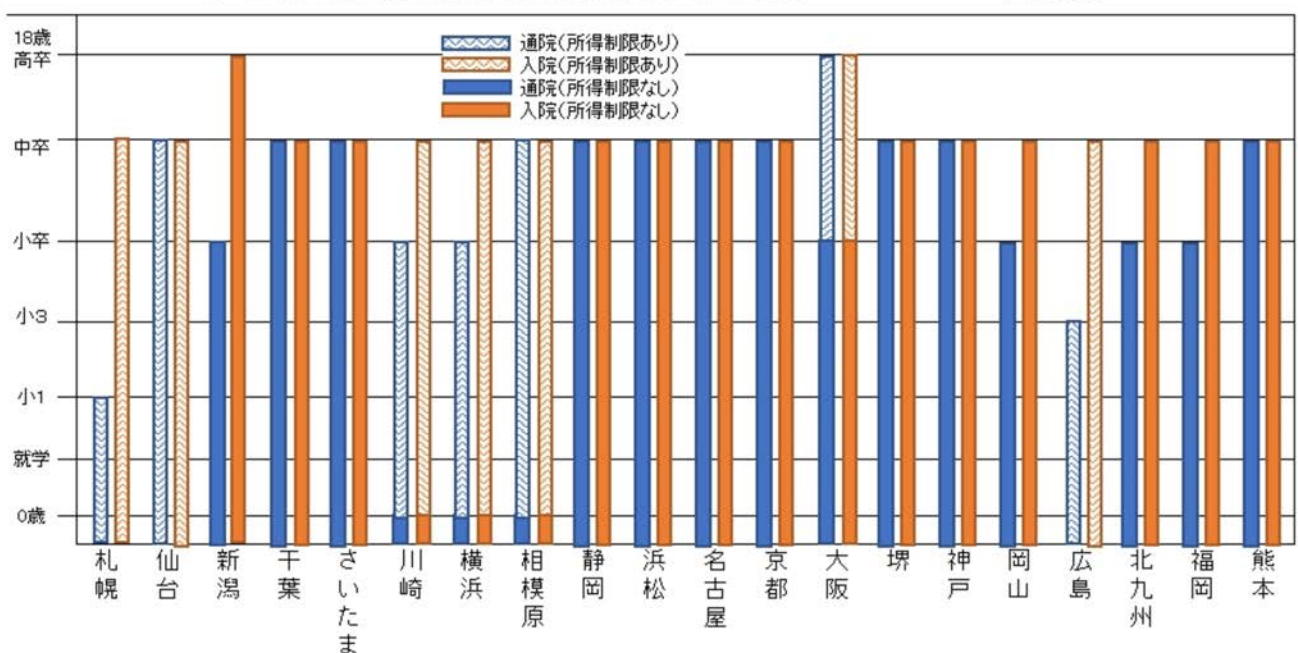
埼玉県にある滑川（なめがわ）町です。東京の池袋駅から東武東上線で1時間ほどのところに滑川町の森林公園駅があり、その先に2002年、つきのわ駅という

子ども医療費助成の実施状況（2016年4月・厚生省調べ）

| 対象年齢     | 通院    | 入院    | 所得制限   |       |
|----------|-------|-------|--------|-------|
| 実施市区町村数計 | 1,741 | 1,741 | なし     | 1,432 |
| 就学前      | 202   | 33    | あり     | 309   |
| 7歳未満     | 1     | 0     | 一部自己負担 |       |
| 7歳年度末    | 1     | 0     |        |       |
| 8歳年度末    | 0     | 0     | なし     | 1,054 |
| 9歳年度末    | 25    | 7     | あり     | 687   |
| 10歳年度末   | 4     | 0     |        |       |
| 11歳年度末   | 0     | 0     |        |       |
| 12歳年度末   | 121   | 129   |        |       |
| 15歳年度末   | 1,005 | 1,169 |        |       |
| 16歳年度末   | 1     | 1     |        |       |
| 18歳年度末   | 378   | 399   |        |       |
| 20歳年度末   | 2     | 2     |        |       |
| 22歳年度末   | 1     | 1     |        |       |

## 子どもの医療費助成制度政令市比較

2018年4月現在



新しい駅ができたことをきっかけに住宅街に子育て世帯が転入し、人口が増え続けています。2010年から2015年の人口増自治体ランキングは全国10位。2000年12000人から現在は2万人に近づいています。人口は自然増も社会増もあり、増え続けています。住宅開発や商業施設の開発に加えて、給食費無償化と子ども医療費18歳までの拡大を打ち出していることが、人口増につながっているのではないのでしょうか。

子ども医療費助成制度の拡大は、市民からの要望や期待が広がって、中学卒業までに拡大されてきましたが、18歳まで広がっていくことは、早期受診、早期治療による医療費全体の抑制効果に加え、家計を応援するという面でも大いに役立ちます。

中学3年生の男子の保護者の方からは、「バスケ部で怪我が多い。骨折で通院した。今は医療費無料なのですぐに病院に行ける。ぜんそくとアレルギーがあり、内科の通院と薬がかかせない。高校に進学して、医療費負担が3割になると、治療をやめるか、通院の回数をへらすしかない」という声をお聞きしました。その方は、就学援助を支給されないぎりぎりの家計とのことです。また、高校生になると歯科診療を受けない低所得世帯があるということも言われており、口腔衛生（口の中の衛生）管理が全身の疾患と深くかかわっていることから、医療費助成18歳まで広げることは重要です。

子ども医療費助成制度の拡大については、しっかりと検討すべき課題だという局長答弁がありましたが、子育て応援で先頭を切ってすすめてこられた市長に伺います。県内では、54市町村中6町村で入院、外来共に18歳まで無料となっております。名古屋市においても速やかに子ども医療費助成制度の対象を18歳まで無料とすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

### 「よう考えております」（河村市長）

【河村市長】 子ども医療費助成制度の18歳までの拡大については、よう考えております。

### 子育てする世代を応援する施策として、 18歳まで医療費無料化の拡大を（意見）

【くれまつ議員】 子ども医療費無料化については、全国的に18歳まで拡大している自治体が増えています。愛知県では6自治体ですが、長野県では7割を超える市町村が実施し、静岡県では県の制度として10月から18歳まで拡大するということです。名古屋で子育てする世代を応援する施策として、18歳まで医療費無料化を

拡大することに踏み出すよう要望します。

## 名古屋市の平和事業の 推進について

### 被爆者の体験を次世代に継承する取り組みを

【くれまつ議員】 核兵器のない平和な社会をめざし、本市の平和事業について、質問します。

広島・長崎の原爆投下の8月6日、9日には、原水爆禁止世界大会が開かれます。そして大会をめざして、全国から広島まで「核兵器廃絶を訴える平和行進」が行われています。今年は平和行進が1958年から始まって60周年。私も瀬戸・尾張旭・守山コースを歩きました。

先日私は、平和行進のプレ企画で、守山区在住の被爆者の方からお話をお聞きしました。「自分は当時生後9カ月、原爆投下時のことはわからないので見聞きた被爆の実相を再現する努力をしているが、被爆者の会に参加している方の中で被爆体験を語れる人が少なくなっている」、とのことでした。平和行進を歩いた終わりのまとめの会では、被爆2世の瀬戸市在住の女性が、黒焦げになった人間のパネルを前に、父親をだびにふすというつらい体験をお話されました。こうしたお話を聞いて、私は、被爆者の話を直接聞く場をもっともっと増やすことが、大事であると痛感しました。核兵器が最悪の兵器であること、人間を一瞬にして死においやるものであることを、戦争を知らない、被爆を知らない人々に知らせていくことこそ、今なお世界中に存在する1万数千発もの核兵器をなくしていく力になると私は思います。

こうした被爆の実相を広げていく本市のとりくみの一つとして、「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」で昨年8月から愛知県在住の被爆者の証言映像が視聴できるようになり、私は、広島で被爆されたという堀三郎さんの原爆投下当時の話を視聴してきました。堀さんは「ぴかっと音がして、爆風で工場がつぶれるんじゃないかと思った。爆心地から約6km。けがはなかったが、上空に湧き上がる『原子雲』や町中を包んだ死の臭いなどを今でも鮮明に覚えている」と語っておられました。堀さんは、90歳になられて、鼻に酸素吸入器をつけて心臓の病気などたたかいながら、被爆体験の語り部活動を続けておられます。被爆の実相を広く市民に伝えていくことが大事になっていると考えます。

そこで、被爆の実相を伝えるとりくみを2つ提案します。

一つは市が主催して原爆パネル展や被爆者の方の体験談を聞く会を「戦争に関する資料館」で企画しませんか。総務局長に伺います。

二つは、小学校、中学校、高校での被爆体験を聞く会を教育委員会が呼びかけて企画しませんか。教育長に伺います。

## 戦争体験談を次世代に継承していくことは重要（山本総務局長）

【山本総務局長】「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」で、戦争資料の常設展示及び戦争体験談の放映等を行い、区役所等での出張展示も実施している。

被爆の実相を伝える取り組みは、昨年8月に「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」において、通常の戦争体験談の放映に代えて、愛知県民で広島・長崎で被爆した方の体験談を放映した。その後は、希望された時に館内で閲覧できるようにしている。

戦争体験談を次世代へ継承していくことは重要であると認識しており、今後も様々な取り組みを行っていききたい。

## 被爆体験を含む戦争体験を聴く会などの取り組みを進めたい（杉崎教育長）

【杉崎教育長】児童生徒に戦争が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させ、平和を願う態度を養うことは重要であると認識しており、これまでも各学校において、社会科や総合的な学習の時間、修学旅行などで、被爆体験を含む戦争体験を聴く機会を設け、戦争に関する事柄を学習するなど、様々な取り組みをしている。今後も、各学校が創意工夫をしながら児童生徒が平和の大切さを学ぶ取り組みを進めたい。

市が購入した原爆パネル展の積極的な活用、被爆の実相を聴く取り組みを学校でももっと進めよ（意見）

【くれまつ議員】総務局長からは、さまざまな取り組みを行っていくとの答弁でした。原爆パネルを市が購



戦争資料館

入されたと聞いておりますが、ぜひそのパネルを戦争資料館ですとか、区役所や生涯学習センター等、市の施設で展示してください。積極的に活用するよう要望します。

教育長からは、各学校において被爆体験を含む戦争体験を聴く機会を設けているとの答弁をいただきました。被爆者の方は高齢です。直接お話を聞ける時間はだんだん少なくなっていくわけです。急いでください。小学生、中学生、高校生に、一人でも多く被爆者の方から原子爆弾の恐ろしさを聞く場をさらに増やしていただきますことを要望します。

## 市長は「ヒバクシャ国際署名」に賛同を

【くれまつ議員】今、核兵器のない平和な社会をめざし、世界が大きく動いています。4月末の南北朝鮮の首脳会談に続き、6月12日には史上初の米国と北朝鮮の首脳会談が行われました。いま、朝鮮半島の非核化と平和体制の確立に向けた努力が始まろうとしています。北朝鮮が核実験場を爆破し、ミサイルの発射も中止、非核化を世界に約束したのは、歓迎すべきことです。戦争だけは避けなければ、核戦争は避けねばという世界の世論がこの米朝首脳会談につながったので



### ヒバクシャ国際署名に署名した自治体首長

|     | 自治体                                                                                            |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 政令市 | 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市                                     |
| 愛知県 | 愛西市、犬山市、岩倉市、江南市、知立市、津島市、豊明市、半田市、弥富市、大口町、蟹江町、武豊町、扶桑町、あま市、清須市、東浦町、飛鳥村、北名古屋市、小牧市、稲沢市、豊山町、大治町、みよし市 |

2018年6月15日現在1096 首長（20の県知事を含む）



はないでしょうか。

特に、「生きているうちに核兵器廃絶を」という被爆者のみなさんの命がけの運動がこういう「朝鮮半島の非核化へのプロセスの開始」に大きく貢献したものだと思います。この流れを受けて日本政府もようやく圧力一辺倒の姿勢から「対話」に意欲を示すようになりました。政府は、この際、核兵器禁止条約に反対してきた姿勢もあらためるべきだと私は考えます。朝鮮半島において非核化と平和体制を作りだしていく上でも、世界中にある核兵器をなくそう、核兵器廃絶の世論を大きく広げることが大事です。

そこで、市長に伺います。ヒロシマ・ナガサキの被爆者がすべての国に対して核兵器を禁止し廃絶する条約の締結を求めるヒバクシャ国際署名に今こそ、賛同されませんか。朝鮮半島は今緊張がとけて平和へと動き出しています。署名賛同の国内自治体首長は1096人、政令市20自治体では14人の政令市の市長に広がっています。市民の願いは核兵器のない世界です。大都市名古屋の市長が賛同されれば、被爆者の方をはげますでしょう。署名をされて、今年の平和首長会議国内加盟都市会議に胸を張って参加されたいかがですか。

## 空襲被災者のための施策などを精一杯やっている（河村市長）

【河村市長】名古屋市はほぼ日本で初めて空襲被災者への施策（民間戦災傷害者援護見舞金）を議会の皆さ

んの賛同も得て行っており、今年度も予算を増やしている。また、千種公園に碑（民間戦災障害者の碑）を建てている。そんなことで精一杯のことは、やっています。

朝鮮半島の非核化が進展している。ヒバクシャ国際署名に賛同を（再質問）

【くれまつ議員】ヒバクシャ国際署名への賛同について、明快な答弁を市長に期待しておりました。空襲被害者の方の苦しみを受け止めておられる市長。原爆投下の被爆者の苦しみも同じように深く受け止めていただけののではないのでしょうか。

米朝の首脳が握手をし、朝鮮半島の非核化に動き出しています。歴史が動いています。ヒバクシャ国際署名の賛同をもとめて、私たち4回目の質問になります。今、署名に賛同してください。平均年齢82歳を超えた被爆者のみなさんと共に、市民の願いにこたえて賛同してください。

## 一般空襲の被害者の補償を行っている（市長）

【河村市長】核兵器の恐ろしさはよう分かっていますし、唯一の被爆国として考えていることはありますが、名古屋市が一般空襲の被害者の補償を行い、碑まで建てているということは名古屋の功績として後世に残るものです。私たちはそれを非常に大事にしているということです。

## ヒバクシャ国際署名に賛同して平和首長会議に出席を（意見）

【くれまつ議員】同じような答弁でとても残念です。名古屋市は平成25年（2013年）に平和首長会議に加盟しています。それから5年が経過しています。今年度の首長会議は岐阜県高山市で開かれます。ぜひ、ヒバクシャ国際署名に賛同して平和首長会議に出席されるよう重ねて要望して、私の質問を終わります。

愛知県下の平和首長会議への加盟年月（加盟順）

| 自治体  | 年月     | 自治体   | 年月     | 自治体  | 年月     |
|------|--------|-------|--------|------|--------|
| 豊橋市  | 08. 2  | 蒲都市   | 11. 1  | 東郷町  | 13. 4  |
| 蟹江町  | 08. 2  | 安城市   | 11. 11 | あま市  | 13. 5  |
| 扶桑町  | 08. 2  | 北名古屋市 | 11. 11 | 西尾市  | 14. 12 |
| 犬山市  | 09. 12 | 田原市   | 11. 12 | 東栄町  | 14. 12 |
| 武豊町  | 09. 12 | 知立市   | 11. 4  | 大口町  | 14. 5  |
| 飛島村  | 09. 3  | 豊川市   | 11. 4  | 津島市  | 14. 8  |
| 岩倉市  | 09. 8  | 弥富市   | 11. 6  | 阿久比町 | 14. 8  |
| 半田市  | 09. 9  | 尾張旭市  | 11. 7  | 設楽町  | 14. 8  |
| 豊山町  | 10. 1  | 春日井市  | 11. 8  | 豊根村  | 14. 8  |
| 豊田市  | 10. 10 | 豊明市   | 11. 8  | 刈谷市  | 15. 1  |
| みよし市 | 10. 10 | 美浜町   | 11. 8  | 碧南市  | 15. 1  |
| 東浦町  | 10. 3  | 常滑市   | 12. 1  | 大治町  | 15. 1  |
| 大府市  | 10. 4  | 幸田町   | 12. 11 | 一宮市  | 15. 4  |
| 知多市  | 10. 4  | 清須市   | 12. 4  | 稲沢市  | 15. 5  |
| 東海市  | 10. 4  | 日進市   | 12. 5  | 小牧市  | 15. 6  |
| 江南市  | 10. 5  | 愛西市   | 12. 9  | 南知多町 | 15. 9  |
| 新城市  | 10. 5  | 名古屋市  | 13. 10 | 瀬戸市  | 17. 12 |
| 岡崎市  | 10. 8  | 長久手市  | 13. 2  | 高浜市  | 17. 12 |

## 補正予算案等の概要

2018年6月議会 委員会日程

| 月 日   | 開会時間         | 総務環境                          | 財政福祉                                       | 教育子ども                              | 土木交通          | 経済水道                     | 都市消防          |
|-------|--------------|-------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 6月27日 | 水 10時～10時30分 | 3分演説（3人）<br>10時10分 質疑（総務）     | 13時30分 質疑（病院・財政）                           | 10時30分 質疑（子ども）                     | 10時30分 質疑（土木） | 3分演説（1人）<br>10時5分 質疑（市経） | 10時30分 質疑（住都） |
| 6月28日 | 木 10時30分     | 質疑（環境）                        | 質疑（健福）                                     | 質疑（教育）                             | 総括質疑（土木）      | 質疑（観文）                   | 総括質疑（住都）      |
| 6月29日 | 金 10時30分     | 総括質疑（総務）                      | 総括質疑（病院・財政）                                | 総括質疑（子ども）                          |               | 総括質疑（市経）                 |               |
| 7月2日  | 月 10時30分     | 総括質疑（環境）<br>所管事務調査（次期総合計画中間案） | 総括質疑（健福）<br>所管事務調査（陽子線がん事業凍結による費用増の訴訟・厚生院） | 総括質疑（教育）<br>所管事務調査（いきいき学校づくり計画中間案） |               | 総括質疑（観文）                 |               |
| 7月3日  | 火 10時30分     | 意思決定                          | 11時：意思決定<br>所管事務調査（障害者自立支援施設・29年度収支見込み）    | 意思決定                               | 意思決定          | 意思決定                     | 意思決定          |

2018年度6月補正予算の概要（単位千円）

| 会計     | 事項              | 金額      | 左の財源                       | 説明                                                                        |
|--------|-----------------|---------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 一般会計   | 第20回アジア競技大会の招致金 | 7,476   | 一般財源 7,476                 | 2026年開催予定の第20回アジア競技大会の開催都市契約締結後にアジア・オリンピック評議会に支払う招致金及び送金手数料。市が1/3。残りは県負担。 |
|        | 小学校入学準備金の支給     | 74,501  | 一般財源 74,501                | これまで入学後に支給している入学準備金を来年度の新小学1年生から入学前に前倒して支給                                |
| 一般会計 計 |                 | 338,835 | 一般財源 81,977                |                                                                           |
| 基金特別会計 | 財源の繰出           | 81,977  | 基金積戻金 81,977               | 財政調整基金に戻す                                                                 |
| 特別会計 計 |                 | 595,858 | 特定財源 81,977                |                                                                           |
| 総 計    |                 | 934,693 | 特定財源 81,977<br>一般財源 81,977 |                                                                           |

繰越明許費

| 市場及びと畜場<br>特別会計 | 事項                | 金額（千円）  | 説明                                                            |
|-----------------|-------------------|---------|---------------------------------------------------------------|
|                 | 本場青果仲卸棟等の消火設備改修工事 | 166,000 | 工事をする資格要件が下請け業者になかったため、自社でやるには人が足りないとして落札業者が辞退したことで、再入札することに。 |

債務負担行為

| 市場及びと畜場<br>特別会計               | 事項  | 期間（年度） | 限度額（千円） | 説明                          |
|-------------------------------|-----|--------|---------|-----------------------------|
| 本場青果仲卸棟等の消火設備改修工事（平成30年第6号議決） | 変更前 | 2019   | 272,000 | 上記の理由で、年度内に契約を締結することができないため |
|                               | 変更後 | —      | —       |                             |

2018年度6月補正予算（追加分）の概要（単位千円）

| 会計     | 事項           | 金額     | 左の財源         | 説明                                                                                    |
|--------|--------------|--------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般会計   | 民間ブロック塀等撤去助成 | 27,400 | 特定財源 27,400  | 大阪北部地震をうけ、民間のブロック塀の撤去に、当初60件分から240件分追加。撤去助成1560万円、主要4紙への新聞広告400万円や広報30万円、人件費などに1180万円 |
| 基金特別会計 | 財源の繰出        | 81,977 | 基金繰入金 27,400 | 震災対策事業基金のとりくずし                                                                        |

各委員会で出された資料より（議案関係）



（上図）旧武豊野外活動センターの土地20万㎡のうち6万㎡を売却



（グラフ）追加補正予算のブロック撤去助成。60件を300件に

| 有料自転車駐車場の条例料金(上限額)とあおなみ線ブロックの2体系の料金                                  |         |       |      |                       |        |        |         |
|----------------------------------------------------------------------|---------|-------|------|-----------------------|--------|--------|---------|
| 区分                                                                   |         |       | 無料時間 | 1回料金<br>(24時間毎)       | 定期券料金  |        |         |
|                                                                      |         |       |      |                       | 1箇月    | 3箇月    | 6箇月     |
| 条例料金                                                                 | 自転車     | 一般    | －    | 100円                  | 2,000円 | 5,500円 | 10,750円 |
|                                                                      |         | 大学生等  | －    | 100円                  | 1,700円 | 4,600円 | 8,950円  |
|                                                                      |         | 高校生以下 | －    | 100円                  | 1,500円 | 4,000円 | 7,750円  |
|                                                                      | 原動機付自転車 |       | －    | 200円                  | 3,500円 | 9,500円 | 18,500円 |
| あおなみ線:小本<br>近鉄線:鳥森、伏屋<br>JR線:笠寺、大高、春田<br>名鉄線:神宮前、大江、大<br>同町、柴田、鳴海、有松 | 自転車     | 一般    | 60分  | 現金 100円<br>ICカード 99円  | 2,000円 | 5,500円 | 10,000円 |
|                                                                      |         | 大学生等  |      |                       | 1,700円 | 4,500円 | 8,000円  |
|                                                                      |         | 高校生以下 |      |                       | 1,500円 | 4,000円 | 6,000円  |
|                                                                      | 原動機付自転車 |       |      | 現金 200円<br>ICカード 198円 | 3,500円 | 9,500円 | 18,000円 |
| あおなみ線:荒子、南荒子、<br>中島、名古屋競馬場前、<br>荒子川公園、稲永、野跡                          | 自転車     | 一般    | 60分  | 現金 100円<br>ICカード 99円  | 1,500円 | 4,000円 | 7,500円  |
|                                                                      |         | 大学生等  |      |                       | 1,200円 | 3,100円 | 5,700円  |
|                                                                      |         | 高校生以下 |      |                       | 1,000円 | 2,500円 | 4,000円  |
|                                                                      | 原動機付自転車 |       |      | 現金 200円<br>ICカード 198円 | 2,600円 | 6,800円 | 13,000円 |

開催都市契約の概要（2016年9月のOCAからの提示案）

（表）アジア大会招致金に係るこれまでの協議結果

|               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 1 基本原則        | 大会開催の都市への委託等            |
| 2 組織運営の原則     | 大会目的に反した活動の禁止、基本計画の策定等  |
| 3 宿泊施設        | 選手村の設置、メディアの宿泊施設の確保等    |
| 4 競技プログラム     | 競技プログラムの策定、テスト大会の実施等    |
| 5 文化プログラム     | 文化的イベントの計画策定等           |
| 6 式典          | 式典コンセプトの策定等             |
| 7 知的財産に関する義務  | 知的財産の保護義務、エンブレム・マスコット等  |
| 8 財政面及び商業面の義務 | マーケティング、チケット、財務報告等      |
| 9 競技大会のメディア放送 | テレビ・ラジオでの放送サービス、IT等     |
| 10 輸送         | 交通管理計画策定、交通支援の提供、鉄道・空港等 |
| 11 解約         | 事由、手続等                  |
| 12 全般的な義務     | 都市の美化、保険、 <b>秘密保持等</b>  |
| 13 雑則         | 紛争解決、契約変更手続等            |

開催都市契約の修正協議（総務環境委員会資料より）

面談協議…2017年1月23日～2018年6月6日で10回（札幌、クウェート、ジャカルタ、アシガバット、バンコク、ドバイ）  
修正方針…大会主催者負担経費850億円、うち行政負担の上限600億円の実現を図ることを開催都市の原則的な考え方として協議を実施

修正の例

- ・開催都市に権限のないのに、国の権限や民間企業のサービス提供価格を開催都市が管理するよう義務付ける条項を、該当機関に働きかける規定に修正
- ・選手村はホテルも含めることや宿泊施設数に上限を設定するよう修正
- ・開催都市が費用負担する安全、防火および医療サービスは、その手段や水準を裁量で定めることができるよう修正
- ・関係者の意見が異なるときに、最終決定権はOCAにある条項を、関係者で協議して定めることができるように修正
- ・スポンサー収入などの配分は、OCA50%、組織委員会50%となっていたが、今後協議して定める一定金額を支払うことにより、全額を組織委員会の収入とすることで合意
- ・組織委員会が主体的にマーケティング戦略（スポンサー募集条件の決定、グッズ等の商品化計画等）をとれるように修正



## 議案に対する討論 (7月4日)

# 本物の天守台石垣と本物の価値がある (文化庁) 現天守を壊していいのか

西山あさみ議員



## 名古屋城天守閣整備事業先行工事 (木材の製材) の請負契約ついて

【西山議員】日本共産党市議団を代表して、名古屋城天守閣木造化にかかる木材の契約について、反対の立場から討論します。

## 天守閣に2323本94億円の材木 文化庁の許可がないまま強引に

反対する理由は、文化庁が現天守閣の解体・木造化を許可する見通しがない中で、木材調達を先行させるという強引なやり方は、市民にさらなる負担をもたらす恐れがあるからです。

## 石垣部会も文化庁復元検討委員会も「本物の石垣を痛める恐れ」

有識者による「石垣部会」は、「江戸時代から残る価値ある石垣を、復元で傷める恐れがある」と警告し、文化庁の復元検討委員会も「天守解体および木造天守建築時における、天守台石垣に対する影響を考える必要がある」と本市に意見しています。

石垣調査について本市は、目視による調査で十分としていますが、石垣の専門家、穴倉の石垣根石・背面調査も必要だと指摘しています。これらの指摘にたいして本市は、「理解してもらえよう努力する」と

繰り返すだけで、文化庁の現状変更許可が得られる保証はありません。

## 延期で木材保管 1年 = 1億円

見通しのない中で木材契約をすれば、さらなる市民負担に繋がります。

いま、契約をしなかった場合には損害賠償請求はありませんが、急いで契約し、許可が得られず計画が延びれば、木材の保管料に毎年1億円かかると市は答弁しています。

竹中工務店との基本協定では、業者「自らの努力のみ」で難しい場合には、費用負担についても市側と協議することが明記されており、事業費の高騰に繋がる恐れがあります。

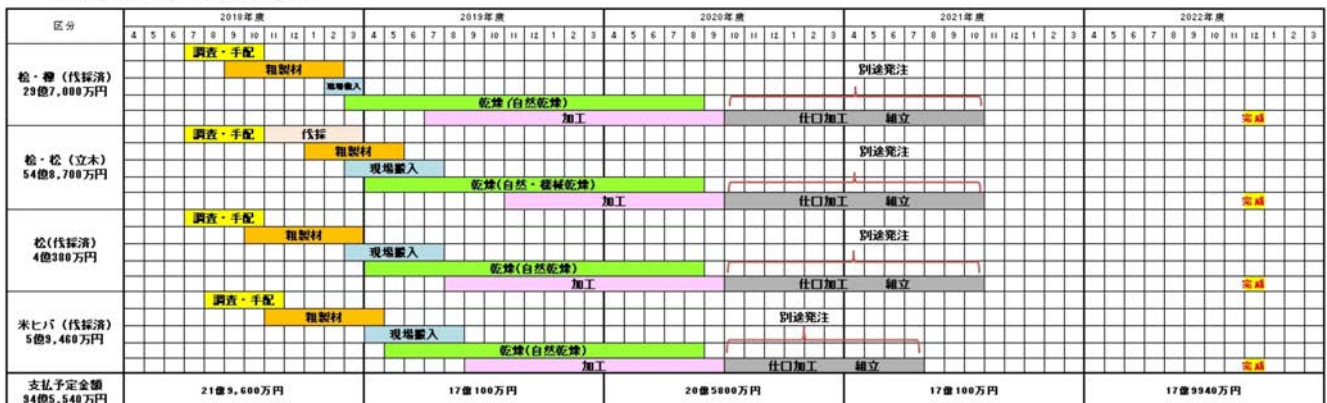
## あわてず、市民の声を聴け

2022年完成のスケジュールありきの木造化計画は一旦立ち止まり、市民の声を聞くべきだと申し上げて、討論を終わります。

名古屋城天守閣整備事業先行工事  
(木材の製材) の内訳

| 区分                 | 本数     | 金額        |
|--------------------|--------|-----------|
| 木材費                | 2,323本 | 68億4424万円 |
| 大天守                | 1,828本 | 65億1813万円 |
| 桧                  | 1,020本 | 51億4946万円 |
| 松                  | 609本   | 9億3954万円  |
| 樺                  | 6本     | 4104万円    |
| 米ヒバ                | 193本   | 3億8809万円  |
| 小天守                | 495本   | 3億2610万円  |
| 桧                  | 347本   | 2億3601万円  |
| 松                  | 80本    | 3274万円    |
| 樺                  | 6本     | 1524万円    |
| 米ヒバ                | 62本    | 4211万円    |
| 運搬費                |        | 6520万円    |
| 乾燥費                |        | 1億7052万円  |
| 保管費                |        | 1億2692万円  |
| 諸経費(現場管理費、仮設建物費など) |        | 15億4811万円 |
| 消費税・地方消費税          |        | 7億40万円    |
| 計                  |        | 94億5540万円 |

名古屋城天守閣整備事業先行工事(木材の製材)の工程



※ 貴重な木材を得るためには、伐採期間は11月から3月の期間が適している  
支払予定：出来高に応じて各年度末に支払う。また、請求に応じて前払金も支払う。ただし、各年度の支払い金額については出来高の90%までとし、残りは完成時に支払う  
出来高認定機関：住宅都市局が定める出来高認定基準に準じて認定する。現場輸入のもの・・・50%、仕口加工済みのもの・・・70%、組立完了・・・90%、完成・・・100%

# 主な議案に対する会派別態度(7月4日)

## 1 当局当初提案 15件(補正予算:3件 条例案:8件、一般案件:4件)

| 議案名                                 | 各会派の態度 |   |   |   |   | 結果 | 備考                                                                                                                       |
|-------------------------------------|--------|---|---|---|---|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                     | 共      | 自 | 民 | 公 | 減 |    |                                                                                                                          |
| 2018年度名古屋市一般会計補正予算(第1号)             | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 補正額 8,197万7千円。第20回アジア競技大会の招致金747万円、小学校入学準備金の支給7,450万円。                                                                   |
| 2018年度名古屋市市場及びと畜場特別会計補正予算(第1号)      | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 補正額なし。本場青果仲卸棟等の消火設備改修工事 1億6,600万円の繰越明許。本場青果仲卸棟の消火設備改修工事(平成30年第6号議決)の債務負担行為を2019年度まで限度額2億7,200万円で定めてあったが、年度内の契約見込みがなくなった。 |
| 2018年度名古屋市基金特別会計補正予算(第1号)           | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 補正額 8,197万7千円。一般会計から財政調整基金への積戻。                                                                                          |
| 名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部改正 | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う改正。産業廃棄物等の保管の届出義務について、法第12条の7第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る保管を適用除外とする。公布の日から施行                            |
| 名古屋州市税条例等の一部改正                      | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 法改正に伴う改正。個人市民税は給与所得控除と公的年金等控除が10万円引き下げられたので、非課税限度額を10万円引き上げて調整。固定資産税は課税標準の特例の割合を変更。市たばこ税では税率を1000本5,262円から5,692円などに見直す。  |
| 名古屋市敬老パス条例及び名古屋市国民健康保険条例の一部改正       | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 地方税法改正に伴う改正。控除対象配偶者を同一生計配偶者にするなど。2019年1月1日施行                                                                             |
| 名古屋市介護保険条例の一部改正                     | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 県からの権限移譲で、介護サービス事業者に対する調査に係る手数料を定める。公布の日から施行                                                                             |
| 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正             | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 地方税法改正に伴う改正。市立幼稚園の授業料算定に係る市町村民税所得割額は、改正前の地方税法第314条の3第1項の規定を適用する等。2018年9月1日施行(一部の規定は、公布の日)                                |
| 名古屋市計画提案に係る規模を定める条例の制定              | ●      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 都心部への民間投資を促す規制緩和。都市計画の提案に係る規模面積を0.5haから、高度利用地区等は0.3ha、特定街区は0.2haに。ミニ乱開発につながる恐れがある。公布の日から施行                               |
| 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正  | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 守山区太鼓ヶ根地区整備計画区域の地区計画の都市計画決定に伴う建築物の制限を追加。住宅、保育所等、診療所等以外を規制。敷地最低面積は170㎡。公布の日から施行                                           |
| 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正             | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 地方税法の一部改正に伴う改正。利用者負担額の算定に係る市町村民税所得割額を、改正前の地方税法第314条の3第1項の規定を適用する等。2018年9月1日施行(一部は、公布の日施行)                                |
| 契約の締結                               | ●      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 名古屋城天守閣整備事業先行工事(木材の製材)の請負を94億5,540万円で株式会社竹中工務店名古屋支店に。完成予定2022年12月16日。木材調達費203億円のうちの一部。樹齢300年、直径1m以上のヒノキやマツなど2323本分。      |
| 損害賠償の額の決定                           | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 東部医療センターで発生した心臓外科手術で縫合針を体内に残した事故の損害賠償額を1000万円に決定。保険で支払い                                                                  |
| 指定管理者の指定                            | ●      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 近鉄伏屋駅駐輪場の指定管理者をMHAグループに。高校生などの利用が多いのに、有料化。2018年11月1日～2027年3月31日。                                                         |
| 財産の処分                               | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 愛知県道路公社の武豊北インターチェンジ(仮称)新設工事用地等に土地を処分する。武豊野外活動センター跡地(約20万㎡)のうち、雑種地4筆の63,608.73㎡を3億150万4,326円で愛知県道路公社・武豊町・愛知県に売却。          |

○=賛成 ●=反対

共: 日本共産党

自: 自民党

民: 名古屋民主

公: 公明党

減: 減税日本ナゴヤ

## 2 追加議案 4件（補正予算2件、人事案件2件）

| 議 案 名                     | 各会派の態度 |   |   |   |   | 結 果 | 備 考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------|--------|---|---|---|---|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                           | 共      | 自 | 民 | 公 | 減 |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 2018年度名古屋市一般会計補正予算（第2号）   | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決  | 補正額2,740万円。大阪北部地震をうけ、民間のブロック塀の撤去に、当初60件分から240件分追加。撤去助成1560万円、主要4紙への新聞広告400万円や広報30万円や人件費で1180万円。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 2018年度名古屋市基金特別会計補正予算（第2号） | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決  | 補正額 2,740万円。震災対策事業基金を取り崩し、一般会計へ繰り出し。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 固定資産評価審査委員会委員の選任（任期3年）    | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 同意  | 佐藤慈子（1960年生、千種区、一級建築士、再々）近藤真奈美（1958年生、千種区、アドバンス代表、名古屋商工会議所女性会副会長、再）上地浩之（1970年生、緑区、上地木材代表、名古屋木材組合理事、新）。任期満了の後任                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 人権擁護委員の推薦（任期3年）           | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 同意  | 任期満了14人の後任と増員2名。再任13人、新任3人：藤川順子（1948年生、千種区、民生委員・児童委員・保護司・少年補導委員、4期）岡田大（1948年生、中川区、教育長、博物館長、3期）鬼頭敏（1947年生、港区、鬼頭歯車会長、4期）山本肇（1958年生、南区、トヨタ自動車、2期）（1945年生、守山区、小学校長、子ども適応相談センター、トワイライトスクール専門員、4期）山口洋子（1946年生、緑区、保護司、5期）佐々木久美（1961年生、中村区、日赤病院看護師、民生・児童委員、保護司、新）水田祐司（1955年生、中区、セントラル紹介代表、保護司、2期）梶川正美（1950年生、瑞穂区、南図書館長、南陽ブルー所長、2期）澤木啓子（1962年生、瑞穂区、ブラザー工業、保護司、2期）渡邊紀久子（1945年生、中川区、学区女性会会長、保護司、5期）足立美恵子（1956年生、港区、千成代表、感染症診療協議会委員、3期）山田邦代（1955年生、東区、西区長、選管事務局長、新）佐竹一朗（1964年生、天白区、石勝造園勤務、2期）宮前隆文（1959年生、北区、弁護士、3期）松尾知之（1953年生、守山区、小学校長、教育スポーツ協会、新） |

## 3 議員提出案件 1件（海外視察1件）

| 議 案 名                          | 各会派の態度 |   |   |   |   | 結 果 | 備 考                                                                                                                                     |
|--------------------------------|--------|---|---|---|---|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                | 共      | 自 | 民 | 公 | 減 |     |                                                                                                                                         |
| 議員派遣（メキシコ市・ロサンゼルス市姉妹都市交流公式代表団） | ○      | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決  | ・副議長と各会派幹事長が参加。8月6日～8月14日。木下優（公）成田たかゆき（自）岡本やすひろ（民）田辺雄一（公）。<br>共産と減税は不参加。<br>・グアナファト市（世界遺産のカラフルなまち並みと銀山）、レオン市（靴や革産業の商業都市）、メキシコ市、ロサンゼルス市。 |

○＝賛成 ●＝反対 ▲＝打切 ×＝棄権 共：日本共産党 自：自民党 民：名古屋民主 公：公明党 減：減税日本ナゴヤ





# 請願・陳情

2018年5月臨時議会に受理されたもの

6月定例会に請願・陳情は提出されませんでした。5月臨時会で下記の陳情が受理され、7月以降の閉会中委員会で審査が行われます。

## ◆陳情

| 陳情番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 受理年月日          | 陳情名                                                | 陳情者              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------------------------------------------|------------------|
| 平成30年<br>第8号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 平成30年<br>5月16日 | 瑞穂区の弥富通 3 丁目交差点の横断歩道橋に関する<br>陳情                    | 瑞穂区西中根町内会(2988名) |
| <p>現在、端穂区の弥富通3丁目交差点の横断歩道橋を渡れないために困っている車椅子利用者、歩行障害がある者、高齢者といった交通弱者やベビーカー利用者等がいる。これらの者が横断歩道橋を避け、北や東西の横断歩道へ迂回すると10分~20分かかる。また、路線バス利用時にも弥富通三丁目のバス停での乗降を諦め、弥富通二丁目や弥富通四丁目のバス停での乗降を余儀なくされている。</p> <p>弥富通3丁目交差点の横断歩道橋は、弥富小学校及び萩山中学校の通学路になっているが、北側の東西に横断する部分のみを残し、他の部分は撤去した上で平面横断歩道にしても、この交差点の西にある弥富通2丁目交差点に南北に横断する横断歩道橋があるため、弥富小学校及び萩山中学校への通学に支障を来すことはない。</p> <p>弥富通3丁目交差点の平面横断は危険であるとの意見があるようだが、約500メートル北にある山下通交差点と比較しても、交通量や見通しの悪さは同程度と思われる。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)により、名古屋市のような行政機関等は、障害者から日常生活や社会生活上の障壁の除去が必要である旨の意思表示があった場合には、合理的配慮を行う義務がある。いつまでも放置しておくことは、まさに不作為による差別ではないか。愛知県警察は、名古屋市が横断歩道橋を撤去・改修する場合には、横断歩道橋がない部分に平面横断歩道をつくるが、横断歩道橋がある以上はつukれない、との立場だそうである。市民が困っているのに具体的な行動を起こさないことは、市長の市政方針にも反している。早急な対応を求めたい。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1、瑞穂区の弥富通3丁目交差点の横断歩道橋は、東西に横断する部分及び昇降するための北側階段部分のみを残してその他は全て撤去・改修し、新たに交差点の東西両側に南北に横断する平面横断歩道を設置すること。</p> |                |                                                    |                  |
| 陳情番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 受理年月日          | 陳情名                                                | 陳情者              |
| 平成30年<br>第9号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 平成30年<br>5月16日 | 名古屋市の委員会において、委員長の判断で傍聴者を<br>ふやすことができるようにすることを求める陳情 | 天白区住民            |
| <p>名古屋市の委員会における一般傍聴の定員は10人であるため、特別なテーマや請願・陳情審査のときは傍聴希望者が定員を超える。</p> <p>これでは、委員会が開会されることを知人に連絡することをためらう。また、せっかく来たのに、傍聴できずにすぐ帰ることになるのは腹立たしい。</p> <p>浜松市議会や福山市議会では、委員会の判断で傍聴者をふやしている。</p> <p>名古屋市においても開かれた議会を目指して、委員会の傍聴者数を臨機応変にふやすべきである。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1、名古屋市委員会傍聴人規則を改正して、委員会の傍聴希望者が定員を超えた場合、委員長の判断で傍聴者をふやすことができるようにすること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                |                                                    |                  |
| 陳情番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 受理年月日          | 陳情名                                                | 陳情者              |
| 平成30年<br>第10号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 平成30年<br>5月16日 | 監査委員の議員枠廃止を求める陳情                                   | 天白区住民            |
| <p>地方自治法の改正により、自治体が条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるものとされた。議員のうちから選任された監査委員は、名誉職化していると言われている。監査の独立性を高めようという機運もある。</p> <p>外部の人材を監査委員にすることにより、監査機能の充実を図るべきである。議会には、より幅広い見地から執行機関をチェックする役割を期待している。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1、監査委員の議員枠を廃止すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |                                                    |                  |

続き

| 陳情番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 受理年月日          | 陳情名                                   | 陳情者      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------------------------|----------|
| 平成30年<br>第11号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 平成30年<br>5月16日 | 「生活保護利用」との表記・表現等は今後も使用しないことを求める<br>陳情 | 北海道旭川市住民 |
| <p>憲法第25条の理念に基づく生活保護法では、第2条に「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」と規定されている。他の法令においても、公務員や議員に対する給与、歳費、報酬等については「支給する」、「受ける」と規定されており、また、個人住民税の非課税の範囲については「障害者、未成年者、寡婦又は寡夫」、「生活扶助を受けている者」と規定されている。</p> <p>理由は明らかではないが、生活保護法に基づく生活保護受給世帯について、生活保護利用世帯と表記すべきとの主張が報道や一部の書搭で見られるようになった。しかし、利用という表現が用いられるのは、役に立つように使うという場合のほか、人を利用する、方便に使う、だしに使うという場合などもある。</p> <p>公的年金受給世帯や公的医療保険による医療を受ける世帯を、公的年金利用世帯や公的医療保険利用世帯ということは通常ない。</p> <p>公的年金の受給権や公的医療保険による医療を受ける権利と同様に、生活保護の受給権が保障されているとの世論が強まっている。どんなに生活に困窮していても、生活保護を申請し受給決定されない限り、生活扶助や医療扶助は支給されず、生活や医療は保障されない。高額な国民健康保険料・保険税を負担できずに治療がおくれ重症化したり死亡したりする我が国最大の人権侵害の事例からも明らかであると考え。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1、「生活保護受給」を「生活保護利用」とする表記・表現等には違和感があると考え るため、今後も使用しないこと。</p> |                |                                       |          |

# 請願・陳情審査の結果（2018年7月4日）

**新規の請願**（2月定例会に受理された請願。2018年4月～5月での閉会中委員会で審査された分です）

| 請願<br>番号     | 請願名                                                                                                     | 請願者                                                  | 請願項目                                                                                                                | 各党派の態度 |   |   |   |   | 結果  | 備考<br>(委員会)          |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---|---|---|---|-----|----------------------|
|              |                                                                                                         |                                                      |                                                                                                                     | 共      | 自 | 民 | 公 | 減 |     |                      |
| 平成30年<br>第1号 | 名古屋市図書館の縮小及び民間<br>活力の導入をやめることを求め<br>る請願                                                                 | 千種区・名<br>東区・守山<br>区・東区<br>の図書館を考<br>える市民の<br>会（405名） | 1 図書館の縮小や民間活力の導入をやめる<br>2 千種、名東、守山図書館の速やかな建て<br>かえを<br>3 市民の声を聞いて図書館づくりを                                            | 動向を見守る |   |   |   |   | 保留  | 教子<br>2018.<br>4. 17 |
| 平成30年<br>第2号 | 子供と保護者が安心できる少人<br>数学級の実現を求める請願                                                                          | 北 区 住 民<br>(5,833人)                                  | 1 学級編制基準を緩和し、小・中・高校全<br>学年に正規の教員配置で少人数学級を<br>2 特別支援学校をふやす                                                           | 動向を見守る |   |   |   |   | 保留  | 教子<br>2018.<br>4. 17 |
| 平成30年<br>第3号 | 社会保険診療に関する控除対象<br>外消費税を解消することを求め<br>る意見書提出に関する請願                                                        | 愛知県保険<br>医協会                                         | 1 社会保険診療に関する控除対象外消費税<br>の解消を                                                                                        | 動向を見守る |   |   |   |   | 保留  | 財福<br>2018.<br>5. 15 |
| 平成30年<br>第4号 | デイサービス型地域活動支援事<br>業に関する平成30年1月10日付<br>健康福祉局障害福祉部障害者支<br>援課長名通知を撤回しこれまで<br>どおりの制度運用及び支給決定<br>要件の継続を求める請願 | 熱田区住民<br>(2,040人)                                    | 1 デイサービス型地域活動支援の夕方活用<br>を、今後も希望する全ての障害のある者<br>に認めていくために、平成30年1月10日<br>付健康福祉局障害福祉部障害者支援課長<br>名通知を撤回し、これまでどおり継続す<br>る | ○      | ● | ● | ● | ● | 不採択 | 財福<br>2018.<br>5. 15 |
| 平成30年<br>第5号 | 食の安全を守るために、主要農<br>作物種子法の廃止を撤廃するこ<br>とを求める意見書提出に関する<br>請願                                                | 名 古 屋 市 民<br>議会                                      | 1 食の安全を守るために、主要農作物種子<br>法の廃止を撤廃する                                                                                   | 動向を見守る |   |   |   |   | 保留  | 財福<br>2018.<br>5. 15 |

**保留の請願**（2月定例会以前に受理された請願でこれまでに一回は委員会で審査され保留となったもの）

| 請願<br>番号      | 請願名                                                                           | 請願者                             | 請願項目                                                                                                                                                     | 各党派の態度            |   |   |   |   | 結果 | 備考<br>(委員会)          |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|---|---|---|---|----|----------------------|
|               |                                                                               |                                 |                                                                                                                                                          | 共                 | 自 | 民 | 公 | 減 |    |                      |
| 平成27年<br>第5号  | 地方自治の堅持を求める意見書<br>提出に関する請願                                                    | 千種区住民                           | 住民自治及び団体自治を2本の柱とする地<br>方自治の堅持を                                                                                                                           | 動向を見守る            |   |   |   |   | 保留 | 総環<br>2018.<br>5. 15 |
| 平成27年<br>第6号  | 地方自治の尊重を求める意見書<br>提出に関する請願                                                    | 新 婦 人 名 東<br>支部                 | 地方自治を尊重すること                                                                                                                                              | 動向を見守る            |   |   |   |   | 保留 | 総環<br>2018.<br>5. 15 |
| 平成27年<br>第7号  | 自治体及び住民意思の尊重を求<br>める意見書提出に関する請願                                               | 子どもを守<br>り隊避難者<br>グループ          | 自治体及び住民意思の尊重を                                                                                                                                            | 動向を見守る            |   |   |   |   | 保留 | 総環<br>2018.<br>5. 15 |
| 平成27年<br>第8号  | 相生山緑地に関する道路事業の<br>廃止及び整備について、「市民<br>による住民意向調査」の集計結<br>果を尊重し、反映させることを<br>求める請願 | 相 生 山 緑 地<br>を 考 え る 市<br>民 の 会 | 1 道路事業廃止や自動車入り込み対策は<br>「住民意向調査」の集計結果を尊重し、<br>速やかに実現を<br>2 相生山緑地の整備は「住民意向調査」の<br>結果を尊重し、自然を破壊せず、ヒメボ<br>タル・オオタカの生息地を守る<br>3 緑地整備に市民の意向を尊重、反映する<br>ためのシステムを | 様子を見守り<br>慎重に審査する |   |   |   |   | 保留 | 土交<br>2018.<br>5. 10 |
| 平成27年<br>第10号 | 千種図書館の新築を求める請願                                                                | 千 種 図 書 館<br>を 考 え る 会          | 千種図書館の新築に当たって<br>(1) 耐震で安全・安心な建物に<br>(2) 安心のバリアフリーに<br>(3) 建物全体を広く。常設の自習室、会<br>議室、親子室、機器活用スペース等<br>の設置を<br>(4) 駅に近い場所に設置を<br>(5) 意見や要望が反映されるワークショッ<br>プを | 様子を見守る            |   |   |   |   | 保留 | 教子<br>2018.<br>4. 17 |

○＝賛成 ●＝反対 ▲＝打切 ×＝棄権 共：日本共産党 自：自民党 民：名古屋民主 公：公明党 減：減税日本ナゴヤ



## 保留請願の続き

| 請願<br>番号      | 請願名                                                    | 請願者                  | 請願項目                                                                                                                                         | 各党派の態度            |   |   |   |   | 結果 | 備考<br>(委員会)          |
|---------------|--------------------------------------------------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|---|---|---|---|----|----------------------|
|               |                                                        |                      |                                                                                                                                              | 共                 | 自 | 民 | 公 | 減 |    |                      |
| 平成27年<br>第12号 | 児童発達支援センターの充実を求める請願                                    | 地域療育センターの早期建設を実現させる会 | 1 通園を希望する子どもが全員が入園できるよう定員をふやす<br>2 どんな障害があっても、毎日安心して通えるセンターに                                                                                 | 様子を見守り<br>慎重に審査する |   |   |   |   | 保留 | 教子<br>2018.<br>4. 17 |
| 平成27年<br>第14号 | 性的少数者の支援に関する請願                                         | 特定非営利活動法人PROUD LIFE  | 1 電話・来所による相談窓口やコミュニティスペースの設置を<br>2 パートナーシップ証明等の性的少数者に関する諸制度を検討するための調査や検討会の設置を行う                                                              | 様子を見守る            |   |   |   |   | 保留 | 総環<br>2018.<br>5. 15 |
| 平成27年<br>第16号 | 安心して子供を産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育施策の拡充を求める請願               | 愛知保育団体連絡協議会(8,000名)  | 1 (2)職員の処遇を抜本的に改善する<br>2 必要とする全ての子が、希望する保育を受けられるよう認可保育所の整備を                                                                                  | 様子を見守る            |   |   |   |   | 保留 | 教子<br>2018.<br>4. 17 |
| 平成28年<br>第5号  | 介護保険制度の改善を求める請願                                        | 千種区住民(934名)          | 1 介護保険料・利用料の独自減免・減額を<br>2 特養ホームなどの増設で待機者解消を<br>4 介護サービス利用希望者には、要介護認定の実施を。要支援者の訪問介護・通所介護は、現行サービス水準を維持する<br>5 介護職員の待遇改善を<br>6 国庫負担の引き上げを国に要請する | 慎重に検討する           |   |   |   |   | 保留 | 財福<br>2018.<br>5. 15 |
| 平成28年<br>第24号 | 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出に関する請願                     | 全日本年金者組合愛知名古屋支部協議会   | 2 最低保障年金制度の早期実現を<br>3 年金の支給開始年齢を引き上げない                                                                                                       | 動向を見守る            |   |   |   |   | 保留 | 財福<br>2018.<br>5. 15 |
| 平成29年<br>第1号  | 子供と保護者が安心できる少人数数学級の実現を求める請願                            | 北区市民(8,345名)         | 1 小・中・高校の全学年に正規教員で少人数数学級を早急に拡大実施する<br>2 特別支援学校をふやす                                                                                           | 取り下げ              |   |   |   |   | 打切 | 教子<br>2018.<br>4. 17 |
| 平成29年<br>第2号  | 介護労働者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書提出に関する請願                   | 愛知県医療介護福祉労働組合連合会     | 1 介護現場で働く全ての労働者の処遇改善を<br>2 利用者2人に介護職員1人以上に引き上げる。1人夜勤の解消を<br>3 介護報酬の大幅な引き上げを。処遇改善についての費用を国費で                                                  | 動向を見守る            |   |   |   |   | 保留 | 財福<br>2018.<br>5. 15 |
| 平成29年<br>第3号  | 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤・交代制労働の改善を求める意見書提出に関する請願              | 愛知県医療介護福祉労働組合連合会     | 1 (1)医療・介護の職員の労働環境改善へ、労働時間の上限規制や勤務間のインターバルの確保や夜勤回数の制限などの規制を<br>(2)夜勤・交代制労働者の時短を<br>(3)1人夜勤を早期に解消する<br>2 医師・看護師・医療技術職員・介護職員を増員する              | 動向を見守る            |   |   |   |   | 保留 | 財福<br>2018.<br>5. 15 |
| 平成29年<br>第4号  | 政務活動費の収支報告書、会計帳簿及び領収証の全てをネットで公開することを求める請願              | 市民の会なごや              | 1 政務活動費の収支報告書、会計帳簿及び支出に係る領収書をネットで公開する                                                                                                        | 動向を見守る            |   |   |   |   | 保留 | 総環<br>2018.<br>5. 15 |
| 平成29年<br>第5号  | 現行の「議員報酬1455万円」は、民意を反映しているとはいいがたく、直ちに800万円に戻すこと等を求める請願 | 市民の会なごや              | 1 現行の「議員報酬1455万円」は直ちに800万円に戻す<br>2 議員報酬は、「報酬審議会」のみでなく、公聴会制度等を広く活用する<br>3 議員報酬引き上げについての説明責任を直ちに果たす                                            | 動向を見守る            |   |   |   |   | 保留 | 総環<br>2018.<br>5. 15 |

○＝賛成 ●＝反対 ▲＝打切 ×＝棄権 共：日本共産党 自：自民党 民：名古屋民主 公：公明党 減：減税日本ナゴヤ

## 保留請願の続き

| 請願<br>番号      | 請願名                                                 | 請願者                    | 請願項目                                                    | 各会派の態度         |   |   |   |   | 結果 | 備考<br>(委員会)          |                      |
|---------------|-----------------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------|----------------|---|---|---|---|----|----------------------|----------------------|
|               |                                                     |                        |                                                         | 共              | 自 | 民 | 公 | 減 |    |                      |                      |
| 平成29年<br>第6号  | 名東区の公立保育所を廃止・民営化せず、必要な認可保育所の増設を求める請願                | 子どもの未来を守る会@名東 (2,002名) | 3 臨時職員や嘱託職員の処遇改善や、正規職員の補充などを早急に講じる                      | 動向を見守る         |   |   |   |   | 保留 | 教子<br>2018.<br>4. 17 |                      |
| 平成29年<br>第9号  | 国民健康保険制度の都道府県単位化に関する意見書提出を求める請願                     | 愛知県社会保障推進協議会           | 1 国民健康保険の事業費納付金及び標準保険料率の仮算定・本算定に関する情報は一刻も早い公表を          | ○              | △ | △ | △ | △ | 打切 | 財福<br>2018.<br>5. 15 |                      |
|               |                                                     |                        | 2 来年度以降も、国保料を上げず、払える国保料にするために、十分な保険者支援を                 | 動向を見守る         |   |   |   |   | 保留 |                      |                      |
|               |                                                     |                        | 3 一般会計からの法定外繰入や保険料の決定などで名古屋市の判断と自主性の尊重を                 |                |   |   |   |   |    |                      |                      |
| 平成29年<br>第10号 | 名古屋市の小中学校の給食費を無償にすることを求める請願                         | 新日本婦人の会天白支部            | 1 名古屋市の小中学校の給食費を無償にする                                   | 動向を見守る         |   |   |   |   | 保留 | 教子<br>2018.<br>4. 17 |                      |
| 平成29年<br>第12号 | 名古屋市議会における請願制度の改善を求める請願                             | 南区住民                   | 1 締め切り日以前に受け付けた請願は、愛知県議会と同様、その会期中に審査を                   | 議運理事会の課題であり見守る |   |   |   |   | 保留 | 総環<br>2018.<br>5. 15 |                      |
|               |                                                     |                        | 2 請願・陳情の受付の締め切り日を公表するなど、その仕組みを周知する                      |                |   |   |   |   |    |                      |                      |
| 平成29年<br>第13号 | なごやアクティブ・ライブラリー構想に関する請願                             | 名古屋市の図書館を考える市民の会       | 1 パプコメ後の10月に正式決定するスケジュールにとらわれることなく、パプコメの内容を十分精査した上で再検討を | ○              | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲  | 打切                   | 教子<br>2018.<br>4. 17 |
|               |                                                     |                        | 2 新たな図書館の建設は、構想とは切り離して、早期建設に向け急いで具体化を                   | ○              | ● | ● | ● | ● | ●  | 不採択                  |                      |
|               |                                                     |                        | 3 図書館運営に新たな施策を実施する時は市民に丁寧な説明を行い、意見を聞く                   | 動向を見守る         |   |   |   |   | 保留 |                      |                      |
| 平成29年<br>第14号 | 名古屋市の小中学校の給食費を無償にすること等を求める請願                        | 新日本婦人の会北支部 (667名)      | 1 小中学校の給食費を無償に                                          | 動向を見守る         |   |   |   |   | 保留 | 教子<br>2018.<br>4. 17 |                      |
| 平成29年<br>第15号 | 名古屋市の小中学校の給食費を無償にすることを求める請願                         | 新日本婦人の会 中村支部 (124名)    | 1 名古屋市の小中学校の給食費を無償にする                                   | 動向を見守る         |   |   |   |   | 保留 | 教子<br>2018.<br>4. 17 |                      |
| 平成29年<br>第16号 | 名古屋市の小中学校の給食費を無償にすることを求める請願                         | 新日本婦人の会愛知県本部 (704名)    | 1 名古屋市の小中学校の給食費を無償にする                                   | 動向を見守る         |   |   |   |   | 保留 | 教子<br>2018.<br>4. 17 |                      |
| 平成29年<br>第18号 | 国民健康保険制度、高齢者医療制度及び介護保険制度の改善を求める請願                   | 名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会  | 1 国民健康保険料を大幅に引き下げる                                      | 動向を見守る         |   |   |   |   | 保留 | 財福<br>2018.<br>5. 15 |                      |
|               |                                                     |                        | 2 減免制度を拡充し、該当する全世帯を自動的に減免する                             |                |   |   |   |   |    |                      |                      |
|               |                                                     |                        | 3 0歳～18歳は均等割の対象としない                                     |                |   |   |   |   |    |                      |                      |
|               |                                                     |                        | 5 後期高齢者医療制度の保険料の9割軽減などを継続するよう国に求める                      |                |   |   |   |   |    |                      |                      |
|               |                                                     |                        | 6 介護保険料を引き下げ、保険料及び利用料の独自の減免制度を新設する                      |                |   |   |   |   |    |                      |                      |
|               |                                                     |                        | 7 要支援者が今までどおり介護サービスを受けられるようにする                          |                |   |   |   |   |    |                      |                      |
| 平成29年<br>第19号 | 子供たちが健やかに育つために、休日保育事業、病児・病後児デイケア事業及び一時保育事業の拡充を求める請願 | 北区保育団体連絡会              | 1 休日保育事業実施施設をふやす                                        | 動向を見守る         |   |   |   |   | 保留 | 教子<br>2018.<br>4. 17 |                      |
|               |                                                     |                        | 2 病児・病後児デイケア事業の利用料を下げ、さらに第2子以降の減免を                      |                |   |   |   |   |    |                      |                      |
|               |                                                     |                        | 3 病児・病後児デイケア事業の未実施の区や支所管内に開設する                          |                |   |   |   |   |    |                      |                      |
|               |                                                     |                        | 4 一時保育事業を公立保育所のエリア支援保育所で実施を                             |                |   |   |   |   |    |                      |                      |
| 平成29年<br>第22号 | 子供たちが健やかに育つために公的保育制度の整持を求める請願                       | 天白区住民 (18,774名)        | 2 公私間格差を是正する制度を守る                                       | 動向を見守る         |   |   |   |   | 保留 | 教子<br>2018.<br>4. 17 |                      |
|               |                                                     |                        | 3 保育料を値下げする。第3子以降の保育料は所得制限なしで3歳児以上も無料化する                |                |   |   |   |   |    |                      |                      |
|               |                                                     |                        | 5 保育士等の大幅な処遇改善を図る                                       |                |   |   |   |   |    |                      |                      |

○＝賛成 ●＝反対 ▲＝打切 ×＝棄権 共：日本共産党 自：自民党 民：名古屋民主 公：公明党 減：減税日本ナゴヤ

続き

| 請願<br>番号      | 請願名                                        | 請願者                       | 請願項目                             | 各会派の態度 |   |   |   |   | 結果 | 備考<br>(委員会)         |
|---------------|--------------------------------------------|---------------------------|----------------------------------|--------|---|---|---|---|----|---------------------|
|               |                                            |                           |                                  | 共      | 自 | 民 | 公 | 減 |    |                     |
|               | 子供たちが健やかに育つために<br>公的保育制度の整持を求める請願（続き）      |                           | (2)耐震・防災などの対策を早急に進める             | 動向を見守る |   |   |   |   | 保留 | 教子<br>2018.<br>4.17 |
|               |                                            |                           | (3)送迎用の駐車場を早急に確保する               |        |   |   |   |   |    |                     |
|               |                                            |                           | 8(1)名古屋市が学童保育所の土地及び建物の確保に責任を持つ   |        |   |   |   |   |    |                     |
|               |                                            |                           | (2)建てかえ時の代替施設の家賃や地代などは市が全額負担する   |        |   |   |   |   |    |                     |
|               |                                            |                           | 9(1)産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業実施施設をふやす  |        |   |   |   |   |    |                     |
|               |                                            |                           | (5)休日保育の受け入れ枠をふやす                |        |   |   |   |   |    |                     |
|               |                                            |                           | (6)障害児を含む兄弟姉妹が同一保育所に入所できるようにする   |        |   |   |   |   |    |                     |
|               |                                            |                           | (7)ア 守山養護学校高等部産業科の増築及び天白養護学校の整備を |        |   |   |   |   |    |                     |
|               |                                            |                           | イ 全保育所で障害児の受け入れを推進する             |        |   |   |   |   |    |                     |
|               |                                            |                           | ウ 障害児保育補助金の増額を                   | ○      | △ | △ | △ | △ | 打ち |                     |
| 平成29年<br>第23号 | 全ての子供たちに豊かな育ちを保障し、名古屋の保育・子育てを豊かにすることを求める請願 | 愛知保育団体連絡協議会<br>(160,001名) | 1 保育士不足を早急に解消する                  | 動向を見守る |   |   |   |   | 保留 | 教子<br>2018.<br>4.17 |
|               |                                            |                           | 4 保育料の大幅引き下げを                    |        |   |   |   |   |    |                     |
|               |                                            |                           | 5 民間社会福祉施設運営費補助金制度を堅持する          | ○      | △ | △ | △ | △ | 打ち |                     |

陳情

| 陳情<br>番号     | 陳情名                                                                                              | 陳情者                  | 陳情項目                                                                                                                                       | 各会派の態度 |   |   |   |   | 結果 | 備考<br>(委員会)         |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---|---|---|---|----|---------------------|
|              |                                                                                                  |                      |                                                                                                                                            | 共      | 自 | 民 | 公 | 減 |    |                     |
| 平成30年<br>第1号 | 新堀川からの悪臭に対する臭気対策・環境改善を求める陳情                                                                      | 株式会社エステムプランニング       | 1 新堀川からの悪臭に対する臭気対策・環境改善を行う                                                                                                                 | ききおく   |   |   |   |   |    | 土交<br>2018.<br>5.10 |
| 平成30年<br>第2号 | 名古屋市旅費条例の改正を求める陳情                                                                                | 天白区住民                | 1 名古屋市旅費条例を改正し、日当を廃止する                                                                                                                     | ききおく   |   |   |   |   |    | 総環<br>2018.<br>5.17 |
| 平成30年<br>第3号 | 議会改革として市会における用語の改善を求める陳情                                                                         | 天白区住民                | 1 市会の本会議及び委員会において、一般的な日本語を使用する                                                                                                             | ききおく   |   |   |   |   |    | 総環<br>2018.<br>5.17 |
| 平成30年<br>第4号 | 介護つき有料老人ホームに対する名古屋市独自の補助金をつくることを求める陳情                                                            | 緑区住民                 | 1 介護つき有料老人ホームに対する名古屋市独自の補助金を                                                                                                               | ききおく   |   |   |   |   |    | 財福<br>2018.<br>5.15 |
| 平成30年<br>第5号 | ヒメボタルが生息する相生山緑地を世界に発信できる緑地とするよう、素案づくりに当たっては、市長が道路事業を廃止した理由を市民と共有し、市民とともに進めることを求める陳情              | 相生山緑地を考える市民の会        | 1 素案づくりに当たっては、市長が市道弥富相生山線の道路事業を廃止した理由を市民と、共有し、市民とともに進める                                                                                    | ききおく   |   |   |   |   |    | 土交<br>2018.<br>5.10 |
| 平成30年<br>第6号 | 相生山緑地については、園路の名のもとに道路を建設することをせず、また、生物多様性が損なわれるような緑地整備をしないことを求める陳情                                | 相生山の自然を守る会           | 1 園路の名のもとに道路を建設することをせず、また、生物多様性が損なわれるような緑地整備をしない                                                                                           | ききおく   |   |   |   |   |    | 土交<br>2018.<br>5.10 |
| 平成30年<br>第7号 | 憲法第25条を守り障害者権利条約に基づいた障害者福祉施策の実現を国に要望するとともに、市独自に利用者本位の施策を推進し、あわせて福祉労働者の労働条件の改善につながる施策を講じることを求める陳情 | ゆたか福祉会労働組合<br>(427名) | 1 障害者権利条約等の内容に沿った障害者福祉施策の実現を、国に強く要望し、市独自にも推進を<br>2 福祉労働者の労働環境・労働条件の抜本的な改善につながる施策を<br>3 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成を復活させるよう国に要望し、市独自に公費助成の実施の検討を | ききおく   |   |   |   |   |    | 財福<br>2018.<br>5.15 |

○＝賛成 ●＝反対 ▲＝打ち ×＝棄権 共：日本共産党 自：自民党 民：名古屋民主 公：公明党 減：減税日本ナゴヤ



## 議案に対する討論（7月4日）

# 障害のある方が、作業所などでの活動後、帰宅するまでの生活の場を保障する事業の堅持を

岡田ゆき子議員



**「デイサービス型地域活動支援事業に関する平成30年1月10日付健康福祉局障害福祉部障害者支援課長通知を撤回し、これまで通りの制度運用及び支給決定要件の継続を求める請願」について**

【岡田議員】 障害者デイサービス型地域活動支援事業の支給決定要件の変更通知の撤回を求める請願について採択を求め討論します。

### 帰宅までの生活の場の保障を制限

デイサービス型地域活動支援事業とは、障害のある方が、作業所などの日中活動後の、帰宅するまでの生活の場を保障する、名古屋市独自の事業です。

ところが、名古屋市は、今年1月に突如、日中活

動と同一日に地域活動支援事業を利用する場合は、「介護者が不在等」を要件とする通知を出しました。

### 撤回通知でも要件変えないことに不安

障害者や家族から「これまで通り利用ができなくなる」とのつよい危機感が示されました。

請願提出後、名古屋市は、3月下旬に事実上これまでと同様の運用を可能とする再通知を出しました。

しかし、「介護者が不在等」とした要件は撤回されず、いまだに不安が解消されていません。介護者の多くは、高齢です。子どもの介護に対し不安を持ち続けておられます。成人した障害者には、介護者がいるかないかで、事業の利用が制限されるべきではありません。

### 障害者の暮らしを支えてきた事業を守れ

折しも、名古屋市は障害者差別解消条例を制定しようとしています。名古屋の優れた独自事業として、障害者の暮らしを支えてきた事業を心配なく使うことができるよう、きっぱりと介護者要件を撤回すべきです。

以上、本請願の採択を求め討論を終わります。

採決は自民公減の全議員が「不採択」でした。

（健康福祉局障害福祉部障害者支援課から事業者あての通知）

平成30年1月10日

デイサービス型地域活動支援事業の支給決定要件等の変更について

日頃は本市の障害福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
さて、見出しの件について、平成28年3月18日付で愛知県から通知、（27障福第2415号、以下「県通知」とする。）が示されたことを受け、改めて支給決定の要件及び報酬区分の考え方について見直しを行います。  
つきましては、下記のとおり変更させていただきますので、ご確認いただき、ご対応くださいますようお願いいたします。

記

#### 1 変更内容

##### （1）他の日中活動系サービスと同一日利用する場合

他の日中活動系サービスとの併給については、同一法人・同一敷地内でないかの確認した上で支給決定することとしている以外特段の要件を設けてはいなかったが、県通知に基づき、以下のとおり整理する。

##### 【県通知の内容】

『同一日における併給を認める場合であっては、障害児支援利用計画案やサービス等利用計画案、障害児者個々の特別な事情及び地域における支援体制等を総合的に勘案し、その必要性を個別に判断した上で実施していただきますようお願いいたします。』

##### ①同一日における併給を認める要件

介護者が不在等により特に支援の必要があると判断する場合

##### ②経過措置

現在決定中の利用者については、本人の体調不良等を理由に同一日利用を希望する場合は、区役所・支所・保健所と障害者支援課との協議のうえ、決定する。

#### （2）報酬算定の方法の整理

現在、提供時間の報酬区分については、算定上、最低提供時間が設けられていない。このため例えば4時間5分などの提供でも「4時間超～6時間まで」が算定可能である。

県通知において『サービス量(利用時間)に即した給付となるよう検討すること』とされているため、最低提供時間を設けることとする。

＜報酬区分適用表＞

| 報酬区分       | 最低提供時間            |
|------------|-------------------|
| 4時間まで      | -                 |
| 4時間超～6時間まで | 4時間20分以上の提供より算定可能 |
| 6時間超       | 6時間20分以上の提供より算定可能 |

#### 2 適用時期

##### （1）上記1（1）について

本通知の発出日より適用する。

ただし、現在決定している者は、支給決定有効期間の始期が平成30年4月の者から、更新手続きの際に順次適用していく。

##### （2）上記1（2）について

平成30年4月提供分より適用する。

平成30年3月22日

各デイサービス型地域活動支援事業者  
管理者 様

名古屋市健康福祉局  
障害福祉部障害者支援課長

デイサービス型地域活動支援事業の  
支給決定要件等の変更について（追加通知）

日頃は本市の障害福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
さて、見出しの件について、平成30年1月10日付で本市より通知（別紙）をさせていただいたところですが、内容について、関係者の方々よりお問い合わせを受けました。つきましては、下記のとおり、内容について補足しますので、取り扱いにつきよろしくをお願いいたします。

記

#### 補足内容

##### 1 変更内容（1）①同一日における併給を認める要件について

「介護者が不在等により特に支援の必要があると判断する場合」としていますが、他の日中活動系サービスと同一日に利用することが必要な理由は様々であるため、通知中の「介護者が不在等」には、介護者が不在であること以外にも、本人の心身の状態による支援の必要性や個別のニーズに基づく必要性なども含まれるものです。

要件の該当の有無については、これを踏まえ、利用者本人や家族の意向を確認したうえで、サービス等利用計画案、個々の特別な事情及び地域における支援体制等を総合的に勘案し、個別に判断するものです。

##### 2 変更内容（1）②経過措置について

現在決定中の利用者が、更新申請の際に、同一日における併給を希望する場合には、現在の生活状況を確認のうえ、引き続き支給決定を行います。

## 意見書・決議

日本共産党をはじめ各会派から提案された10件について、議会運営委員会理事会で協議が行われ、5件が修正や調整のうえ成立しました。日本共産党の提案した3案件のうち、1件は公明案と1本化して可決、2件は否決されました。

意見書案に対する各会派の態度

2018年6月27日議会運営委員会理事会

| 件 名                                              | 原案<br>提出 | 各会派の態度  |   |   |   |   | 結果   |
|--------------------------------------------------|----------|---------|---|---|---|---|------|
|                                                  |          | 共       | 自 | 民 | 公 | 減 |      |
| 幼児教育・保育の無償化に関する意見書(案)                            | 自        | ※       | ○ | ○ | ○ | ○ | 修正で◎ |
| 種子の安定供給・品質確保に関する意見書(案)                           | 自        | ※       | ○ | ○ | ○ | ○ | 修正で◎ |
| 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)                             | 民        | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎    |
| 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書(案)                    | 公        | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎    |
| 日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書(案)                  | 公        | ※       | ○ | ○ | ○ | ○ | ×    |
| 骨髄移植手術等の医療行為により抗体が失われた場合のワクチンの再接種制度の実施を求める意見書(案) | 公        | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎    |
| 年金の支給業務に関する意見書(案)                                | 共        | ○       | ● | ● | ● | ● | ×    |
| 旧優生保護法下の優生手術被害者に対する補償及び救済等の実施を求める意見書(案)          | 共        | 公明案と一本化 |   |   |   |   | (◎)  |
| 財務省の公文書改ざんなど一連の行為についての真相究明等を求める意見書(案)            | 共        | ○       | ● | △ | ● | △ | ×    |
| 日本年金機構の個人情報及び年金記録の適切な管理を求める意見書(案)                | 減        | 公明案と一本化 |   |   |   |   | 取下げ  |

・結果の◎(ゴチック青字)は可決された意見書。×は一致しなかった意見書。意見書名を修正した場合は修正後の件名を掲載。  
 ・議運での態度です。○=賛成 ●=反対 ※=修正 △=保留。●が1つでもあれば本会議に上程されません。  
 (会派名 共:日本共産党 自:自民党 民:名古屋民主 公:公明党 減:減税日本ナゴヤ)

## 《採択された意見書》

## 幼児教育・保育の無償化に関する意見書

政府は昨年12月に、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入することを打ち出した。

具体的には、少子化問題の一因となっている、子育てや教育に係る負担軽減のため、3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するなどとし、2019年10月から全面的に実施される予定となっている。

一方で、この幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、地方公共団体の財政負担の増加が懸念される。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、待機児童解消の取り組みとあわせ幼児教育・保育の無償化がより実効性の高いものとなるべく、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 幼児教育・保育の無償化の実施に当たっては、地方公共団体の財政負担とならないよう、国において必要な措置を行うこと。
- 2 幼児教育・保育の無償化の具体化に向けては、地方公共団体と十分に協議し、その意見を具体的な制度設計に反映させること。

## 種子の安定供給・品質確保に関する意見書

我が国においては、戦後の食糧増産という国家的要請を背景として、昭和27年に主要農作物種子法が制定され、稲、麦類及び大豆の種子については都道府県が中心となって優良な種子の生産・普及を進めてきた。

そのような中、近年において種子の品質は安定しており、また、種子は農業の戦略物資として多様なニーズに対応するため、官民の総力を挙げた開発・生産体制の強化が求められていることを踏まえ、民間事業者の参入を促す目的で、平成30年4月に主要農作物種子法が廃止された。

しかし、主要農作物種子法の廃止により、これまで行われてきた都道府県の取り組みが後退することが懸念されており、種子の国外流出、特定事業者による種子の独占などの弊害が生じるおそれも指摘されている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、種子の安定供給・品質確保を図るため、都道府県が従来どおり種子の生産・普及に関し適切な役割を果たすことができるよう、十分な財政措置等を講ずるよう強く要望する。

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応など、果たす役割が拡大している。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

こうした中、地方公共団体が安定した財政運営を続けていくためには、地方財政計画において地方の財政需要を的確に見積もり、実態に見合った一般財源総額を確保することが不可欠である。

よって、名古屋市長は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、地方公共団体の標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保し、地方交付税の財源保障機能・財源調整機能を適切に発揮するため、客観的・合理的な基準によって地方交付税を配分すること。
- 2 臨時財政対策債は速やかに廃止するとともに、これまでに発行された臨時財政対策債の償還財源は国の責任において確実に確保すること。
- 3 各種税制の見直しを検討する際には、代替財源の確保など、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 4 地方公共団体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

## 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障害や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。

同法は平成8年に障害者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正されたが、厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障害者らは約2万5000人おり、このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは1万6475人と報告されている。しかし、手術から数十年以上が経過しており、残っている資料は2割程度にとどまるとみられる。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。

現在、厚生労働省は当事者の救済に向け、都道府県及び市町村に対し実態調査を行っているが、旧法のもとで不妊手術を受けた障害者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講ずるべきである。

よって、名古屋市長は、国会及び政府に対し、当事者の心情に配慮しつつ、不妊手術を受けた個人が特定できるよう、できる限り幅広い資料の収集及び保全を図り、不妊手術の被害者に対する的確な救済措置を一刻も早く講ずるよう強く要望する。

## 骨髄移植手術等の医療行為により抗体が失われた場合のワクチンの再接種制度の実施を求める意見書

小児がん等の治療において、骨髄移植手術や免疫抑制剤等による治療を行った場合、予防接種で一旦できた抗体が失われてしまうことがある。こうした場合、医師から感染症予防のため再接種を推奨されることがあるが、現行の予防接種法においては、再接種は定期予防接種の扱いとならず、任意予防接種として、全額自己負担となってしまう。努力義務とされている定期予防接種は14種類あり、再接種が必要なワクチンの種類によっては、複数回接種が必要なものもあり、全額自己負担となると被接種者及びその保護者にとって大きな経済的負担となってしまう。

本市においては、平成30年4月1日より、骨髄移植手術等により、定期予防接種で受けたワクチンの予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種する方に対して、経済的な負担の軽減及び感染症の予防を目的として、再接種費用を全額助成する制度をスタートさせたところである。しかし、本来であれば再接種費用の負担軽減や、万が一健康被害が生じた場合などの救済については、定期予防接種と同様に、国の責任において必要な措置を講ずるべきである。

よって、名古屋市長は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 予防接種に関する法令を改正し、骨髄移植等の医療行為により抗体が失われた場合のワクチンの再接種制度を、国の責任において実施すること。
- 2 再接種制度の実施に当たっては、被接種者及びその保護者の負担軽減を図るとともに、安全かつ効果的なワクチンの再接種となるよう十分配慮すること。
- 3 ワクチン接種により万が一健康被害が生じた場合には、定期予防接種と同様に国の救済措置制度の対象とすること。



## 《他会派と一本化し採択させるため取り下げた日本共産党の意見書》

### 旧優生保護法下の優生手術被害者に対する補償 及び救済等の実施を求める意見書(案)

昭和23年に制定された旧優生保護法は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的としていたが、この法律のもとで、平成8年に同法が母体保護法に改正されるまでの半世紀近くにわたり、遺伝性精神疾患や知的障害などを理由に、本人の同意がない強制不妊手術を含む優生手術が、国の通知や都道府県の行政措置により数多く実施されてきた。

旧厚生省の衛生年報等によれば、旧優生保護法に基づき全国で優生手術を受けた約2万5000人のうち強制不妊手術の被害者は1万6475人と報告されているが、その多くで手術の公的記録が失われているとみられる。

誤った優生思想によって国民が著しい人権侵害を受けたとされるこの事態の解明と被害者の救済はこれ以上放置できない。優生手術の被害者が既に高齢化し、また実態解明が時間的経過とともにますます困難になることから一刻も早い解決が強く求められている。

国は、障害者の権利に関する条約等も踏まえ、かつてハンセン病患者の救済に踏み切ったように、過去の反省の上に立ち、今こそ責任を持って必要な解決策を講ずるべきである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、優生手術に関する被害実態のための速やかな調査及び記録の適正な保存を行うとともに、被害者に対する補償及び救済等を実施するよう強く要望する。

## 《日本共産党の提案で、採択されなかった意見書》

### 年金の支給業務に関する意見書(案)

年金制度は、高齢者の生活を支える重要な社会保障制度である。ところが今年2月の年金支給では約139万人もの受給者が本来の年金額よりも少ない額しか支給されない事態が生じた。

公的年金に係る給付事務は日本年金機構が国から委任・委託を受けている。過少支給の最大の原因は、同機構が昨年、受給者に送った扶養親族等申告書の様式変更にあった。前回までのはがき形式と異なり、記入事項も煩雑で、提出が必須とも理解しにくい書類が事務的に送りつけられたことで、多くの未提出や記載ミスを招き、大量の過少支給につながった。

あわせて日本年金機構から約528万人分の個人情報の入力を委託された国内企業が、契約に反し中国の業者に再委託を行うなど、ずさんな作業を行っていたことも判明した。この関係で約10万人分、総額20億円を超える過少支給が発生した。

日本年金機構をめぐっては、これまでも個人情報の流出や元公務員の妻ら約10万6000人の年金約600億円の未払い問題などが繰り返し発生してきたが、またもや過少支給を引き起こし、公的年金制度に対する国民の不信をさらに広げる結果となってしまった。

高齢者の命綱である年金支給に関する業務については、安易な外部委託に依存することなく、経験ある元職員の採用を進めるなど、業務のあり方を見直すことが急務である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、年金への国民の信頼を回復するために、年金実務を担う業務についての抜本的な再生強化を早急に進めるよう強く要望する。

### 財務省の公文書改ざんなど一連の行為についての真相究明等を求める意見書(案)

学校法人森友学園及び加計学園をめぐり、行政への信頼を揺るがす事態が次々と明らかになってきた。

森友学園への国有地売却をめぐって、財務省の決裁文書が改ざんされていたことが明らかになった。公文書等の管理に関する法律によれば、行政にはみずからの諸活動を国民に説明する義務があり、行政の諸活動や歴史的事実を記録するために公文書をみずから作成・保存し、健全な民主主義の根幹を支える知的資源として、これを主権者である国民の共有に供すべきものとされている。公文書の改ざんは、行政全体への信頼を損なうものであり、国会審議や民主主義の根幹を大きく揺るがしかねない問題である。

公文書の一つである国と森友学園との交渉記録について「廃棄し、残っていない」との虚偽の国会答弁が行われ、また実際にこの答弁に合わせて、交渉記録が廃棄されたことも明らかになった。公文書の隠蔽を図る行為は容認できるものではない。

加計学園の獣医学部新設をめぐっても、当初、政府がその存在を否定していた文部科学省の内部文書が存在することが明



らかとなり、学園関係者との面会に関する柳瀬元首相秘書官の国会答弁にも虚偽があったことが明白となった。

いずれも国会と国民を欺く行為であり、事態の真相究明を妨げ、行政への信頼を失わせる重大な問題行為であると指摘せざるを得ない。

行政への国民の信頼を取り戻すためにも、これらの問題ある行為がなぜ行われたか、その真相を究明し、国民への説明責任を果たすべきである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、公文書の改ざん、隠蔽、廃棄や明らかな虚偽答弁など一連の悪質きわまる行為について徹底した真相究明を行い、国民への説明責任を果たすとともに、政治的な責任も明確にして、二度と再びこのような事態を引き起こすことのないよう強く要望する。

## 閉会中審査の概要

4月17日 教育子ども委員会（青木ともこ委員・さいとう愛子委員）

### 請願審査

## アクティブ・ライブラリー構想に関する請願が「不採択」「審査打切」に

4月17日に教育子ども委員会が開かれ、5月18日からの5月臨時会を前にして、2月議会で受理された請願2件とそれ以前に継続審査（名古屋市会では保留と呼びます）となっていた14件の請願のあわせて16件の請願審査が行われました。

### すべての請願採択をもとめた共産党

日本共産党は、今回審査の対象となっている請願すべての紹介議員になっており市民の願いにこたえ、子育て支援等を拡充する立場から全請願の採択を求めましたが、新規

請願2件は保留に、保留請願のうち「アクティブ・ライブラリー構想に関する請願」は「査打打切」や「不採択」とされました。

### 給食費無償化や少人数学級の推進には、自民や公明の議員からも後押しの意見

「給食費無償化の請願」の審査では公明党の議員からも無償化を求める意見が出され、「少人数学級の請願」では自民と公明の議員からも進める時期ではないかという意見も出されました。

4月23日 都市消防委員会（田口一登議員・さはしあこ議員）

## 名古屋城天守閣を「魅力的」に見せるため 名古屋城眺望景観保全の「景観計画変更」で建物等を規制

5月10日の都市消防委員会で、「名古屋城眺望景観保全」について説明がありました。

### 景観法に基づく「景観計画」

2004年の景観法施行をうけ2007年に市内全域を景観計画区域とする「名古屋市景観計画」が策定され、景観保全に努めてきましたが、名古屋城周辺の市街化の進展に伴い高層建物による景観の阻害へが懸念されることとなったため「景観計画」を変更し、「名古屋城眺望景観保全に関する制限等」を追加することにしたというものです。

### 天守閣から高層ビルが見えないよう

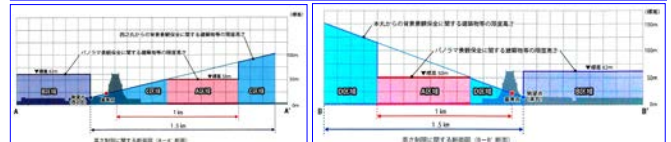
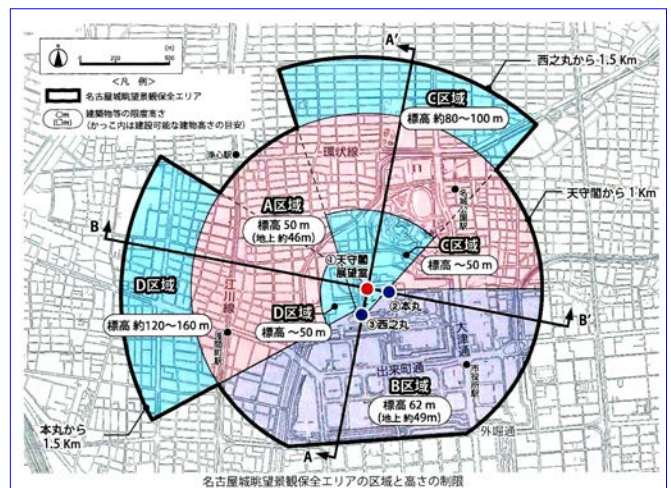
2014年に、広告・景観審議会に「名古屋城眺望景観保全」について諮問し、2015年に答申をうけて制度設計を進めてきましたが、その中で明らかになった課題等について、さらに2017年に「景観計画の変更」について諮問、2018年3月に答申を受けたものです。



天守閣からの眺望と、天守閣を眺める時の7つの眺望点で景観を保全する。  
(写真上は③、下は④)



答申をもとに名古屋市としての案（名古屋市景観計画の変更案）が取りまとめられ、都市消防委員会に説明がされたものです。（図表参照）



#### 名古屋城眺望景観保全エリアの設定

- ・天守閣から眺めて遠景の山並みなどが阻害されないよう、1kmまでの範囲で、北側のA区域では50m、南側のB区域は天守閣の高さ62mを超えないようにする（パノラマ眺望）。
- ・天守閣を歴史的な雰囲気で見えるよう建物や看板等を1kmまで制限、西の丸と本丸から見える地点は1.5kmまで制限（背景景観）。
- ・テレビ塔スカイデッキから天守閣が見えるように（見通し景観）。





てほしい」と求めると、当局は「教育は財政だけで考えられるものではない」と答えました。

少子化というなら少人数学級を

さいとう愛子議員は「少子化と言うが、愛知県では高校に入れない生徒は依然多い。高校を減らすのではなく、高校に行く人の割合を増やすよう努力すべき」と指摘。青木議員も「生徒が減っているなら、学校や学級数の減ではなく学級定員の減で対応すべき」と求めました。

5月10日 土木交通委員会（岡田ゆき子委員長・高橋ゆうすけ議員）

請願・陳情審査 陳情3件は「ききおく」、請願1件は「保留」

世界の「AIOIYA」プロジェクトで整備案等を検討中

5月10日に土木交通委員会が開かれ、新規陳情3件と継続審査中の請願1件の審査が行われました。

検討会での取りまとめの段階。地元や関係団体等に説明、意見を聞いて検討する

「市道弥富相生山線」に関して、市長の道路事業廃止し公園として整備するという意見を表明して以降の「世界のAIOIYAMAプロジェクト」での検討状況が報告され、道路事業の廃止、近隣住宅地への入り込み対策、相生山緑地の整備に関して検討し、今年度はプロジェクト検討会として説明や意見交換を行っていきたい、との説明がありました。高橋ゆうすけ議員が「廃止した道路と同じルートでの園路計画なのか」とただしたところ「まだ案にはなっておらず、取りまとめの段階」と答えました。

| 弥富相生山線の事業費                      |           |
|---------------------------------|-----------|
| 全体事業費                           | 約36億円     |
| 執行済額                            | 約29億円     |
| 工事中断（2010年1月）から2016年度までの現地保全等経費 |           |
| 維持管理費                           | 約2400万円   |
| 環境調査費等                          | 約1億2300万円 |

| 世界の「AIOIYAMA」プロジェクト |          |                                                                           |
|---------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------|
| 区分                  | 2018年度予算 | 内容                                                                        |
| 道路事業廃止に向けた検討        | 700万円    | ・都市計画変更素案の作成<br>協議・説明資料の作成<br>計画素案の修正                                     |
| 近隣地区の通過交通対策         | 1160万円   | ・工事の実施<br>車道幅員の縮小化<br>交差点ハンプの設置<br>狭さくの設定<br>交差点のコンパクト化<br>効果の検証に係る調査の実施  |
| 緑地整備の検討             | 620万円    | ・基本計画の策定<br>検討用模型の作成<br>有識者会議の開催<br>計画素案の修正<br>・都市計画変更素案の作成<br>協議・説明資料の作成 |
| 計                   | 2480万円   |                                                                           |

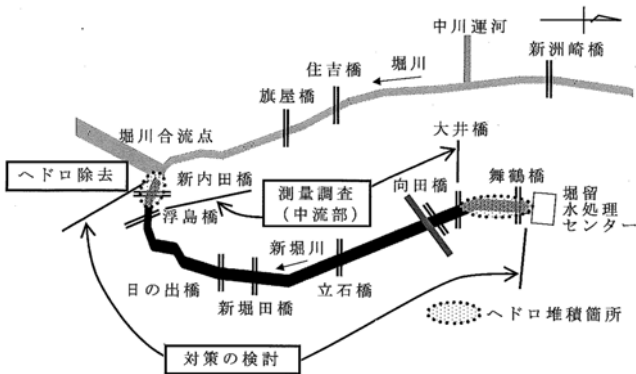
計画期間は10年

若宮存続方針を含む、市立高校づくり推進計画案の期間は10年。市は期間以降は不確定としており注視が必要です。

| 若宮商業の最終倍率 | 2017年度 | 2018年度 |
|-----------|--------|--------|
|           | 1.95倍  | 2.39倍  |

新堀川の上流でもヘドロ除去を実施

新堀川では、一度全域でヘドロ除去を行ったが、また悪臭の苦情が増加。悪臭の原因は川底の貧酸素状態による硫化物であり、昨年度は下流のヘドロを除去しました。高橋議員が上流部での計画をただし、「検討会でのシミュレーションでは上流部でも除去を実施する必要がある、4月に契約したので、年末までに浚渫を完了したい」という答弁がありました。



新堀川における悪臭対策（2017年度での検討内容及び結果）

| 区分                                                           | 内容                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水質シミュレーション                                                   | ・現況（ヘドロ除去前）、下流部のヘドロ除去後並びに下流部及び上流部のヘドロ除去後の3つのケースについて水質シミュレーションを実施した                                                                          |
| 有識者ヒアリング                                                     | ・春から夏にかけてはヘドロに含まれる臭気成分が水中に溶出していると考えられる<br>・下流部のヘドロを除去して流動を生み出すことは、好気的な環境をつくる上で大事である<br>・貧酸素状態を改善するためには、底層の水を動かす必要がある<br>・水源がないため水量を確保できるとよい |
| 検討結果                                                         | ・下流部のヘドロ除去により中流域までの貧酸素状態は改善されるが、上流域の改善のためには、上流部のヘドロ除去が必要である                                                                                 |
| （注）有識者ヒアリングの対象者は水質、底質、河川工学、環境衛生工学の分野の有識者5名。好気的な環境とは酸素がある環境状態 |                                                                                                                                             |



## 5月15日 財政福祉委員会（柴田民雄副委員長・山口清明委員）

請願・陳情  
を審査ほとんど「国の動向を注視したい」と  
請願 8 件と陳情 2 件は「保留」「ききおく」に

5月15日の財政福祉委員会では、請願 9 件と陳情 2 件の審査が行われ、山口清明議員は、請願の採択を求めました。審査結果は、下表のとおり請願の多数が「国の動向を見守りつつ、慎重な審査が必要」との理由で「保留」となりました。

## 子どもから国保料をとらないで

山口議員は、名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会の「国民健康保険制度、高齢者医療制度及び介護保険制度の改善を求める請願」について、「子どもの国保料均等割の減免が、仙台市、大府市、田原市などで開始された」との当局の答弁を引き出し、名古屋市国保での実施を迫りましたが、審査結果は保留となりました。

## 国保料減免の自動適用を

また、「国保料減免の申請」について、当局から「約 6 万 5 千件（32%）の申請で、3 年前の 1.5 倍に増えている」との数字が示されたことに、山口議員は「増えたと言っても、本来減免される人の 7 割も未申請者がいる。請願どおり該当者全員を自動適用にすべきだ」と求めましたが、結果は保留となりました。

国保料（税）の子どもの均等割減免（例）

| 自治体名 | 減免対象・内容                                            |
|------|----------------------------------------------------|
| 一宮市  | 1 8 歳未満 均等割 3 0 % 減免                               |
| 大府市  | 1 8 歳年度末<br>1 人目 均等割 2 0 % 減免<br>2 人目 均等割 5 0 % 減免 |
| 田原市  | 未就学児 均等割 3 0 % 減免                                  |



## 5月17日 総務環境委員会（西山あさみ副委員長、くれまつ順子委員）

請願・陳情  
の審査「性的少数者への支援を」「政務活動費領収書  
等のネット公開を」など請願 7 件が保留

総務環境委員会が5月17日に開かれ、請願 7 件と陳情 2 件の審査が行われました。

## LGBTで1万人アンケートします

性的少数者の支援に関する請願について、くれまつ議員が、他都市での実施状況をたどし、福岡市や大阪市がパートナーシップ宣誓制度などを実施（予定）などの説明があり、当事者や有識者の意見なども踏まえて 1 万人アンケートを実施し、実態を明らかにしたうえで制度についても検討していくことが説明されました。

## 政務活動費と議員報酬・請願審査

議会関係の請願 3 件について、くれまつ議員は、政務活動費の使い道をネット公開している他都市の状況を紹介、また、議員報酬は公聴会などで市民の意見をもっと積極的に聞くべき、請願審査は慎重に行うことも重要だが急いで

審査する必要がある場合は審査方法を改善することも必要だ、など請願採択を求める立場で発言しました。3 件とも慎重に検討していくとして「保留」になりました。

## 地方自治や身近な議会

その他、地方自治の堅持や尊重を求める請願 3 件は引き続き「保留」に、議会関係の陳情 2 件は「ききおく」となりました。

なお、旅費日当については、職員も議員も同様で国に準じた制度（東京都内など目的地域内を巡回するための交通費と出張中の諸雑費を定額で支給する。事務手続きの簡素化を図るため定額）になっていること、国や 17 政令市は定額支給、愛知県は交通費を実費で、雑費は低額で支給、交通費の定額支給が 1 政令市、交通費のみ実費支給が 2 政令市であることも示されました。

## 経済水道委員会（2018年5月15日） 江上博之議員 藤井ひろき議員

名古屋城天守閣  
エレベーター代替案

## 新技術めどなし

木造復元後の天守閣にエレベーターを設置しない市の方針をめぐる、15日の経済水道委員会でも市当局は、復元完成予定の2022年12月までにエレベーター代替技術を開発できるめどが立っていないことを認めました。日本共産党以外の会派からはエレベーター不設置方針への明確な反対はありませんでした。

## 代替技術無いままの見切り発車

最上階まで上ることが障がい者の要望、との江上博之議員の指摘に、当局は「必ずしも最上階までというのが絶対ではない」と答えました。さらに「代替の新技術は現時点であるか」（江上）に対しては「無い」と答弁。見切り発

車であることが明らかになりました。

藤井議員は、障害者のみに特化した技術はそれ自体が差別的だと当事者の声を紹介し、「障害のある人のみならず誰にとっても利用できるエレベーターが必要ではないか」と指摘。バリアフリーという時代の要請に逆行し、名古屋市福祉都市環境整備指針の趣旨にも反する公共建築物の建設は認められないと述べました。

### 「バリアフリーを検討」(河村市長)はウソ？

河村市長は、「エレベーターを設置しない方針について『(市長選や市議会の議決など)市民の選択で旧国宝のものを復元しようと決まった。もう一回さかのぼるのはおか

しい』」(「朝日」と語ったと報じられています。江上議員は「はなから市長はエレベーターを設置しないつもりだったと言うこと」と指摘。「ならばどうして、2月議会の日本共産党の代表質問に対し『バリアフリーを検討している』と答えたのか」(江上)との問いに当局は答えられませんでした。議会で誠実に答弁しない一方で、「議会の議決」(日本共産党は反対)を持ち出すのは欺瞞的です。

バリアフリー問題一つとっても容易に解決できない天守閣木造復元は、いったん立ち止まるべきです。そのうえで現天守閣の耐震改修も含めて再検討することを日本共産党名古屋市議団は求めます。

## 中学校の2019年度用の教科書を選定しています

# 「道徳」教科化で中学校で初の教科書

来年度から中学校で使用する教科書の選定作業が行われています。この教科書の展示会が7月2日まで愛知県下の各会場で行われています。「道徳」が2018年度から正式教科となり、中学校での選定も初めての作業となり、道徳の授業で使用される教科書に注目が集まっています。

## 愛国へ日本礼賛 続々

文科省の教科書検定審議会に申請したのは8社で全社が合格しました。検定意見は184件(昨年の小学校では244件)でした。学習指導要領に規定された22の徳目を満たそうとしています。「我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度」などの項目に対し「日本(人)は素晴らしい」という読みものを並べ、最後の設問で国を愛する方向へ誘導する構成が目立っていると指摘されています。他の国の良さを載せようにも「我が国の」という規定で限定されているため困難ともいわれています。

また8社中5社(右表の上5社)

が生徒が数値や記号で「自己評価」する欄を設けました。生徒の内心を数値で評価させるものになり、国家が目指す価値観を押し付けることに

| 発行社名    | 判型 | ページ数 | 検定意見数 |
|---------|----|------|-------|
| 日本教科書   | B5 | 588  | 67    |
| 教育出版    | B5 | 574  | 18    |
| 東京書籍    | AB | 586  | 19    |
| 廣済堂あかつき | AB | 732  | 10    |
| 日本文教出版  | B5 | 732  | 4     |
| 学研教育みらい | A4 | 560  | 34    |
| 光村図書出版  | B5 | 704  | 4     |
| 学校図書    | AB | 688  | 28    |

なりかねません。

## 道徳教育は個人の尊厳を基礎にして

道徳の教科化は、これまではなかった検定教科書を使用して道徳を教え、かつ、これまで行っていたことがなかった一人ひとりの子どもの心や道徳を評価するものです。従来とは次元の違う形で、子どもに「官製道徳」を押し付けるものです。

市民道徳の基準は、国民的な討論と合意によって形成されるべきもので、市民道徳の教育は、子どもを個人として尊重しつつ、自主的で多様なものとして進めることが重要です。

## 反道徳的な出版社が道徳の教科書？

命の大切さを知ってほしい、思いやりの心を持ってほしい。多くの保護者は子どもにそんなことを願っています。安倍政権が進める「道徳の教科化」は、そのような保護者の願いに応えるものなのでしょうか。

今回合格した8社のうち「日本教科書」は新規参入の出版社ですが、侵略戦争賛美の育鵬社の歴史・公民教科書と深いかかわりがある「日本教育再生機構」の理事長(八木秀次・麗澤大学教授)が代表取締役となって設立した会社です。その後、八木氏は代表取締役を退任し、「マンガ嫌韓流」シリーズ等のいわゆるヘイト本を多数発行している晋遊舎の代表取締役・竹田義輝氏に交代しています。反道徳的な会社に関連する会社が子どもの道徳教科書を出版することは異常という声が広がっています。

## 6月8日(金)～7月2日(月)の教科書展示会に出かけましょう

展示会場で意見・感想が出せます 図書館の開館時間中。月曜休館。教育センターは土日休み。

## 教科書展示会で意見が出せます

展示会を見て不適切な内容があると感じたら、その教科書を採択しないでほしい、等の意見を出すことができます。子どもの年齢にふさわしい内容か、科学的な視点か、型

にはまった心や行動の押しつけになっていないか、課題解決が誘導的でないかなど、この機会に教科書を見てみましょう。



## 要介護認定事務の集約化について名古屋市と懇談

# 集約化と外部委託で介護現場は大混乱 はつらつ長寿プランの「認定決定期間の短縮」守られず

名古屋市は、職員削減を最大の目的に、小学校給食調理業務、保育園、図書館、保健所など、多くの分野で委託・民営化・集約化を推進していますが、介護分野についても、「調査事務」に続いて、今年4月から「認定事務」の民間委託を開始しました。

従来、16区役所で対応していた更新申請の受付業務、認定審査会のための調査事務、認定通知事務などを全市分一括して扱う「認定調査事務センター」に移し、その業務を、関西に本社を置く「日本ビジネスデータプロセッシングセンター」に委託しました。

業務が始まるとともに、市議団に「調査依頼書が届かない」「認定結果が届かない」「暫定プランでしか対応できず、請求ができない」など、認定業務に関する苦情・相談が多数寄せられました。

日本共産党市議団として、ケアマネジャーや介護事業者から名古屋市に現場の声を伝える場の設定が必要と判断し、5月29日（火）、要介護認定事務の集約化に伴う問題に

ついて、名古屋市との懇談を行いました。

懇談には、ケアマネを中心に11事業所から16人が参加し、岡田ゆき子、柴田民雄、山口清明各市会議員が同席しました。



## 2カ月経っても介護認定結果が届かない 暫定プランでは請求できず、死活問題

### 懇談会で出された参加者の主な発言

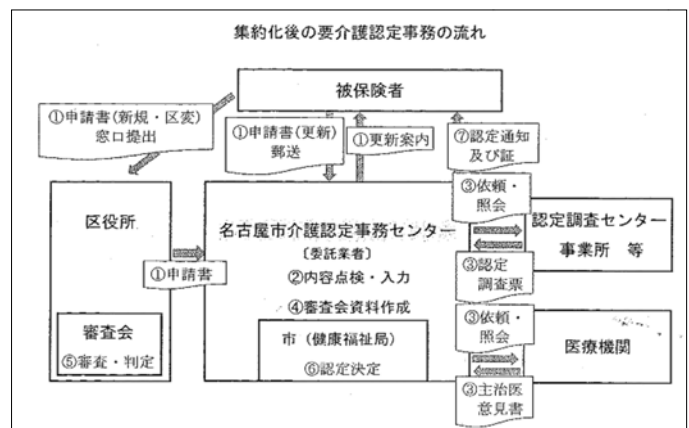
- 認定申請して2か月過ぎててもまだ結果が届かず業務が滞る。
- 認定結果が届かず利用者に迷惑をかけている。ケアマネに苦情が来る。
- 認定が3か月も遅れたため、利用者にまとめて3か月分として10万円も請求することになった。年金生活者には非常に多い負担。
- 認定結果が出ない間は暫定プランでサービスを提供しているが、事業所は保険請求ができないため収入減で経営に影響が出ている。
- これまでは認定に伴う受付はすべて区役所窓口だったので、申請から認定調査まで数日で済ませていたが、4月からは事務センターへの郵送となったため、書類の到着が遅く、業務に大変支障が出ている。
- 認定結果が遅れると、とりあえず暫定プランで担当者会議を開催し、認定が出ると再度担当者会議を開催することとなり、2度手間であり、利用者や事業所にも多大な迷惑をかけることとなる。
- センターに何度電話しても通じない。

### 改善の見通し語らずー名古屋市

現場の声を聞いた名古屋市の介護保険課長および担当主

幹は、「事業者にも多大なご迷惑をおかけした。認定結果が出ないのが最大の問題。結果通知を30日程度に戻すよう委託先の会社を指導する」と述べるに留まり、いつまでに改善するかの見通しは示しませんでした。

名古屋市の「はつらつ長寿プラン」には、「認定事務の集約化により、認定決定期間を短縮する」としていますが、認定期間は逆に伸びています。市議団では、この問題を6月定例会で取り上げる予定です。





# 国民健康保険料 納入通知書が来たら 減免申請はすみしましたか

国保加入者の6割の方が減免されます

減免対象となる方には、この用紙が納入通知書に同封されています。同封されていれば、必ず減免されます。

国民健康保険（国保）には申請をすると保険料や医療費などの負担が軽減される制度があります。その中に市内約20万世帯が特別軽減の対象となる制度があります。しかしあまり利用されていないのが実情です。

通知書の減額額⑥の「割合」という箇所は2・5・7のいずれかの数字が記載されている方は、申請をすると1人につき2,000円減免されます。

対象者の人数は国保料納入通知書のしたの方にある「保険料算定内訳」の人数の中に「・人」と記載されていますので複数人の場合は全員分申請しましょう。

平成30年度 国民健康保険料の軽減制度のご案内

あなたの世帯は、下記①の「保険料の減額」に該当している世帯です。  
区役所または支所の窓口で納期限（最後の納付月の末日）までに申請していただくと保険料が軽減されます。  
※平成30年度分の申請が対象の世帯は、再度申請する必要はありません。  
また、保険料を軽減するため、さまざまな軽減制度を下記のように設けていますのでご確認ください。

☆世帯単位（世帯主と被保険者全員）で判定する減免制度

| 減免の要件                                                                                                                                                                                          | 減免される額                                                  | 申請に必要なもの                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ①特別軽減<br>「保険料の減額（※）」に該当している世帯<br>※「保険料の減額」については裏面に詳しく記載されています                                                                                                                                  | 世帯主1人につき<br>年額2,000円<br>（※世帯主が2人以上の場合は、そのうち1人につき2,000円） | 保険証                                                               |
| ②2割減免<br>「保険料の減額」が適用されていない世帯で、<br>平成29年中の所得の合計が「66万円+（35万円×<br>世帯人数）」以下の世帯<br>（※1人世帯：66万円、2人世帯：101万円、3人世帯：136万円、4人世帯：171万円、5人世帯：206万円、6人世帯：241万円、7人世帯：276万円、8人世帯：311万円、9人世帯：346万円、10人世帯：381万円） | 均等割額の2割                                                 | 保険証                                                               |
| ③所得割減<br>以下の条件をすべて満たす世帯<br>・平成29年中の所得が1,000万円以下の世帯<br>・今年（申請年度の年）の所得が264万円以下の世帯<br>・今年（申請年度の年）の所得が平成29年中の所得の8割以下に減った世帯                                                                         | 所得割額の3割から7割                                             | ・世帯全員の世帯主と被保険者の今年（申請年度の年）の収入がわかる資料<br>・所得割額の3割から7割の減免額を算出するための計算書 |
| ④事業の<br>休止・廃止<br>事業を休止・廃止したことにより、世帯の今年の所得が所得割額の3割以下に減った世帯                                                                                                                                      | 保険料額の7割                                                 | 所得割額の3割から7割の減免額を算出するための計算書                                        |
| ⑤災害減免<br>災害により、居住する家屋に全壊（全壊）、半壊（半壊）、床上浸水の被害を受けた世帯                                                                                                                                              | 災害発生月から前月の所得割額の全額を減免                                    | ・災害発生月からの月ごとの所得割額の全額を減免するための計算書                                   |

## ★ まずは「年間保険料額」の「減額額⑥」の「割合」を確認します

「7」または「5」の場合

申請すればさらに「特別軽減」で1人につき年間2,000円減免されます。

「2」の場合

申請すればさらに「特別軽減」（1人につき年間2,000円減免）、または、障がい者、寡婦（寡夫）、65歳以上の方は「均等割」の3割が免除されます。

「空欄」の場合

※（減額額⑥=0）で、「所得割額④」に金額のある方

- 夫が高収入であっても、妻の収入が少なければ、「均等割」の3割（約15000円）が減免される場合があります。
- 障がい者、寡婦（夫）、一定所得以下の世帯は、均等割が減免される場合があります。
- 所得が264万円以下で、前年所得の8割以下に減った世帯は、所得割が減免されます。

《見本：Aさん宅に届いた通知書》

④ 年間保険料額

|             | 所得割額④      | 均等割額⑤        | 減額額⑥        | 割合 | 減免額⑦       | 保険料額⑧<br>(④+⑤-⑥-⑦) |
|-------------|------------|--------------|-------------|----|------------|--------------------|
| 前回<br>(変更前) | 円<br>***** | 円<br>*****   | 円<br>*****  | *  | 円<br>***** | 円<br>***** ②       |
| 今回<br>(変更後) | 円<br>3,359 | 円<br>101,586 | 円<br>50,794 | 5  | 円<br>0     | 円<br>54,150 ③      |

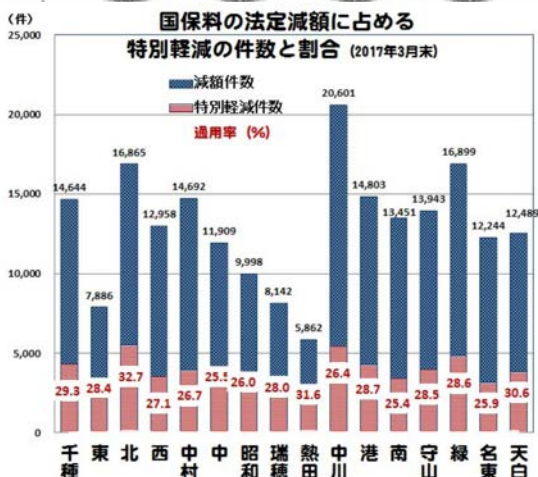
| 差引増減額⑨(⑧-⑦)              |
|--------------------------|
| 円<br>*****               |
| ○×△区でかかる保険料額<br>54,150 円 |

⑤ 月割額 ( 区分 )

| 納付月 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 前月  | 円   | 円   | 円   | 円   | 円   |
| 当月  | 円   | 円   | 円   | 円   | 円   |

申請には平成29年中の所得の申告

申請には平成29年中の所得の申告が必要です。済ましていない方はすみやかに市民税課に申告を。



申請は毎年必要です。保険証と国保料納入通知書を持って区役所の保険年金課または福祉課へ行けばどなたでも申請できます。（印鑑不要）

国保料や介護保険料などの負担は大変です。せめて保険料の減額（国制度）と減免（市独自制度）をフルに活用しましょう。65歳以上の方や低所得者の方など、申請すれば国保料を下げるができる場合が少なくありません。昨年度も皆さんへのお知らせを繰り返し、ようやく対象者の3割くらいまでが申請するようになりました。

# 危険なブロック塀の解消を 避難路や狭い道路などでの対策を急げ

6月18日の大阪北部地震を受けて国交省が19日に学校の既設塀の安全点検を、21日には学校に限らず既設の塀の安全点検について注意喚起するよう、各自治体に通知しました。

## 緊急点検で4校で不適格ブロック

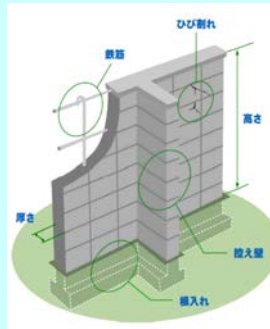
名古屋市では19日～20日にかけて、ブロック塀等が通学路に面している学校34校（園）を教育委員会と住宅都市局の職員が点検しました。その結果、30校の安全は確認されましたが4校（高さが1.4mの大須小と宝小、高さが1.8mの鳥羽見小、高さが1.6mの鳴子台中）のブロック塀等が既存不適格（設置後に法令ができたため、現行基準に合致しない）問い負うことが明らかになりました。

教育委員会では緊急改修の措置を行う計画です。

## 補強コンクリートブロック造のブロック塀構造 （鉄筋が入っていないブロック塀は組積造）

### ブロック塀のチェックポイント

- ・高すぎないか。（組積造は1.2m以下、補強コンクリートブロック造は2.2m以下）
- ・厚さは十分か。（組積造は壁頂までの距離の1/10以上、補強コンクリートブロック造は10cm（高さ2m超は15cm）以上）
- ・控え壁があるか。（組積造は4m以下ごとに壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁を設ける）
- ・基礎があるか。
- ・老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。



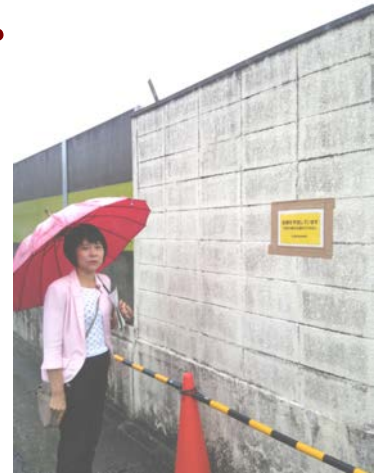
（国交省の通知より）

## 既存住宅地等のブロック対策を

現行の規制に適合しない「既存不適格」のブロック塀は、そのまま放置していても違法にはならず、検査義務もなく、一度設置したブロックは風雨にさらされることで内部の鉄筋がさび付いて劣化が進みます。定期的なメンテナンスをしても、耐用年数はおおむね20～30年と言われますが、劣化が進んでいるかどうかは見た目では判別が難しいのです。



地震に強い街づくり計画の中でも狭隘道路でのブロックと避難路の確保が課題に



（上）守山区の鳥羽見小学校のブロック塀を調査するくれまつ議員。

（左）緑区の鳴子台中学のブロック塀はさっそく改修工事。6月25日 毎日新聞

## 名古屋市はブロック撤去に助成

名古屋市では地震発生時にブロックによる被害や避難の妨げになることを防止する目的でブロック塀撤去工事費6,000円/mの1/2以内、限度額10万円を補助しています。そのうち「木造住宅密集地域（米野・御剣・下之一色・笠寺）」では3/4以内、限度額15万円の補助しています。さらに生垣緑化補助が2,500円/m、上限5万円などの助成があります。しかし、昨年度は56件の撤去（木密地区は4件）となかなか進んでいないのが実態です。今回も国交省が、災害時のブロック塀の危険性や緑化の必要性について啓発を行っています。



## 必要な対策を急げ

名古屋市は、財政支援を国に求めつつ、ブロック塀は学校だけでなく福祉施設や医療機関なども十分な調査・点検を行い、安全確保を図ることや災害対応の拠点となる公共施設の耐震性の総点検と安全確保をすることが必要です。

## 名港管理組合議会2018年6月定例会について

- ・名古屋港管理組合議会6月定例会が6月7日～8日に行われました。
- ・当局提案の議案は監査委員の選任の同意案2件で、その他、議長・副議長選挙や委員会の選任などの議会人事を行いました。
- ・山口議員が企画総務委員会、高橋ゆうすけ議員が港湾建設委員会に所属。全議員参加の特別委員会としてガーデンふ頭にぎわい創出特別委員会が設置されました。
- ・高橋ゆうすけ議員が「しゅんせつ土砂の埋め立て計画」について、山口清明議員が「ヒアリ等の侵入対策」「浮き屋根式タンクの防災対策」について一般質問を行いました。他の議員からは1人だけが質問しました。
- ・議員視察4件が一括議案として提案され、そのうち、議長や副議長が行く海外視察については無駄なものとして反対しました。



名古屋港管理海愛議会での議長・副議長選挙の様子。上左：議長選、上右：副議長選、下：開票状況

## 主な議案に対する会派別態度(名港議会6月定例会)

名古屋港管理組合議会 2018年6月定例会 議案一覧

| 議案名                         | 名古屋市会選出                                    |   |   |   |   | 県議会選出                                      |   |   | 結果     | 概要                                                                                                                                            |
|-----------------------------|--------------------------------------------|---|---|---|---|--------------------------------------------|---|---|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             | 共                                          | 自 | 民 | 公 | 減 | 自                                          | 民 | 公 |        |                                                                                                                                               |
| 監査委員選任の同意（組合議会議員）           | ○                                          | ○ | ○ | ○ | ○ | ○                                          | ○ | ○ | 同意     | 議選枠の監査委員。岡本善博名古屋市民議員（自民・北区）。会派バランスから                                                                                                          |
| 監査委員選任の同意（名古屋市監査委員）         | ●                                          | ○ | ○ | ○ | ○ | ○                                          | ○ | ○ | 同意     | 識見篠田信示（1956年生、扶桑町、愛知県総務部長を退職、黒川和博名古屋市監査委員）を選任。。                                                                                               |
| 議員派遣（議長・副議長の海外派遣と議員の行政調査2件） | ●                                          | ○ | ○ | ○ | ○ | ○                                          | ○ | ○ | 可決     | 議員派遣<br>・議長（8月の7日間 ベルギー、オランダ・アントワープ港）<br>・副議長（7月の8日間 アメリカ・ボルチモア港、カナダ・エバレット港）<br>・議員1（8/1～8/3 かごしま水族館・志布志港・鹿児島港）<br>・議員2（8/27～8/29 台湾の基隆港・高雄港） |
| 議長・副議長の選挙                   | 議長：神野博史（県議会・自民・東海市）<br>副議長：服部将也（市議会・民主・北区） |   |   |   |   | 27 山口清明（市議会・共産・港区）<br>27 高橋ゆうすけ（市議会・共産・南区） |   |   | 2<br>2 |                                                                                                                                               |

○＝賛成 ●＝反対 / 共：日本共産党 自：自民党 民：民主党 公：公明党 減：減税日本ナゴヤ



# 名古屋港管理組合議会 6 月定例会 一般質問（6月7日）

## 名古屋港のしゅんせつ土砂の埋立処分は港内処理を原則に

高橋ゆうすけ議員



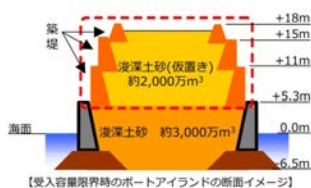
### 名古屋港のしゅんせつ土砂処分計画について

航路等の維持のため毎年30万 $\text{m}^3$ 、機能強化を合わせると70万 $\text{m}^3$ の土砂が発生

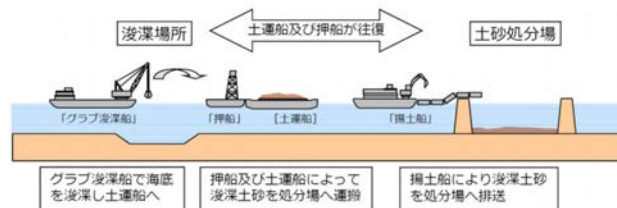
【高橋議員】名古屋港内では泊地・航路を確保するために毎年、約30万 $\text{m}^3$ もの土砂をしゅんせつしています。これは、名古屋港が遠浅の海域であることに加え、庄内川などの河川からの土砂が流入するために、常時しゅんせつを行わなければ、泊地・航路を確保することができないためです。それに加えて、国際競争力強化のために泊地・航路の増深も行っており、合わせて年間約60万から70万 $\text{m}^3$ のしゅんせつ土砂が発生しています。

ポートアイランドに高さ5.3m、3,000万 $\text{m}^3$ の予定を18m、5,000万 $\text{m}^3$ まで搬入

このしゅんせつ土砂は現在、ポートアイランドに運び込まれています。もともとの計画でポートアイランドは、海面高5.3メートル、約3,000万 $\text{m}^3$ のしゅんせつ土砂を受け入れるというものでした。しかし、その後しゅんせつ土砂の処分できる埋立地がないことなどを理由に、当初の3,000万 $\text{m}^3$ をこえ、さらに将来海面高18メートルまで、約2,000万 $\text{m}^3$ のしゅんせつ土砂が仮置きされ、計約5,000万 $\text{m}^3$ となる予定です。



#### 【浚渫から埋立の流れ】



#### 【国交省が検討した、浚渫土砂の埋立地候補】



### 満杯を理由に国交省が中空沖の埋立を検討

このポートアイランド、国土交通省によると、平成

セントレア地先公有水面埋立計画（2017年3月 国土交通省）

|                              |                     |
|------------------------------|---------------------|
| 埋立区域の面積                      | 約250～350ha          |
| 埋立地の計画容量                     | 3,800万 $\text{m}^3$ |
| 港湾機能の強化や維持により発生する土砂          | 1,200万 $\text{m}^3$ |
| ポートアイランド仮置土砂                 | 2,000万 $\text{m}^3$ |
| 維持浚渫 30万 $\text{m}^3$ /年×20年 | 600万 $\text{m}^3$   |

30年代前半には受け入れの限界を迎えるとのことで、新たな大規模処分場の確保が急務とされています。その新たな処分場計画として、国土交通省では中部国際空港沖への約3,800万㎡のしゅんせつ土砂埋立が検討されています。

### 港湾計画はポートアイランド南側、南5区南側に計画

港湾計画ではどうなっているのでしょうか。2015年に改定された港湾計画の中では、ポートアイランド南側（地図示す）や南5区の南側の埋立予定地において、しゅんせつ土砂を処分する計画が示されています。これらの計画は現状の形として、南5区南側が1981年（昭和56年）に、ポートアイランド南側が1990年（平成2年）に港湾計画に示されていましたが、進められる様子がありません。様々な関係者もいて、とりまく状況もいろいろとあるのでしょうか。それでもなお計画があるということは、事業実施の見込みはあるということにも受け取れますが果たしてどうなのか。

### ポートアイランド南側、南5区南側での計画は？

そこでお聞きします。現在の港湾計画では平成30年代後半を目標年次としてポートアイランド南側、南5区南側でしゅんせつ土砂の処分をするという計画になっていますが、現状計画実施に向けてどのような状況となっているか、お答えください。

### 事業化の目途がない、事業化を見合わせ（室長）

【企画調整室長】ポートアイランド南側の埋立予定地は、事業者である国から、「現時点では、事業実施の目途が立っていない」と聞いています。

南5区南側の埋立予定地は土地需要の具体的な見通しが立たないことや採算性の確保が難しいこと等の課題があり、事業化を見合わせています。

### 金城ふ頭や弥富ふ頭第一貯木場での埋立計画は？

【高橋議員】港湾計画では、処分予定地以外にも、港湾機能の強化のために、金城ふ頭、弥富ふ頭第一貯木場、北浜ふ頭などでも埋め立ての計画がされています。これらの埋め立て予定地はどうなっているか。北浜ふ頭については、国際バルク戦略港湾と



### 名古屋市政資料No.199（名港議会2018年6月定例会）

して選定されたものの、国際情勢などの変化によって予算も立てられない状況で実質ストップしていますが、金城ふ頭や弥富ふ頭第一貯木場については埋め立てが進められる見通しと聞いています。

そこでお聞きします。金城ふ頭や弥富ふ頭第一貯木場などの埋め立て予定地については、どこから土砂を調達するつもりですか。埋め立て規模はどれぐらいとなる見込みですか。

### 港内のしゅんせつ土砂を有効活用する。金城ふ頭に約240万㎡、第1貯木場北側に約147万㎡（部長）

【建設部長】現在、金城ふ頭では、完成自動車取扱機能の集約・拠点化や自動車専用船の大型化への対応に向け、ふ頭再編改良事業に取り組んでおり、また、弥富ふ頭第1貯木場北側では、コンテナ貨物の増加等に対応した物流用地の確保を計画し、それぞれ埋立造成に向け手続きを進めております。

これらの埋立造成は、港湾施設の機能維持や整備に伴い発生する港内のしゅんせつ土砂を埋立用材として有効活用していく予定です。埋立予定地の埋立容量としては金城ふ頭で約240万㎡を、弥富ふ頭第1貯木場北側で約147万㎡を予定しています。

### しゅんせつ土砂の埋立以外で有効活用の検討を

【高橋議員】ところで、名古屋港から発生するしゅんせつ土砂は、埋め立てる以外に方法はないのでしょうか。名古屋港のしゅんせつ土砂については2016年に環境大臣から国土交通大臣に対して、「しゅんせつ土砂の低減等を検討し、新たな海域処分は可能な限り回避する」意見が出されています。名古屋港から発生し続けるしゅんせつ土砂の行き場がないこと、そのことによる将来の名古屋港の機能維持に危機感があるということでしょう。必要な開発は否定しませんが、実態に見合わない、大型船を見込んだ岸壁増深などは、しゅんせつ土砂を増やす過剰な開発じゃないか、このことはこれまでも指摘をしてきましたが、今後の開発について、いよいよ見直す時期になってきているのではありませんか。同時に新たな埋め立てをしないためにしゅんせつ土砂の有効活用ができないか、ということも考える必要があるでしょう。そこでお聞きします。環境大臣の「しゅんせつ土砂の低減等を検討し、新たな海域処分は可能な限り回避する」という意見を踏まえて、名古屋港で発生したしゅんせつ土砂の海域処分を可能な限り回避するための有効活用についてどのような検



討がされてきたのか、お答えください。

## 人工干潟の造成に関する実証実験をした（室長）

【企画調整室長】中部地方整備局は、良好な港湾環境の形成の観点から、平成24年度から29年度まで、しゅんせつ土砂を一部活用した人工干潟の造成に関する実証実験を、ポートアイランドの東側において行った。

## ポートアイランドの仮置き土砂2000万㎡はどうするのか

【高橋議員】ポートアイランドに仮置きされる約2,000万㎡の土砂は今後どうするのか。現在の港湾計画では、仮置き土砂についても港内で埋め立てを行うための計画土量に含まれていますが、ポートアイランドは補強も行われており、もし災害が発生しても、復旧可能な程度の被災となる見込みです。今後のポートアイランドの土地利用についてもまだ決まっていません。土砂を移動させなければならないのか、それとも現在の土砂をそのままポートアイランドで利用するのかどうか、そのこともまだ決まっていません。この仮置き土砂、私はすぐに他の埋め立て予定地へ移動させる必要はないと思いますが、港湾管理者として、今すぐに動かす必要性についてどのように考えていますか、また今後のポートアイランドの土地利用を考えるうえで必ず動かさなければならないものなののでしょうか、お答えください。

## 有効な土地利用のためには移動も必要と考えており、今後の重要課題（室長）

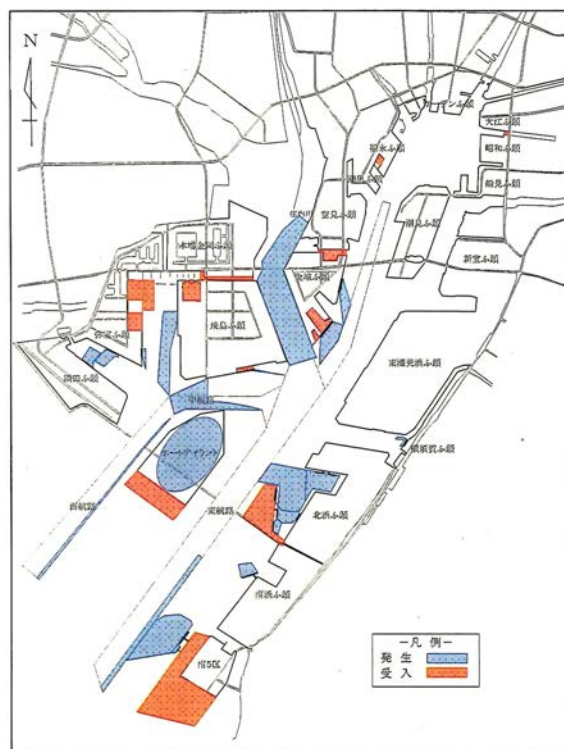
【企画調整室長】ポートアイランドは、港湾計画において、将来の大水深岸壁及び埠頭用地等のための開発空間として留保しており、現在は、名古屋港内から発生するしゅんせつ土砂を仮置きできる唯一の大規模なしゅんせつ土砂処分場となっています。

平成30年3月に名古屋商工会議所が「名古屋港ポートアイランド将来利用に向けた提言」を取りまとめました。

本組合では、その提言を受け、ポートアイランドの将来の利活用に関し、社会情勢の変化や要請を的確に捉えるなどの情報を収集するとともに、関係者との議論を深めていきます。

ポートアイランドの仮置き土砂の移動は、有効な土地利用を行う上で基本的に必要であると考えており、その取扱い、今後、取り組むべき重要な課題と認識しています。

## 【しゅんせつの計画（港湾計画）】



## しゅんせつ土砂は港内処分を基本とするのか（再質問）

【高橋議員】ポートアイランド南側や南5区南側の埋め立て予定地、進めることが難しいとの答弁でした。中部国際空港沖でも、様々な関係者がおり、環境影響評価方法書に対する住民のみなさんからの意見でも、多くの方から埋め立てされると困るという声もある中、果たして新たな大規模処分場として進められるのかは疑問に感じます。

それを踏まえて1点再質問いたします。

金城ふ頭や弥富ふ頭第一貯木場埋め立て予定地への土砂は港内のしゅんせつ土砂を有効活用していくのですが、しゅんせつ土砂を港内で活用することで港湾機能の充実が効率的に図れるということですよ。であれば港湾計画で示された埋め立て計画を進めるためには、しゅんせつ土砂を港外に持ち出すよりもまずは優先して港内で処分・活用する必要があるかと思えます。基本的に名古屋港内で発生したしゅんせつ土砂は、港湾計画で位置づけられている埋め立て予定地での処分・活用が優先されるという考え方よろしいですか。





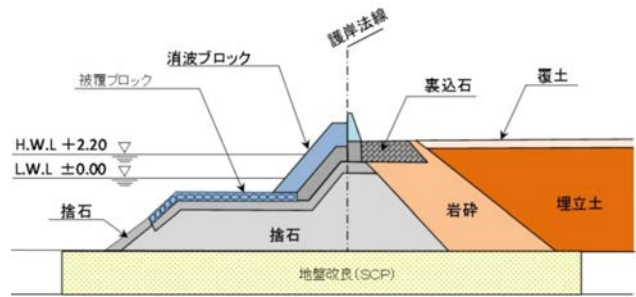
## しゅんせつ土砂の発生と受入れの整合を図っているが、新たな処分場も必要（室長）

【企画調整室長】名古屋港は、港湾機能を維持強化する上で、継続的に航路や泊地のしゅんせつ事業を行っていくことが不可欠です。港湾計画においては、しゅんせつ土砂の発生と受入れの整合を図っているものの、事業化を見合わせている埋立予定地もあることから、新たな処分場は必要であると認識しています。

今後、本港を取り巻く環境の変化に適切に対応し、しゅんせつ土砂を安定して受け入れていくことができるよう取り組んでいきます。

## 港内で発生したしゅんせつ土砂の処分について、他の地域へ負担を押し付けることがないように（意見）

【高橋議員】しゅんせつ土砂は港内で処分できるように取り組んでいくと。とても大事なことです。第一は中部国際空港沖に新たな埋立地を作るわけではない。その姿勢をこれからもしっかりと持ち続けていただきたい。ポートアイランドの仮置き土砂は、いつ、どれだけの量の土砂を移動するのか、決まっていません。今すぐどうにかしなければいけないわけではない、念を押しておきたいと思います。有効活用については、人工干潟造成の実証実験を行ったとのことで、課題も見つかっているようですが、これはこれで進めながら、もっと広い視野で有効活用策を検討すれば、しゅんせつ土砂の処分量は更に減るでしょう。管理組合にはそこに力を入れていただきたい。港内で処分できないから港外へ出してもいいというものではありません。改めて港内で発生したしゅんせつ土砂の処分について、他の地域へ負担を押し付けることがないようにと意見を申し上げて、私の質問を終わります。



埋め立て護岸の構造（中空沖の例）

## 名古屋港管理組合議会 6 月定例会 一般質問（6月7日）

# ヒアリ等の特定外来種などの侵入対策／ 浮き屋根式巨大タンクの防災対策を 山口きよあき議員



### ヒアリ等の対策について

#### 昨年5月以来、名古屋港など12都府県で 特定外来生物のヒアリを確認

【山口議員】 特定外来生物であるヒアリですが、昨年5月に兵庫県尼崎市で、中国広東省の南沙港から運ばれてきたコンテナから見つかって以来、現在までに12都府県でその存在が確認されています。愛知県では、名古屋港から輸入されたコンテナ等から弥富市、飛島村、名古屋市及び春日井市で合計1100匹以上が確認されています。

夏、気温が高まるとヒアリの活動が活発になるとも言われており、あらためて社会的関心も高まります。関連して、いくつか新たな動きも報じられています。

#### 新たな外来アリが350mもの巨大な巣をつくる

一つは、名古屋港では特定外来生物のヒアリやアカカミアリとは別に、侵略性の高い外来アリ、「ブラウジングアント」（別名アリクイアリ、日本ではハヤトゲフシアリというそうです）が発見されたことです。



ブラウジングアント

昨年7月に飛島ふ頭のコンテナターミナル近くで長さ約350mもの巨大な巣をつくっているのが発見されました。どうも在来種を駆逐して繁殖していたようですが、いつから定着していたのかは不明です。その後、鍋田ふ頭でも見つかって愛知県は弥富市や飛島村とこの4月からあらためて駆除に乗り出しました。

#### 個人取引の輸入品からもヒアリを発見

二つめに、5月10日新たにヒアリが確認されたことです。見つかった場所が問題です。大阪府八尾市の一般家庭内で、コンテナを使って輸入された中国製の家電製品の段ボール箱を開けたら、ヒアリの女王アリ

の死骸が出てきたのです。

インターネットを通じて海外の業者から商品を買う個人間取引が増加しています。様々な貨物が一つのコンテナに混載されて運ばれてきます。港を素通りするコンテナがブラックボックスと化してはいないでしょうか。

#### 神戸市がヒアリ対策マニュアルを作成

三つ目に、この3月に神戸市が全国の自治体では初めてのヒアリ等対策マニュアルを作成したことです。その特徴は、コンテナヤードでの発見時の行政機関の対応だけでなく、コンテナからの荷出し中に見つけた場合の事業者の対応についてもマニュアル化していることです。

##### 神戸市のマニュアルとポスター

##### 神戸市 ヒアリ等対策マニュアル

第1版

神戸市

平成30年3月策定



##### ヒアリ確認状況（2018年4月5日 環境省）

| 発表日         | 発見地点     | 発表日         | 発見地点   | 発表日          | 発見地点   |
|-------------|----------|-------------|--------|--------------|--------|
| 2017. 6. 13 | 兵庫県尼崎市   | 2017. 8. 9  | 岡山県倉敷市 | 2017. 10. 6  | 横浜市    |
| 2017. 6. 18 | 神戸市      | 2017. 8. 17 | 埼玉県狭山市 | 2017. 10. 12 | 北九州市   |
| 2017. 6. 30 | 弥富市      | 2017. 8. 18 | 福岡市    | 2017. 10. 14 | 京都府向日市 |
| 2017. 7. 4  | 大阪市      | 2017. 8. 21 | 岡山県倉敷市 | 2017. 10. 16 | 横浜市    |
| 2017. 7. 6  | 品川区      | 2017. 8. 25 | 広島市    | 2017. 10. 20 | 北九州市   |
| 2017. 7. 7  | 品川区      | 2017. 8. 27 | 広島市    | 2017. 11. 6  | 浜松市    |
| 2017. 7. 10 | 飛島村・春日井市 | 2017. 8. 28 | 静岡市    | 2017. 11. 7  | 名古屋港   |
| 2017. 7. 13 | 品川区      | 2017. 8. 30 | 静岡市    | 2017. 11. 9  | 広島県呉市  |
| 2017. 7. 14 | 神戸市      | 2017. 9. 1  | 名古屋市   | 2017. 11. 13 | 広島港    |
| 2017. 7. 14 | 横浜市      | 2017. 9. 6  | 横浜市    | 2017. 11. 22 | 広島県呉市  |
| 2017. 7. 21 | 福岡市      | 2017. 9. 15 | 北九州市   | 2017. 11. 22 | 広島港    |
| 2017. 7. 25 | 大分県中津市   | 2017. 9. 20 | 岡山県笠岡市 | 2017. 11. 22 | 広島県呉市  |
| 2017. 7. 27 | 福岡市      | 2017. 10. 2 | 北九州市   | 2018. 5. 10  | 大阪府八尾市 |
| 2017. 8. 4  | 弥富市      | 2017. 10. 3 | 弥富市    |              |        |

## 名古屋港での対策は今のままでいいのか

さて、名古屋港では今年度、「名古屋港ヒアリ調査等委託」として1943万7千円が予算化され、コンテナターミナルでは毎月、ターミナル周辺緑地では年4回の生息調査が予定されています。ヒアリが生息しにくいコンテナヤードの環境整備、地面での対策は既に取り組みられています。しかしそれで十分ですか。

ひとつはコンテナ内部の対策です。神戸市のマニュアルではコンテナからの積荷取り出し＝業界ではデバンというそうですが、デバン時にヒアリ等を発見した場合の初動防除マニュアルがきめ細かく規定されています。デバン中に発見したら、積み出しを中止し、扉を閉めることとし、デバン関連事業者には殺虫剤やサンプルとしてのアリを捕獲するための道具を常備するよう求めています。

港湾管理者はいちいちコンテナを開閉して中身をチェックしません。コンテナ内部に紛れ込んでいたヒアリ等を国内に侵入させないためには、事業者との緊密な連携が求められています。そこで三点うかがいます。

コンテナからの積荷取り出し時のヒアリ等への対応はどうなっているか

名古屋港では、コンテナからの積荷取り出し時のヒアリ等への対応はどうしていますか。殺虫剤やサンプル用捕獲キットなどの確保、荷主や運送業者等との連携はどうなっていますか。

## 事業者等がすべての個体の殺虫処分しコンテナを燻蒸消毒。荷主や港湾運送事業者等とは講習会などで情報共有などで連携（部長）

【港営部長】コンテナからの積荷の取り出し時にヒアリが発見された場合には、事業者等がすべての個体の殺虫処分、コンテナの燻蒸消毒を行います。さらに、環境省、地方公共団体、港湾管理者、事業者、施設管理者等が連携して、発見された地点や輸送途中でコンテナが一時保管された地点において、トラップやベイト剤の設置、目視点検を実施しており、本組合からも必要に応じて、薬剤等の提供を行っています。

荷主や港湾運送事業者等との連携は、日頃から識習会等が実施されていますが、直近では本年1月に、環境省が実際の防除を行うための参考となる「ヒアリの防除に関する基本的考え方」を公表し、2月に名古屋市内で同省が主催した「ヒアリ講習会」において、地方公共団体、港湾管理者、港湾関係者等との情報共有が図られています。

## 個人輸入等の貨物混載コンテナの安全管理は？

【山口議員】新たに発見されたヒアリは混載コンテナを経由してやってきたとみられます。名古屋港では輸入コンテナが年間120万TEUに達しますが、個人輸入等の貨物混載コンテナはどれくらいあり、その安全管理は誰がどう責任を負っているのか、混載コンテナについての現状をどう把握しているか。あわせて教えてください。

ヒアリ等の侵入を防ぐための根本的な解決には輸出する国での防除対策、積出港での対策が不可欠です。このことは国へも要望してきたと思いますが、現在その対策はどこまで進んでいるのか。教えてください。

## 荷主を特定する情報が入手できず、混載コンテナの数量は把握できない。荷主等に注意喚起している（部長）

【港営部長】コンテナ輸送には、単体の荷主で一本のコンテナを満たしたものと、複数の荷主の貨物が混載されたものがあります。名古屋港の外貿輸入コンテナは年間約120万TEUある中、統計法に基づき、港湾関係者より、貨物の品目、仕出国等についての情報を得ていますが、荷主を特定する情報は入手できないため、混載コンテナの数量を把握することはできません。

物流が多様化し、様々な形でヒアリ等の混入が想定される中、コンテナの安全管理は、荷主や物流関係者に、本組合からも文書やホームページ等で注意喚起を行っている。

## 国への要望と国からの対策状況は

【山口議員】愛知県からも国へ要望していますが、侵略性が高い新たな外来種が発見された場合は、特定外来生物への指定を速やかに行うことが必要です。日本列島の環境と生態系を保全するためにも、特定外来生物等の侵入と定着を水際で防ぐことが大きな課題です。そこでうかがいます。

今回、ブラウジグアントの侵入を許し、かつ今回のヒアリ騒動までそれに気づけなかったのはなぜですか。の教訓をどう今後に生かしますか。

## 積出港での対策を含めた総合的な施策や財政的支援を要望（部長）

【港営部長】積出港での対策を含めた総合的な施策及び財政的な支援については、県・市・本組合それぞれの議会議長から環境大臣及び国土交通大臣へ緊急要



望をはじめ、愛知県知事から国土交通大臣への緊急要望、六大港湾協議会を通して行った国土交通大臣への緊急要望などを行っています。

積出港での対策は、環境省による「日中韓三カ国環境大臣会合」や「ヒアリ防除等に関する専門家会合」等において議論が進められている段階ですので、引き続きその動向を注視していきます。

それ以外の総合的な施策としては、国土交通省がヒアリの生息環境となり得るコンテナターミナルの舗装の亀裂を補修する緊急工事を昨年度実施したほか、環境省及び国土交通省においてヒアリ等の全国的な生息調査が今年度も引き続き実施されると聞いています。

財政面での支援では、ヒアリの定着防止を図るため国土交通省が創設した補助制度を活用し、コンテナヤードの舗装改良を進めていきます。

## アリクイアリを特定外来生物に指定を。港の環境部門の強化を

【山口議員】まずはこのアリを特定外来生物に指定するよう、港湾管理者からも国に働きかけるべきではありませんか。

国境を越えた交易を担う国際港湾では常に新たな外来種が侵入する可能性があります。管理組合としても環境部門の強化を図るべきと考えますがいかがですか。答弁を求めます。

## 国に対して「特定外来生物への指定の検討」を要望。関係機関との連携を強化して水際での防除に取り組む（部長）

【港営部長】ブラウジングアントは、昨年、名古屋港において、国内で初めて生息が確認された外来種のアリです。ヨーロツパ原産で、オーストラリアのほか、マレーシア、インドでも確認されています。

ヒアリのように人への直接的な被害はありませんが、生態系に大きな影響を与える可能性が高いことから、水際を管理する港湾管理者として、愛知県及び生息が確認された弥富市、飛島村が行っているコンテナターミナルや臨港道路、臨港緑地における調査・駆除に協力をしています。

ブラウジングアントの確認を受け、昨年11月には、愛知県から国に対して「侵略性が高いと考えられる外来種が発見された場合は、特定外来生物への指定の検討を迅速に進めること」との要望がされました。

港湾を主な侵入経路とするこれらの特定外来生物等への対応は、国際港湾として膨大な貨物を取り扱う中、

海外からの侵入を防ぐことは難しい課題ですが、名古屋港で働く方々や来訪される方々の安全・安心の確保に向け、今後も、コンテナターミナルや臨港道路、臨港緑地等の調査を引き続き行うとともに、環境省、国土交通省、愛知県、名古屋市をはじめとする関係機関との連携を一層強化することにより、水際での防除に取り組んでいきたい。

## ヒアリ等の対策で、港湾管理者の責任と役割をどう果たすべきか、様々な連携をどう調整して進めていくのか（再質問）

【山口議員】コンテナには、誰の、どんな貨物が、どんな状態で入っているか、混載コンテナの実態が港湾管理者では把握しきれていない、との答弁でした。

物流をスムーズにするためにコンテナ輸送を軸にした効率的な港湾づくりが進められてきましたが、その負の側面として、外来生物の侵入が、従来の予想を超える規模で発生しかけています。

神戸市のマニュアルを紹介しました。市民県民にもっと見える形で共通対策を示すことが必要ではないでしょうか。この対策、管理組合ですべて請け負え、とは言いません。

しかし、港の大事な問題だ、しっかり取り組みましょう、と港湾運送業界や国や県などの行政機関を共通の方針でまとめていくには、やはり名古屋港管理組合がイニシアチブをとるべきではないか。

環境面の体制強化を提案しましたが、連携に努める、だけでなくみなさんがたの誰かが全体の司令塔になってしかるべきだと私は思います。

ヒアリ等の対策について港湾管理者としての責任と役割をどう果たすか、様々な組織との連携をどう調整して進めていくのか。答弁を求めます。

## 環境省、国土交通省、愛知県、名古屋市、関係市村、港湾関係者等との連携を一層深め、水際の対策をより確実なものにしたい（部長）

【港営部長】港湾管理者の責任と役割としては、水際でのヒアリ定着防止及び港湾関係者や来港者の安全・安心を確保することと考えています。

そのための主な取り組みとしては、「侵入監視」、「生息状況調査」、「侵入を確認した場合の確実な駆除」となりますが、本組合だけで全てについて対応することは困難です。このため、必要に応じて情報提供、意見交換の場を設けていただけるよう積極的に働きかけることで、ヒアリ対策を担う一員として、環

境省、国土交通省、愛知県、名古屋市、関係市村、港湾関係者等との連携を一層深め、水際の対策をより確実なものとしていきたい。

## 緊急の課題でなく不断に取り組む業務として取り組みを（意見）

【山口議員】港の機能を維持し、信頼を高めるための重要な業務です。緊急の課題でなく不断に取り組む業務ということだと思います。しっかり取り組んでください。

### 石油コンビナート 災害対策について

#### 特別防災区域に指定されている名古屋港臨港地区

【山口議員】愛知県石油コンビナート等防災計画では、名古屋港臨港地区が特別防災区域に指定されています。コンビナート防災は県の所管事項ではありますが、港の安全を守る立場から名古屋港管理組合も当然、積極的に関与すべき課題です。



#### 長周期地震動による浮き屋根式危険物タンクの災害対策の進行状況は

様々な危険物群と様々な災害想定が計画には盛り込まれていますが、私がずっと気になって仕方がないものの一つが、浮き屋根式の危険物タンクの長周期地震動による災害です。

防災計画には「平成15年の十勝沖地震では、長周期地震動によって危険物タンクの浮き屋根損傷や沈降に伴うタンク火災・・・浮屋根上に流出した油がドレン配管を通して外に流出した事例が見られた・・・東日本大震災においても火災には至っていないが、浮屋根の損傷（沈降を含む）や内部浮き蓋の損傷が発生している。一般的に大容量のタンクの方が長周期の固有周期になる傾向があり、スロッシングが発生する可能性が高い。」「貯蔵量が1万キロリットル以上の危険物タンクが名古屋港臨港地区（名古屋市、知多市、飛島村）及び渥美地区（田原市）に所在し、災害が発生する可能性がある。」としています。そして危険物タンクの安全性の課題として、タンクの使い方（液高管理上



限値の見直し）、泡消火薬剤の備蓄増強、耐震化の促進指導の三点が指摘されています。そのほかにも、地盤改良、側方流動対策、地盤液化化対策も重要との指摘があります。

耐震化については、特定屋外貯蔵タンクの耐震改修期限は2017年3月でしたが、とりあえず稼働中のタンクについて100%耐震改修は済んだとお聞きしました。タンクの液高管理は各企業でも検討されています。そこで今回は主に消火体制について質問します。

#### 空見ふ頭タンク火災時の金城ふ頭の避難誘導計画はどうなっているのか

気になるのは、金城ふ頭のすぐ北、空見ふ頭の南側に立地する中川物産名古屋第二油槽所の4基の大型タンクです。防災計画では、長周期地震動によるタンク全面・防油堤内火災の放射熱影響距離が約290mとなっています。

いま金城ふ頭は名古屋における人々の交流拠点として、多くの滞在者が訪れる場所となってきました。

空見ふ頭のタンクヤードが火災になると、風向きによっては金城ふ頭と市街地をつなぐ道路もあおなみ線も使用できなくなるのではありませんか。

タンク火災時の金城ふ頭からの避難誘導計画はどうなっているのか。避難計画は各自自治体の所管ですが、港湾管理者として、どう認識していますか。

空見ふ頭の  
浮き屋根式大型タンク





## 浮き屋根の損傷・沈降でタンク全面・防油堤火災が発生するが、放射熱の影響は防災区域内にとどまる見込み。拡大の恐れがある場合は市、県警、海上保安部が連携して避難誘導

【危機管理監】愛知県石油コンビナート等防災計画で、本組合は、関係機関と連携し、海上における流出油等の防除活動や災害拡大の防止活動を行う役割を担っており、毎年開催される石油コンビナート等防災訓練に参加し、協力体制の確立や防災体制の強化を図っています。

愛知県が平成25、26年度に実施した「愛知県石油コンビナート等防災アセスメント調査」によると、空見ふ頭では、浮き屋根の損傷・沈降によりタンク全面・防油堤火災が発生するが、放射熱の影響は防災区域内にとどまるものとなっており、周辺道路やあおなみ線への影響はないと考えています。

しかし、災害が拡大する恐れがある場合は、周辺道路やあおなみ線の規制も想定されており、その際は、愛知県石油コンビナート等防災計画に基づき、名古屋市、愛知県警察、名古屋海上保安部が連携して避難誘導を実施することとなっています。

## 空見ふ頭にも泡消火剤を備えておくべきでは？

【山口議員】火災に備える切り札は泡消火システムです。各事業所には所定の消火体制が備えられています。防災計画を見ると、空見ふ頭にも、潮見ふ頭（9号地）にも県の泡消火薬剤貯蔵施設がありません。

金城ふ頭の安全性を担保するうえで、少なくとも空見ふ頭にも一定規模の泡消火剤を備えておくべきではありませんか。答えてください。

愛知県コンビナート防災計画に示された泡消火剤貯蔵施設配置図



図港地区特別防災区域 赤丸：泡消火剤貯蔵施設

## 特定事業者が泡消火薬剤を備蓄することになっている。名古屋市も金城ふ頭などに分散備蓄している（危機管理監）

【危機管理監】特別防災区域内の特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法及び愛知県石油コンビナート等防災計画に基づき、貯蔵量等の規模に応じ必要な

## 名古屋市政資料No.199（名港議会2018年6月定例会）

消火用薬剤等の防災資機材を備蓄することが定められており、泡消火薬剤を備蓄していると聞いています。

市町村は消防庁の指針に基づいて泡消火薬剤を備蓄することとなっており、愛知県、石油コンビナート等防災計画には表記がされないが、名古屋市は金城ふ頭及び潮見ふ頭に分散し備蓄していると聞いています。

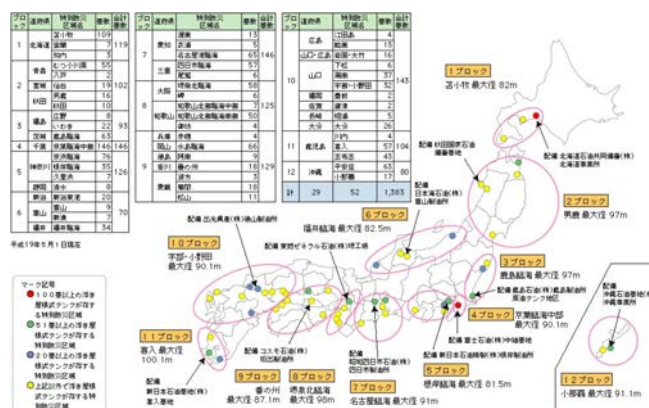
泡消火薬剤貯蔵施設は、愛知県が消防力を補完するために設置しており、空見ふ頭及び潮見ふ頭で火災が発生した場合は、昭和ふ頭の泡消火薬剤貯蔵施設に備蓄している薬剤で補完すると聞いています。

## 大容量泡放射システムを四日市だけでなく、名古屋港にも配備すべきでは

【山口議員】泡消火システムについては、さらに大規模な火災に備えて、全国12地区に大容量泡放射システムの配備が義務付けられています。

伊勢湾では四日市にある中京地区広域共同防災センターに配備されていますが、愛知県下には全くありません。そこでしょうか。四日市に備えてある大容量泡放射システムは、大規模災害時に名古屋港で迅速に稼働できるのでしょうか。

南海トラフ巨大地震では四日市港と名古屋港で同時に大規模な火災が発生することを想定すべきです。同じ地震と津波が伊勢湾を襲います。同時多発的な被害発生は想定していないのですか。大容量泡放射システムを名古屋港エリアにも配備する必要はありませんか。



大容量泡放射システム備付け基準

| 浮き屋根式屋外貯蔵タンクの直径 | 基準放水能力  |
|-----------------|---------|
| 34m以上 45m未満     | 毎分 1 万㎡ |
| 45m以上 60m未満     | 毎分 2 万㎡ |
| 60m以上 75m未満     | 毎分 4 万㎡ |
| 75m以上 90m未満     | 毎分 5 万㎡ |
| 90m以上 100m未満    | 毎分 6 万㎡ |
| 100m以上          | 毎分 8 万㎡ |



## 中部電力渥美火力発電所と尾鷲三田火力発電所の中間である四日市市に配備

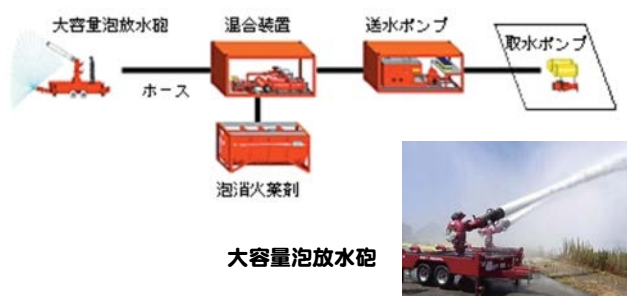
【危機管理監】大容量泡放射システムは、大容量泡放射砲、ポンプ車、泡消火薬剤等を備え、通常の大規模化学消防車の10倍程度の放水能力を有するもので、石油コンビナート等災害防止法及び同施行令に基づき、直径34m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクを保有する事業者に配備が義務付けられています。

1つの事業所で維持管理するには多額の費用が必要となるため、全国を12のブロックに分け、複数の事業所が共同で防災組織を設置しています。

当該システムは、タンク火災の約20時間後に発生するとされる爆発的な拡大燃焼を防ぐことを目的とし、愛知県、三重県の事業所が所属するブロックでは、中部電力株式会社の渥美火力発電所と尾鷲三田火力発電所の中間に位置する四日市市の中京地区広域共同防災センターに当該システムを配備し、資機材の輸送計画を含めて災害に備えていると聞いています。

愛知県石油コンビナート等防災計画によると、名古屋港への輸送時間は、空見ふ頭まで約1時間、最も遠い南浜ふ頭でも約1時間30分とされています。

万一、中京地区広域共同防災センターから名古屋港への輸送が困難な場合は、近隣ブロックへ協力要請を行い、同様の泡放射システムを輸送し、消火活動を行うものと聞いています。



## 災害時には実際、どれだけの船舶が災害対策に動員できるのか

【山口議員】最後に、コンビナート防災計画における管理組合の役割についてです。名古屋港管理組合の役割は水門管理と海上災害対策など非常に限定的です。実際にはもっとやること、やれることがあるのではないか、と思います。

さて計画をみると、海上災害対策では、流出油関係協議会や災害時における曳き船による応急対策業務に関する協力協定などにより、組合所有船舶と協定に基づく船舶の協力に対応する、となっています。そこで

簡潔にうかがいます。

想定される海上災害対策とは具体的には何ですか。そして災害時には実際、どれだけの船舶が災害対策に動員できるのですか。民間所有の船舶頼みになってはいませんか。



## 組合所有船舶8隻、流出油関係業務委託の受注者所有の船舶及び名古屋港タグ事業協同組合との協定によるタグボート23隻が出動

【危機管理監】愛知県石油コンビナート等防災計画に基づき、港湾機能に支障を来す恐れがある場合、又は名古屋海上保安部若しくは市町村から本組合に協力を求められた場合、本組合所有船舶8隻、流出油関係業務委託の受注者所有の船舶及び名古屋港タグ事業協同組合との協定によるタグボート23隻が出動に備える体制をとっています。

## 操業実態と開発による変化をふまえて対策を。名古屋港に関する防災情報は、わかりやすい元素的な情報に加工して、関係者が共有を（意見）

【山口議員】空見ふ頭での備えですが、金城の開発が進めば進むほど気になります。いちばん東のタンクと金城ふ頭線、あおなみ線とは至近距離です。現場で距離感を感じてください。

心配するのは道路と鉄道だけではない。隣接エリアにはモータープールも広がっています。火災の影響をまともにかぶります。ここへの立地は企業にもリスクが高いのではないかと。幸い、いまタンク4基すべてがフル稼働はしていません。操業実態と開発による変化をふまえて対策を立ててください。

ちなみに名古屋港臨港地区では、潮見ふ頭だけが、爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする保安港区です。ところが現在、潮見ふ頭では危険物タンクはかなり減りました。空見ふ頭のタンク群が市内唯一の大容量危険物タンクです。都市計画、臨港地区の分区の課題としてもよく検討していただきたい。

空見ふ頭の南側、橋を渡ってすぐ西に、名古屋市消防局の特別消防隊第5方面隊が置かれています。消防艇が配備されています。名古屋市消防局が備蓄している泡消火剤の多くがここにありますが。しかし県の防災計画にはこの情報がありません。たいへんわかりにくい。

名古屋港に関する防災情報については、県や市とも

調整したうえで、港の防災マップのような形でわかりやすい一元的な情報に加工して、関係者が共有できるようにしていただきたい。このことも要望しておきます。

## 伊勢湾全体で予想される同時多発的な被害想定を共有し、取り組みを

【山口議員】爆発を防ぐために10時間で消す計画の中で、大容量泡放射システム、輸送時間は1時間から1時間半とのことですが、東日本大震災の際には、千葉県のタンク火災でシステムの輸送が計画では4時間だったが到着まで10時間を要した、と報告されています。

先日、四日市の中京地区広域共同防災センターで大規模泡放射システムを見てきました。運搬には10tトラック27台が必要で、トラック協会との協定し運んでもらう仕組み。稼働にも時間がかかる。資機材をトラックに積み込むのに2時間30分、到着後のシステム組み立てにも2時間かかります。

単発の火災ならともかく、大規模災害時にはこの巨大システムを名古屋港まで輸送し稼働させるのはたいへんだと感じました。

問題は、南海トラフ巨大地震など伊勢湾全体が同時に被害にあう災害への備えです。名古屋港も四日市港も地震と津波に襲われます。

泡消火システムを例に質問しましたが、伊勢湾を一つの港湾と見立てるのなら、コンビナート防災についても、県を超えて、伊勢湾全体で予想される同時多発的な被害想定を共有し、取り組む必要がありませんか。再度答弁を求めます。

## 都道府県が石油コンビナート等防災計画を作成し、特別防災区域の防災を実施。中京地区広域共同防災組織を設置して、大容量泡放射システムを配備している

【危機管理監】石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止は、当該都道府県が石油コンビナート等防災計画を作成し、特別防災区域に係る防災を実施していく。

伊勢湾では、浮き屋根式屋外貯蔵タンク全面火災の発生及び拡大を防止するために、愛知県及び三重県の事業者が連携して、中京地区広域共同防災組織を設置して、大容量泡放射システムを配備している。

本組合としても、港湾管理者として、愛知県をはじめとした関係団体と連携し、港の防災にしっかりと取

り組む。

## 大規模泡放射システムの訓練には管理組合も積極的に関わるように（意見）

【山口議員】十勝沖地震による苫小牧の浮き屋根式タンク火災から15年。コンビナート防災のうち浮き屋根式タンクの火災への備えは一定程度整えられてきたと思います。

大規模泡放射システムの訓練は名古屋港エリアでも行われていると聞いています。民間ベースの訓練ですが、ぜひ管理組合も積極的に関わっていただきたい。

## 名古屋港としての課題と対策を整理し、民間も役所も、市民・県民も共有できるように、防災マップなり対策マニュアルなり目に見える形に（意見）

【山口議員】二つの課題に共通しているのは、ヒアリもコンビナート防災も、名古屋港の大きな課題なのに、管理組合単独で対応できることは非常に限られているということです。

民間事業者から、関連業界団体、市や県、国との連携でしか問題が解決できません。それぞれ一生懸命取り組んでいると思いますが、名古屋港ではどうなっているのか対策の全体像が見えにくいことが共通する課題です。

名古屋港としての課題と対策を整理して、民間でも役所でも、市民県民も共有できるように、防災マップなり対策マニュアルなり目に見える形にまとめてください。

管理組合としての存在感を示していただくよう重ねて要望して、質問をおわります。

2018年6月14日 中日新聞

**地震で灯油漏れ想定**

港区 石油コンビナート防災訓練

石油コンビナートの災害に備えた防災訓練が十三日、港区潮見町であり、通報や消火など緊急時の連携を確認した。

市消防局や名古屋海上保安部、名古屋港管理組合など関係機関の約百二十人が参加。市内で最大震度7の直下型地震が起き、石油コンビナートの配管から灯油が漏れ出したと想定した。地震発生時の放送が流れると、会場となった兼松油槽の作業員や防災組織がタンクや配管の点検作業を実施。海に漏れ出した灯油の拡散を防ぐため、船を使って特殊なフエンスを海上に広げていった。消防と海保が海に転落した作業員を救出したり、余震の影響で起きた火災を船から消火したりする訓練もした。

（武藤周吉）



## 声明・申し入れ など

2月議会以降、6月議会終了までに市議団が行った申し入れや見解、声明、談話などは次の通りです。

- 1 日本共産党市議団の2018年度役員の発表にあたって(記者会見) (4月19日)
- 2 名古屋城天守閣への入場閉鎖に関する記者会見 (5月1日)
- 3 「エレベーターなし」の天守閣木造化に対する談話 (5月9日)
- 4 名古屋市の改革推進のための緊急申し入れ (6月7日)
- 5 2017年度政務活動費の収支報告書と領収書の公開について (7月2日)
- 6 介護認定事務外部委託に関する緊急申し入れ (7月3日)

### 日本共産党市議団の2018年度役員の発表にあたって(記者会見)

2018年4月19日

○日本共産党名古屋市議員団の2018年度の役員を決定しましたので、発表します。自己紹介・・・

○それでは、新年度の抱負と決意を4点、述べさせていただきます。

○1点目は、安倍政権をめぐる一連の疑惑の徹底究明を名古屋市議会からも求めていきたいと考えています。森友・加計学園疑惑、自衛隊の「日報」隠し、教育現場への政治介入、さらにセクハラ問題など、一連の疑惑が底なし沼の様相を呈しています。行政への信頼を根底から損ない、日本の民主主義の土台を根底から崩すものであり、地方議会としても看過できない異常事態です。これらの根っこには、安倍政権の国政私物化と強権政治があることは明白ですので、市民や野党のみならずとともに内閣総辞職を求めてまいります。

○2点目は、今期も残り1年となりましたので、前回の市議選で掲げた公約の実現に全力をあげます。前回の市議選で掲げた公約のうち、学校給食費の無償化や子どもの医療費無料化の18歳までへの拡大、敬老パスの継続・利用拡大などについては、他会派の議員も市議会で要求されています。たとえば、小学校給食費の無償化については、先の2月定例会で公明党も代表質問で初めて取り上げ、教育長が「検討会議を設置し、無償化も含めた給食費のあり方などを検討したい」と答弁しました。市議選の公約、市民の要求を実現するために、市民との共同、そして他会派とも共同してがんばりたいと思っています。

○3点目は、河村市政とは対決し、その問題点に切り込む論戦と運動に取り組めます。名古屋城天守閣の木造復元については、依然として市民の中には異論や疑問が少なくありませんが、2月議会の本会議質問で、木造復元の問題点を追及したのは、いまや共産党だけになってしまいました。市立幼稚園の廃園や市立図書館の縮小・民営化、小学校給食調理の民間委託などの問題点も引き続き追及してまいります。

○4点目は、議会改革についてです。政務活動費については、使途の透明化・厳格化を図るために、領収書等をインターネット上で公開し、市民がいつでもチェックできるようにしていきたい。議員報酬については、わが会派は、800万円を超える増額は寄付することとし、震災被災地などに寄付したり、積み立てて公職を辞した後に名古屋市に寄付することになっています。適正な報酬額については、議会基本条例を踏まえて、議会が市民の意見を聞く場を設けて、市民の意見を聞きながら検討する必要があると考えます。

### 名古屋城天守閣への入場閉鎖に関する記者会見(発言要旨)

2018年5月1日

5月7日から名古屋城天守閣への入場閉鎖となります。市の説明理由は、天守閣地下一階の石垣調査のため、あるいは、天守閣の耐震性が弱く危険だからと報告しました。天守閣内部の陳列物の今後の陳列方法については、決めないまま、2022年12月天守閣木造化完成まで閉鎖を続けるというものです。市民や観光客に、これで現天守の解体、木造化が進むという機運醸成でしょうか。

しかし、5月7日から、石垣調査を行う文化庁の許可はありません。許可の申請すら、市は行っていません。ただ入場を禁止することだけが決まっているのです。

また、重量のある車いすで展望階まで行けるようにしてほしい、という障がい者の方からの要望で、エレベーターを含めどう実現するか検討がされている最中です。検討途中ですが、現時点でも、いくらエレベーターを設置できたとしても、5層のうち4層までしか上がることができないことを名古屋市は明らかにしました。「史実に忠実な」木造化方針と市民の要望は、矛



盾が深まるばかりです。

これらの点だけでも、2022年木造化は名古屋市河村市長の計画だけであって、実現可能性については疑問の声が多くあります。そこで、日本共産党名古屋市議団は、昨年12月16日「まだ止められる2022年名古屋城天守閣木造化」シンポジウムを開催し、市民のみなさんの声を反映した事業となるよう、市民の声を交わす場を用意しました。そのシンポジウムの報告集が完成しましたので、今日報告の場を持ちました。ご希望の方には、党市議団控室でお渡しします。972—2071までお電話いただき、お渡しできる時間を確認したいと思っています。

2022年木造化は、50年間で1000億円を超える大型開発です。入場料で賄うと河村市長は言いますが、今の192万人の入場者が2倍近い346万人を50年間続けるなどということをごだれが信じていることができるのでしょうか。赤字となれば税金投入です。ただでさえ財政赤字でくらしの予算が削られているのに、お城建設でさらに暮らし予算を削る。いったい誰が承認するのでしょうか。

シンポで、大阪城元館長の渡辺武さんがお話しされている鉄骨鉄筋コンクリートの大阪城の例は私たちの提案の実例を示しています。市民合意のない2022年天守閣木造化は即刻中止することを強く求め、私たちの提案も含め市民論議を進めることを求めます。

## 「エレベーターなし」の天守閣木造化に対する談話

2018年5月9日  
日本共産党名古屋市議団  
幹事長 江上博之

名古屋市は、河村市長に確認の上で、「2022年名古屋城天守閣木造化」に伴うエレベーターを設置しないことを明らかにした。この案に対して、障がい者のみなさんから抗議の声が上がっている。この方針（案）は、バリアフリーに対する時代逆行であり、日本共産党市議団は認められない。この方針（案）ができたのは、河村市長が、「本物」にこだわって木造化を進めているからであるが、現在の技術提案では、耐震化、スロープ、消防設備などの設置を提案しており、どこまでも「レプリカ」に過ぎない。この矛盾を障がい者の方に押し付けるものである。

今回の検討は、「電動車いすでも天守閣の展望階に行けるようにしてほしい」という障がい者の方の申し入れが発端であった。「新しく建てる建物に（エレベーターが）つかないのは、今の時代おかしい」「木造に復元するにあたって、車いす利用者も天守閣まで見学できるような配慮をしてほしい」という声も出ている。

名古屋市福祉都市環境整備指針（2017年3月）の「はじめに」で河村市長が、「高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が安心して快適に暮らせる『人にやさしいまち名古屋』を実現するために、公共建築物をはじめとする市民の皆様が利用される施設について、バリアフリー整備に取り組んできた、としている。さらに、「『名古屋市総合計画2018』においても『高齢者や障害者など、だれもが安全・快適で気軽に外出でき、社会活動に参加できる』ことを目指して、バリアフリーのまちづくりをすすめて」いるとも述べている。

障がい者の願い、市の福祉方針や総合計画にも反して、新しく建設する建物を「史実に忠実」を理由に、バリアフリーに配慮しないことは許されない。障がい者のみなさんの願いは当然であり、その願いを実現する立場で市の公共建築物はあるべきである。

市は、「新技術の開発」で将来の可能性を言っているが、現時点での行政責任を放棄するものであり、金銭的にも未知数の施設を前提の計画は市民の理解を得られない。

市民合意のない「2022年天守閣木造化」は、いったん立ち止まり、障がい者の皆さんの声も含め市民の声、党市議団の提案も含めて市民論議を進めることをあらためて求める。

## 名古屋市の改革推進のための緊急申し入れ

2018年6月5日

名古屋市会議長 坂野 公寿 様  
同 議会運営委員長 成田 たかゆき 様

日本共産党名古屋市議員団  
団長 田口一登

日本共産党市議団は、2015年5月及び2017年6月に名古屋市議会基本条例に基づく議会改革の推進のための申し入れを行ったところですが、その後の状況を踏まえて、特に下記の事項について緊急に検討されることを申し入れます。

### 1 政務活動費の領収書等のインターネット公開について

全国市民オンブズマン連絡会議が昨年9月に発表した政務活動費の情報公開度ランキングで、政令都市中ワースト1という不名誉な状況を改善するためにも、20政令市中9市で実施、または実施を予定している領収書等のインターネット公開

を行う。

## 2 議会報告会の開催について

議会基本条例第4条第4項に規定する「議会は、議会報告会を開催し、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握して、議会活動に市民の意見を反映させる」に基づき、市長の予算化を待たずに議会報告会を毎定例会後に議会として開催する。市長へは引き続き議会報告会開催のための予算を要求する。

## 3 議員報酬について

議員報酬に関しては、広く議員の活動を知らせながら、議会基本条例第16条が定めている「民意を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用することができる」という規定に則って、議会として自主的に市民の意見を聞き、意見交換する場を設けて見直す。

## 4 市民参加の促進と情報公開について

- (1) 議会の取り組みをよりわかりやすく市民に届けるため、市民から市会広報編集委員や読者モニターを広く募る。
- (2) 委員会の要求資料など会議等で用いた資料をインターネット上で公開する。

# 2017年度政務活動費の収支報告書と領収書の公開について

2018年7月2日  
日本共産党名古屋市議団

名古屋市会は7月2日から、2017年度の政務活動費の収支報告書および領収書の公開を行いました。日本共産党名古屋市議団は、昨年度に引き続き、主な支出内容、政務活動費報告書（調査・研究報告書、研修報告書、広聴・広報報告書、要請・陳情活動報告書）を公開します。今後とも市民に対して開かれた議会活動に力を尽くします。

日本共産党名古屋市議団の2017年度政務活動費の概要は次の通りです。

## 1. 収支の概要

2017年度は、支給額72,000,193円（利息含む）に対し39,903,442円を支出し、市に32,096,751円を返還します。

## 2. 支出等の主な特徴

### (1) 執行率について

2017年度の政務活動費の執行率は、55.4%で、44.6%を市に返還します。前年度の執行率は、78.5%でした（前年度は市政アンケートを実施）。

### (2) 広聴広報費（支出全体の28.7%）

市政懇談会（3回）や、名古屋城天守閣問題シンポジウム、介護懇談会を開催。また、新総合事業に係る指定事業所アンケート、敬老パスの私鉄への利用拡大に関するアンケート、地下鉄大須駅へのエレベーター設置に関するアンケートにとりくみ、寄せられた市民の声をもとに、議会質問や調査研究に活かしました。市議団ニュースを全戸配布しました。

### (3) 資料作成費（支出全体の10.5%）

新総合事業に係る指定事業所アンケートのまとめや、介護予防・日常生活支援総合事業の検証結果報告集、市政資料・天守閣木造復元特集、天守閣シンポおよび介護懇談会の報告集を作成しました。

### (4) 調査研究費（支出全体の1.9%）

調査研究経費のうち主に視察に係る旅費交通費などです。名古屋城天守閣問題、防災、子どもの貧困、福祉、LGBTなど、他都市への視察や、名古屋市内の現地調査活動、情報収集に必要な会合に参加し調査研究活動を行いました。なお、調査研究のための資料購入費、人件費はそれぞれ別科目として処理しています。

### (5) 人件費（支出全体の37.4%）

12人の党議員団の調査・研究、広報、資料作成の補助を団控室で行う政務活動補助員の人件費に充てています。

## 3. より開かれた議会活動をめざし改革を前進させます

- (1) 党市議団は6月5日、坂野公壽議長に対し、政務活動費の領収書等の市ホームページ上での公開をはじめとする、「名古屋市会の改革推進のための緊急申し入れ」を行いました。領収書等を市HP上で公開、または公開予定の議会は20政令市中9市にのぼり（※）、全国市民オンブズマン連絡会議による政務活動費の情報公開度ランキング（昨年9月発表）で、本市は政令指定都市の中でワースト1という不名誉な順位となっていることから、喫緊の課題となっています。

※党市議団調べでは、京都、大阪、堺、神戸、広島各市が実施しているほか、仙台・静岡両市は今年8月、さいたま・新潟両市は来年度それぞれ公開を予定。

（２）議員一人当たり月10万円、政務活動費を削減し、月40万円とすることを求めます。

#### 4. 党市議団の政務活動費にかかわる情報公開について

- （１）日本共産党名古屋市議団は、収支報告書・主な支出内容、領収書に加え、視察や研修などの報告書を自主的に議長に提出し、市民が閲覧できるようにしています。
- （２）日本共産党名古屋市議団ホームページでは、収支報告書や主な支出内容、会計帳簿を公開しています。また、ご連絡いただければ市議団控室で領収書や視察・研修などの報告書を閲覧していただくことができます。

### 介護認定事務外部委託に関する緊急申し入れ

2018年7月3日

名古屋市長  
河村たかし様

日本共産党名古屋市議員団  
団長 田口一登

名古屋市は、これまで各行政区で行ってきた要介護認定にかかる事務業務を、本年４月から、全市一括して要介護認定事務センターに集約し、民間企業に外部委託した。

名古屋市の「はつらつ長寿プランなごや2018」では、集約化により「認定決定期間の短縮及び平準化」が期待できるとしていたが、4月以降は、介護認定事務が滞り、認定決定の大幅な遅延はすでに３ヶ月以上続いている。遅延によりサービス計画作成、利用者のサービス提供、保険請求等多岐にわたって深刻な影響を及ぼしていることは、看過できない。

6月25日の我が会派の本会議質問に対し、健康福祉局長はこの事態の改善の見通しについて「9月ごろには従前の水準に戻る見込み」であると答弁された。しかし、その後も事業所から続々と不満の声が寄せられており、私どもが実施した緊急事業所アンケート（居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所727に対し回答157件）では、6月末到着分から、認定決定期間が70日を超えているとの回答が出始めている。認定有効期間を過ぎているケースでは、利用者に対してサービスの停止や提供するサービスに自費を求めているなどの声もあり、事態は深刻さを増していると言わざるをえない。

名古屋市は、これまで安心して介護サービスを受けてきた利用者や介護保険事業を担ってきて事業所に対し、多大な混乱を与え続けていることを認識し、以下の点について、早急な対応を求める。

#### 記

1. 認定事務の混乱による遅延について、全ての事業所に対してこの事態が起きた経緯と遅延解消の見通しについて情報提供を行うこと。
2. 認定事務処理の遅延が原因で起きている損害等個別のケースについての相談窓口を設けること。
3. 「認定事務処理の遅延」が理由で、有効認定期間を過ぎているケースの実態把握を早急に行うこと。
4. 暫定ケアプランでサービス提供がされている場合、認定決定日までのサービス提供分はこれまで通り支給を認めるなど、利用者と事業所に負担をかぶせない対策をとること。
5. 認定事務が適正に実施されているか、名古屋市が常時把握し指導すること。



## 資料

資料1 2017年度政務調査費の収支報告と領収書の公開(7月2日)

資料2 この間の主な新聞記事

## 資料1 政務調査費及び政務活動費の収支報告(2017年度)

## 2017年度 政務活動費の収支報告書(日本共産党)

(収入の部) (円)

| 科 目   | 収入済額       |
|-------|------------|
| 政務活動費 | 72,000,000 |
| 利 息   | 193        |
| 合 計   | 72,000,193 |

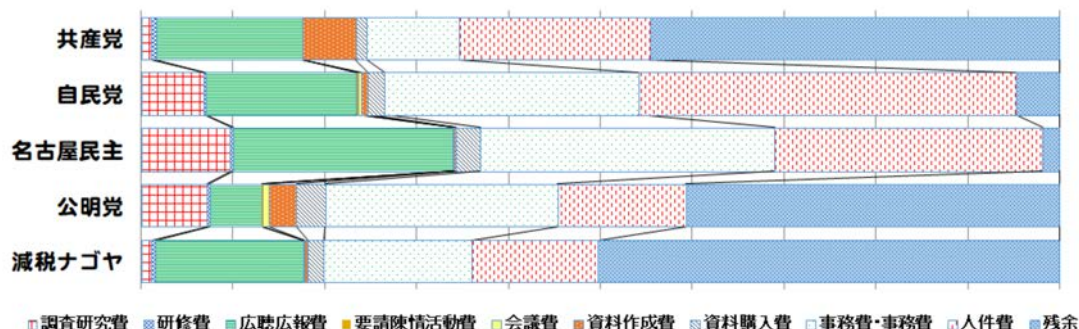
名古屋市議会の2017年度政務活動費収支報告が5月7日に議長に提出され、7月2日に公開されました。

日本共産党は、交付額7,200万円に対して支出3,990万円余、執行率は55.4%で、3,209万円余を返還しました。

(支出の部) (円)

| 科 目     | 決算額        | 摘 要                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査研究費   | 754,030    | 他都市調査：熊本城(熊本市)、LGBT(世田谷区、伊賀市)、中学校給食とヘイトスピーチ(川崎市)、客引き禁止条例(新宿区)、A型事業所(倉敷市)、LGBT事業(淀川区)、ナイター競輪(川口市)査、近畿圏臨海防災センター(堺泉北港堺2区)。ヒアリングや学習会等への参加：にヒアリ対策(国土交通省)、津波被災地の民俗文化保存対策(国立歴史民俗博物館文化財保護映像フォーラム)、ヘイトスピーチ学習会、名古屋城全体整備検討会議。市内現地調査：戦争遺跡、子ども食堂。これらの活動に伴う交通費・宿泊費など |
| 研修費     | 467,817    | 自治体学校(千葉市および名古屋市内)、夏季地方議員セミナー、国民健康保険県単位化問題学習会などの参加費・交通費・宿泊費                                                                                                                                                                                            |
| 広聴広報費   | 11,435,562 | 市議団ニュース(No.256~259)、市政ニュース(No.217~306)発行、敬老パス市民アンケート、新総合事業に係る指定事業所アンケートのまとめ、介護懇談会、天守閣木造復元問題シンポ、大須駅エレベーター設置問題アンケート、市政懇談会3回(9/7、12/13、2/14)、議員各区版ニュースの発行、ホームページWEB更新料、各区市政報告会の会場費など                                                                      |
| 要請陳情活動費 | 0          | 「南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進大会」出席、リニア問題に対する政府交渉参加。                                                                                                                                                                                                            |
| 会議費     | 4,000      | 国会議員会場代(飲食を伴う会議は無し)                                                                                                                                                                                                                                    |
| 資料作成費   | 4,209,572  | 「名古屋市新総合事業に係る指定事業所アンケートのまとめ」「介護予防・日常生活支援総合事業の検証結果(報告)」「市政資料・天守閣木造復元特集」「『新総合事業』を検証する報告書」「天守閣シンポ報告集」、本会議質問用パネル作成費                                                                                                                                        |
| 資料購入費   | 849,532    | 各種新聞購読料、月刊誌「保育情報」「愛知ほいくんどう」「社会保障」「自治と分権」「日本の学童保育」「生活と健康」などの購読料、教育・福祉・介護・地方自治・まちづくり・子どもの貧困などの関連書籍代、住宅地図購入代、新聞記事検索サイト利用料                                                                                                                                 |
| 事務所・事務費 | 7,257,390  | 議員控室のパソコンリース料、パソコン周辺機器、電話使用料、コピー機、コピー用紙ほか文具代の按分経費(請求額の90%)。議員事務所の家賃の按分経費(請求額の50%、但し上限5万円)                                                                                                                                                              |
| 人件費     | 14,925,539 | 政務活動補助員の給与・一時金・通勤費・社会保険料・労働保険料などの事業主負担分(4~6月は5名。6~7月は4名。8月~3月は3名)                                                                                                                                                                                      |
| 合 計     | 39,903,442 | (収入支出差引残額) 32,096,751円 ※残額は市長に返還します。                                                                                                                                                                                                                   |

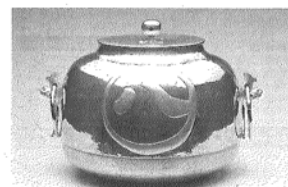
## 各会派の政務活動費の内訳(%) (2017年度項目別支出割合)



政務活動費の会派別収支報告書(2017年度)

|             |         | 日本共産党      | 自由民主党       | 名古屋民主       | 公明党        | 減税日本ナゴヤ    |
|-------------|---------|------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 収入          | 政務活動費   | 72,000,000 | 132,000,000 | 103,500,000 | 72,000,000 | 67,000,000 |
|             | 利息      | 193        | -           | 210         | 279        | -          |
|             | 合計      | 72,000,193 | 132,000,000 | 103,500,210 | 72,000,279 | 67,000,000 |
| 支出          | 調査研究費   | 754,030    | 8,991,660   | 10,069,437  | 5,178,190  | 714,029    |
|             | 研修費     | 467,817    | 305,682     | 284,330     | 195,280    | 347,590    |
|             | 広聴広報費   | 11,435,562 | 21,636,101  | 24,778,006  | 4,059,828  | 10,815,486 |
|             | 要請陳情活動費 | -          | 312,008     | 76,490      | 100,350    | -          |
|             | 会議費     | 4,000      | 381,201     | -           | 463,584    | 30,860     |
|             | 資料作成費   | 4,209,572  | 970,352     | 289,007     | 2,194,114  | 296,196    |
|             | 資料購入費   | 849,532    | 2,441,699   | 2,664,804   | 2,300,286  | 1,137,663  |
|             | 事務費・事務費 | 7,257,390  | 36,457,876  | 33,186,637  | 18,196,248 | 10,768,972 |
|             | 人件費     | 14,925,539 | 54,278,406  | 30,238,760  | 10,058,994 | 9,258,239  |
|             | 合計      | 39,903,442 | 125,774,985 | 101,587,471 | 42,746,874 | 33,369,035 |
| 残余          |         | 32,096,751 | 6,225,015   | 1,912,739   | 29,253,405 | 33,630,965 |
| 支出率         |         | 55.42%     | 95.28%      | 98.15%      | 59.37%     | 49.80%     |
| 議員数         |         | 12         | 22          | 18          | 12         | 10         |
| 議員一人当たり支出金額 |         | 3,325,287  | 5,717,045   | 5,643,748   | 3,562,240  | 3,336,904  |

資料2主な新聞記事



# 焼失前の金使う構想も

## まず展示検討

現在の金銭を展示するのは、天守閣の周りで3月29日に営業を始めた飲食・物販施設「金シャチ横丁」の敷地内。尾張藩初代藩主の「名前の冠」名古屋めしを「提供する」「義直ソール」の「うち、未利用の約4100平方メートルが候補地だ。

金銭は、2005年のイベント時にも高さ約48センチ(石垣含む)の天守閣から地上に下ろされ、3か月で約120万人が訪れる人気だった。名古屋城総合事務所の担当者も「金銭は、尾張藩初代藩主の「名前の冠」名古屋めしを「提供する」「義直ソール」の「うち、未利用の約4100平方メートルが候補地だ。

名古屋市長が、2002年12月を目標として、名古屋城天守閣の木造復元をにらんで、城の頂に載る金のしゃちほこ(金銭)の活用や新調を検討している。一対のうち1体を現天守閣の解体後、近くで展示し、戦災で焼失する前の金銭に使われていた金を使って新調する案が出ており、多額の費用がかかるなど課題もあるが、河村たかし市長は「城を訪れるみなさんに、ぜひ本物を見てもらいたい」と意欲を見せる。

(小栗清彦 池田寛樹)

## 名古屋城天守復元



名古屋城の金銭(3月24日、名古屋市中区で、本社へりから)＝中村光一撮影

# 金しゃちも新調したい

金銭 金銭には水を呼ぶという伝説があり、火を防ぐため天守閣に載せるようになったといわれる。現在の一対は、1959年に天守閣が鉄筋コンクリートで再建された時に作られた。内部は青銅製で、ともに高さ約2.6メートル、重さ約1.2トン。純金より純度の低い18金が各約44%使われている。市によると、1612年の完成時は内部が木製で、より純度の高い金が使われ、尾張藩が金の一部を藩の財政再建に充てたという記録が残る。明治以降はウロコが盗まれる事件も起きた。

通しという。

一方、市は、1945年の名古屋空襲で焼けた金銭の燃え残りの金を新調する金銭に施し、江戸時代の姿を再現する金天守閣に載せることを検討している。

燃え残りの金は進駐軍に接収された後、当時の大蔵省に移り、67年、市に返還された。燃え残りの6・6%

だが、江戸時代の金銭には慶長小判で1万7975両分、約2700斤の金が使われていたと伝えられており、残っている金の量が少なすぎる。ことから、復元を請け負う竹中工務店は新調する場合、一対で純金3200斤を使うと市に提案している。金の購入には約15億円(時価)が必要という。

河村市長は、金シャチ横丁での金銭展示について「2005年の時と同じように、来た人が金銭に触れられるようにしたい」と語り、新調については「昔、金銭だったから、茶釜にしておいてはいかん。元に戻したい」と話している。

4月11日 読売新聞



名古屋市長に要望書を提出した県の委員会のメンバー（左奥）

## 「城も人にやさしく」 県推進委 条例踏まえるよう要望

木造復元を目指す名古屋城天守閣へのエレベーター設置の是非を巡り、有識者らでつくる県の審議機関「人にやさしい街づくり推進委員会」（委員長・鈴木賢一名古屋市長）が10日、名古屋市の市役所に対し、県の人ややさしい街づくりの推進に関する条例の目的や趣旨を踏まえ、すべての県民が円滑に利用できることを求める要望書を提出した。

名古屋城総合事務所の西野一所長に要望書を手渡した鈴木委員長は、報道陣に「新しくなる名古屋城天守閣に、登れない人が出てくることはまずい。歴史を学ぶ公共施設に、すべての人が学ぶ機会を与える仕組みを考えてほしい」と述べた。同行した障害者団体、愛知障害フォーラムの辻直哉事務局長も「第一に優先されるのは、すべての人が安心して楽しめること」と強調した。

市は当初、現在あるエレベーターを復元後は設置しない案を示したが、障害者団体の反発を受けるなどして再検討を進めており、5月までに結論を出すとしている。

名古屋城総合事務所の西野一所長は、報道陣に「新しくなる名古屋城天守閣に、登れない人が出てくることはまずい。歴史を学ぶ公共施設に、すべての人が学ぶ機会を与える仕組みを考えてほしい」と述べた。同行した障害者団体、愛知障害フォーラムの辻直哉事務局長も「第一に優先されるのは、すべての人が安心して楽しめること」と強調した。

市は当初、現在あるエレベーターを復元後は設置しない案を示したが、障害者団体の反発を受けるなどして再検討を進めており、5月までに結論を出すとしている。

5月15日 読売新聞

## 市長、障害者と対話考え 知事「より良い解決策を」

本造復元する名古屋城の「天守閣」にエレベーターを設けないとする名古屋市の「市長選」で、市民の選択で復元しないことと決まった。最もバリアフリーになるやり方を考えていると述べ、エレベーターではなく、新技術で対応している考えを改めて強調した。

同日、報道陣の取材に応じた河村市長は、昨年4月の市長選で本造復元が争点の一つだったことを挙げ、「（市長選の結果など）多くの市民は、昔の江戸時代のものを感じたい」と言えを述べた。県内の障害者団体などをつくる「愛知障害フォーラム」が、同市の最終案は差別的扱いだとして県に対応を求めている。大村知事は、県が2015年に障害者差別解消推進条例を制定したことに言及。「名古屋には十二分に障害者団体と意見交換し、より良い解決策を見いだしてもらいたい」と語り、障害者団体の要請に対し、「県として何ができるか、しっかりと検証したい」とした。

### 新天守エレベーターに賛否

有識者会議 河村氏はなお消極姿勢

名古屋城のバリアフリーについて検討する名古屋市の有識者会議の初会合が24日あった。本造新天守へのエレベーターの設置について有識者の賛否は割れたが、意見陳述にとどまってお互いの意見を出し、改めて設置に消極的な考えを示した。

会議には、オプザーバーとして障害者も参加。車いすで出席した近藤佐次さん（32）は「自分の一番大切なエレベーターが必要だ」と述べた。一方、河村市長は「エレベーターは必要だが、心にとめてほしい」と述べた。近藤さんは取材に「市長のあいさつを聞くと、エレベーターは考えていないのだから、アライバイ作りの会議のようにも思えて残念だ」と話した。（岡田次 北田明）

4月25日 朝日新聞

### 文化庁検討委

## 天守「戦後都市文化の象徴」 木造復元に厳しい指摘

名古屋城天守閣本造復元を巡り、名古屋市長は15日、文化庁の有識者会議「復元検討委員会」が昨年12月と今年3月に開かれていたことを市議会経済水道委員会ですべて明らかにした。鉄筋コンクリート製の天守閣に初めて明らかにした。「戦後都市文化の象徴」と文化財としての高い評価がされ、「解体するにはお議論を尽くす必要がある」と本造復元計画に対して厳しい指摘が出されたという。

市によると、2回の復元という。この日の市議会経済水道委員会では、名古屋城総合事務所の担当者は「現在の天守閣の価値が高い」との指摘があり、木造復元の価値をさらに説明していかねばいけないと述べた。

同事務所は取材に対し「厳しい指摘だが、答える必要がある。観光客がたどる城跡について、研究が十分」と指摘された。

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 2017年12月 | 文化庁の復元検討委員会での1回目の審議 |
| 18年3月    | 復元検討委で2回目の審議        |
| 7月       | 復元検討委で3回目の審議        |
| 10月      | 文化庁審議会で木造復元の可否を決定   |
| 19年9月    | 現天守閣の解体を開始          |
| 20年6月    | 天守閣の木造復元に着工         |
| 22年12月   | 木造天守閣が完成            |

名古屋市長は「木造復元は、戦後都市文化の象徴」と述べ、文化財としての価値を高く評価している。市はこれまで、昨年12月、今年3月、7月の計3回の検討会の審議を経て、10月に、文化庁長官の諮問機関の文化審議会が、木造復元を認めるスケジュールを公表していた。検討会から、現天守閣の解体の是非について、文化財としての議論の徹底を求められたことと、2022年の木造天守閣完成に向けて新たな課題が浮上した。

一方、市は「日改めて木造天守閣にはエレベーターを設置しない」とする考えを報告。障害者や高齢者を排除するといった考えはない。何とかして上つていた「木造復元」など、新技術でバリアフリーに対応していくと主張した。

5月16日 読売新聞



5月17日 朝日新聞

# 名古屋城 みんなで上りたい 市の考え バリアフリーに逆行

エレベーター問題 愛知障害フォーラム・辻事務局長に聞く



抗議集会に参加する愛知障害フォーラム事務局長の辻直哉さん。22歳の時にバイク事故で頭部(けいすい)を損傷し、車いすで生活する。21日、名古屋市政役所。

名古屋市の名古屋城木造新天守にエレベーター(EV)を設置しない方針を決めたことについて、障害者団体が抗議している。21日には市役所前で、県内の障害者団体つくる「愛知障害フォーラム」(ADF)のメンバーらが抗議活動をした。ADF事務局長の辻直哉さん(46)に、この問題に抱く思いを聞いた。

「なぜEVが必要なのですか。」

「現在、EVが最も安全に昇降できる手段です。河村たかし市長は『新技術によるバリアフリー』と断言している。それが安全で、みんなと一緒に上れるものなら同意できます。」

「みんなと一緒に」が重要ですか。

「そうです。例えば家族みんなで上れば、途中で会話ができません。でも1人だけ別的手段で上れば、

切斷し、鉄骨などで補強する必要があるので難しいと説明します。

「市は『史実に忠実に』というのを優先します。『史実を参考に』ではダメなんでしょうか。史実を参考に外観を損なわず、障害者も高齢者も楽しめるように考え方は、共存できるはずですか。」

「市はEVに代わり、ドローンで運ぶ案や、補助器具や人的支援で昇降する案を出しました。ドローンも言っています。『ドローン』の案は悲しかったですね。(完成予定の)4年後に実現するかわからないものを、行政が思いつきのよう提案している。人をかかつて安全を定めてはませんが、障害者も高齢者も怖いし、大事故の危険が伴います。また、エレベーターも、多くの人を運べるのじゃないですか。」

河村市長は「国宝だ」とも感じられるように、新技術で(少なくとも)1階まで上れることは保証する」と言っています。

「1階まで」発言は驚きました。EVの代替案が

新技術と言っておきながら、なぜここまで後退していくのか。1階で見られるようにすることがバリアフリーではありませんか。

「障害者は1階で見られればよいという考え方、それは、そもそも人権意識として問題があります。一部の人は排除してもいいという考え方ではないでしょうか。ドローンにせよ、そうした思考の延長線上にいま議論があると感じます。」

ネット上には「障害者のわがまま」との意見もあります。

「今回の問題で、障害者に対する差別や偏見が助長されてしまった面はあると感じます。そう書き込む人も、自分と異なる意見を持つ人もいます。」

名古屋市の河村たかし市長は21日の記者会見で、名古屋城木造新天守にエレベーターを設けない代わりに、新技術で(少なくとも)1階まで上れることを保証する」と言っています。

「1階まで」発言は驚きました。EVの代替案が

## 新技術「世界に光明」 市長会見

名古屋市の河村たかし市長は21日の記者会見で、名古屋城木造新天守にエレベーターを設けない代わりに、新技術で(少なくとも)1階まで上れることを保証する」と言っています。

「1階まで」発言は驚きました。EVの代替案が

## 障害者団体批判「弱い立場無視」

愛知県内の障害者団体つくる「愛知障害フォーラム」(ADF)は、加賀時代表が16日に記者会見し、名古屋城木造新天守へのエレベーター設置を訴える声明を発表した。名古屋市長は「一方的で、弱い立場の意見を無視した人権侵害、差別だ」と批判した。

会見でADFのメンバーは、不設置の方針は障害者権利条約や障害者差別解消法に違反していることを主張。「エレベーターは、障害者だけでなく、高齢者、子ども連れの人にも必要だ」と訴えた。

市はエレベーターの不設置を6月末までに正式に決め、今年11月に文化庁から木造復元の許可を得て、2020年6月に新天守を竣工する方針。ADFのメンバーは「バリアフリー検討

## 河村市長は持論「ロボット技術は発展」

これに対し河村たかし市長は同日、「ロボット技術はものすごい発展している。(新技術で)1階まで上れることは保証する。今はコンクリートの博物館があるだけだが、今度は本物の木製の400年前の姿が見られる。それをバリアフリーと言っているのか」と記者団に持論を語った。

(岡崎次 桐原元)

## 名古屋城エレベーター不設置方針

「差別解消条例に違反」エレベーターなし 検討部会で批判

名古屋市の障害者差別解消条例の制定に向けた検討部会(部会長・大宮良寛放送大教授)が24日、市役所であり、名古屋城の木造復元天守にエレベーターを設置しない市の方針に対し、委員から批判が上がった。

部会には障害者や障害者団体関係者、委員二十七日で構成し、昨年五月から検討を重ねてきた。最終回のこの日は、市側が条例案のたたき台を提示し、細心の意見を伺いながら進める」と説明した。

市は有識者による障害者差別解消推進部会を取りまとめた上で、市民の意見を募集し、市議会十月定例会での条例成立を目指す。(梅田誠樹)

5月25日 中日新聞

# 名古屋 河村市長 辞職も覚悟 エレベーターなし 障害者団体と溝

本造復元後の名古屋城天守閣にエレベーターを設置しない方針をめぐり、名古屋市の河村たかし市長は28日の定例記者会見で「(本造化)できないなら、一戦交えます。市長を辞めるくらいの気持ちでいる」と述べ、今後エレベーター問題の影響で本造復元事業が進まなかった場合、出直し市長選に打って出る可能性を示唆した。

河村市長は、エレベーターを設置するため柱やはりの構造を変えた場合、文化庁から復元工事の許可が出ない可能性があると言及。その上で「歴史的建造物の復元は大変価値がある。(昨年4月の)市長選の公約でもあり、復元は市長の社会的義務だ」と強調した。記者会見後、河村市長と障害者団体の関係者による懇談会が開かれた。エレベーターを設置しない方針を市が示して以後、初めての直接対話で、河村市長は「究極の本造建築を復元することが社会的責任だ。(復元して)良かったと思うように精いっぱいやるので、信じて」と改めて理解を求めた。

これに対し、障害者団体側からは「国連の権利条約や障害者差別解消法を守ることが社会的責任ではないか。根本が完全にずれている」「(障害者が天守閣を上れるよう)新技術を開発する」と言うが、何も提示しておらず納得できない」と反発の声を相次ぎ、議論は平行線をたどった。

終了後、取材に応じた「愛知県重度障害者の生活をよくする会」の会長代行、佐々木克己さん(55)は「新技術については明確な答えがなく、市長は自分の価値観を言うだけ。溝は全然埋まっていないう。誰もが上れるようにすべきだ」と語った。

【三上剛輝、道永竜命】



障害者団体のメンバーと意見交換する名古屋市の河村たかし市長(右側)＝名古屋市政役所で28日、三上剛輝撮影

6月15日読売新聞

## 現天守の価値「評価を」 文化庁、市に課題4点指摘

名古屋城天守閣の本造復元をめぐり、13日に文化庁を訪れた河村たかし市長は、名古屋城天守閣の価値を評価し、話し合った。市によれば、同庁から本造復元に向け課題として4点指摘され、現天守閣の価値を評価し、話し合った。市によれば、同庁から本造復元に向け課題として4点指摘され、現天守閣の価値を評価し、話し合った。

名古屋市と文化庁が協議した。名古屋市と文化庁が協議した。名古屋市と文化庁が協議した。



名古屋市長(左)と文化庁職員(右)が協議した。名古屋城天守閣の本造復元をめぐり、13日に文化庁を訪れた河村たかし市長は、名古屋城天守閣の価値を評価し、話し合った。

### 本造復元の意義説明必要

市側が本造復元をめぐり、13日に文化庁を訪れた河村たかし市長は、名古屋城天守閣の価値を評価し、話し合った。市によれば、同庁から本造復元に向け課題として4点指摘され、現天守閣の価値を評価し、話し合った。

## 名古屋城 石垣調査めど立たず

名古屋城天守閣の本造復元をめぐり、名古屋市長は1日、石垣内部の調査を始めるめどが立っていないことを明らかにした。同日開いた石垣保全に関する有識者会議の会合で必要な資料を示さなかった。市は5月7日、調査開始を理由に天守閣を入場禁止にしている。

### 天守閣閉鎖したのに

どのとりまとめに時間がかかって市は資料を提示できず、内部調査は議題にならなかった。

石垣に関しては、市が天守閣周囲の堀の発掘調査を進めている。会合では不十分さが指摘され、追加調査実施が決まった。有識者会議では、発掘調査終了後に内部調査を行うべきだとの意見が強い。

名古屋城総合事務所の西野輝一所長は「早期に資料をそろえたい。直ちに本造天守閣の完成(2025年末)が遅れることはないが、ずっと調査ができなければ当然、影響してくる」と述べた。

【三上剛輝】

## EV話し合いの場を

本造天守問題 知事が名古屋市内に

名古屋城の本造天守復元でエレベーターを設置しない方針の名古屋市に障害者団体が反発している問題で、大村秀章知事は2日の定例会見で「基本的人権に関わる問題だ」との立場を改めて示し、「単なる事実である」と真摯に受け止める姿勢を示した。その上で「県としてできることは考えている」と将来的な関与を示唆した。(谷悠己)

名古屋市長(左)と文化庁職員(右)が協議した。名古屋市と文化庁が協議した。名古屋市と文化庁が協議した。

6月2日 毎日新聞

### 名古屋城復元へ「研究センター」

名古屋市長は、名古屋城の復元整備事業を加速させるため、調査や研究をする組織を近く設置する。考古学や歴史などの専門家を招き、石垣調査をはじめとする研究の強化を図るとしている。

名称は「調査研究センター」を検討しており、名古屋城総合事務所内に設置する。

6月30日 朝日新聞

7月3日 中日新聞

6月18日 日経新聞

# 列島追跡

名古屋が進める名古屋城天守閣の木造復元事業で、バリアフリーを巡る論争が巻き起こっている。河村たかし市長が「史実に忠実に復元する」として昇降用のエレベーター(EV)を設置しない方針を示したことが発端だ。賛同する市民も多い一方で、障害者団体は反発を強めている。

天守閣は17世紀初頭に完成。1930年に当時の法律に基づく国宝第1号に登録されたが、第2次大戦中

名古屋市は15日、復元する名古屋城の木造天守閣にエレベーターを設置しない方針案を市議会に示した。市議から法令違反の可能性について問われると、市側は「法令に違反しない」として進めていると答弁した。2016年4月施行の障害者差別解消法が求める「合理的配慮」については「新技術で障害者が天守閣に上れるようにする」と説明した。

## 名古屋市「法令違反ない」

## 名古屋城「忠実な復元」で昇降機なし



エレベーターの設置を訴える障害者団体のメンバーら(5月21日、名古屋市中区)

「江戸時代 22年末に新天守閣が完成した。200 市長は「史実に忠実に」の。本物を作 える。9年に就任した河村市長は「た河村市長は、木造による天守閣の再建構 体は「これが認められれば、想を表明。前 「忠実な復元」との意図で、回17年の市長 障害者を無視した建物が全通では最重要 国に広がる」などと抗議し、約の二つに ている。障害者差別解消法

## 障害者反発、市は代案

の45年5月、空襲で焼失し、現在の天守閣は59年に鉄筋コンクリートで再建された。7階建てだが、外部ら、復元に向けて足元の石E.Vで1階まで、内部E.Vを使い、車いすで止になった。市計画通り案として「車いす型ロボト」に進めば、20年に着工し、

「江戸時代 22年末に新天守閣が完成した。200 市長は「史実に忠実に」の。本物を作 える。9年に就任した河村市長は「た河村市長は、木造による天守閣の再建構 体は「これが認められれば、想を表明。前 「忠実な復元」との意図で、回17年の市長 障害者を無視した建物が全通では最重要 国に広がる」などと抗議し、約の二つに ている。障害者差別解消法

「江戸時代 22年末に新天守閣が完成した。200 市長は「史実に忠実に」の。本物を作 える。9年に就任した河村市長は「た河村市長は、木造による天守閣の再建構 体は「これが認められれば、想を表明。前 「忠実な復元」との意図で、回17年の市長 障害者を無視した建物が全通では最重要 国に広がる」などと抗議し、約の二つに ている。障害者差別解消法



名古屋城の天守閣外部に設置されているエレベーター

## 新天守エレベーター不設置

## 代替「新技術」めどなく 市議から疑問相次ぐ

に代わる昇降手段は「現時点では存在しない」と認めた。市議からは「代替手段はできるのか」「新技術という障害者を丸め込むつもりか」といった疑問や批判の声が続出した。市側は、木造天守閣の具体的な建築計画などを盛り込んだ基本計画案について、文化庁との調整が進んでいると明らかにした。市は7月にも同計画を最終的にとりまとめ、9月に同庁に対し、各種工事に必要な現状変更許可を申請する方針だ。

5月17日 日経新聞



名古屋城木造天守閣。屋内外にエレベーターがある

- 1612年完成、1945年空襲で焼失
- 5層5階、石垣上の高さ約36m
- 延べ床面積4564平方m(姫路城の約2倍)
- 木造化の発端
  - 18年 6月 石垣の詳細調査開始
  - 19年 9月 現天守解体
  - 20年 3月 新天守着工
  - 22年 12月 新天守完成
- 主な課題
  - 障害者団体がエレベーター設置要望
  - 市の不設置方針に障害者側反発
  - 天守台石垣の詳細調査
  - 着手が予定より遅れている
  - 文化庁の許可
  - 市は11月許可を目指す不透明
  - 総事業費(最大505億円)の返済計画
  - 366万人以上の入場者が40年以上続く
  - と見込む(17年度入場者約190万人)

## 天守木造化を公約

江戸時代に造られた名古屋城天守は1945年の空襲で焼失した。現在天守は59年の再建。市は当初、天守を指図された。市は当初、天守を指図された。市は当初、天守を指図された。

## 名古屋城新天守 復元は誰のため？

6月21日 朝日新聞

## ニュースQ3

河村市長は5月30日、「エレベーターは設置しません」と正式に表明。V.Rやドローンのほか、「はしご車」「フォークリフト」高所作業車、「人工筋力」など11の代替案を検討すると打ち出した。河村氏は障害者側の理解が得られるとの自信を見せるが、障害者団体は反発。6月19日には、市中心部や天守閣の周りで約600人(主催団体発表)が抗議活動をした。主催団体幹部が「今日を活動のスタートにしたい」と話すなど、溝は全く埋まっていない。奈良大の千田郁博教授(城郭考古学)は「地域の歴史を理解し、後世に歴史をつなぐために歴史的建造物や史跡はある。公金を使つた史跡復元は、すべての人に開かれる必要がある」と指摘する。(岡田 文彦 寄稿)

## 新技術で代替提案

反発を受け、河村氏は再検討を約束した。だが設置に消極的な姿勢は変わらなかった。今年5月、市は「不設置の方針を再提示。代替案として示したのが、一分身ロボットが見た景観を体験できる仮想現実(V.R)」「車いす型ロボト」やドローンといった今後開発される「新技術」だった。

「障害者側のことを真面目に考えているのか」。反発を強めた障害者団体は、愛知県に救済措置を要請。大村秀章知事も「障害者の基本的人権にかかわる極めて重大な問題」と市に再考を求めた。団体側は、天守木造化の許可権を持つ文化庁に市の木造化計画を許可しないよう要望した。



## 調査遅れ 国の許可「今秋困難」

- ◆文化庁が名古屋市に示した主な課題
- ・石垣調査の結果に基づいた保全計画の策定
- ・石垣を傷つけない天守閣の解体・復元工事
- ・戦後都市文化の象徴であるコンクリート製現天守閣の価値の再評価
- ・バリアフリー対策への障害者団体の理解

◆名古屋市の「木造復元スケジュール」  
文化庁に石垣調査結果や保全計画を提出  
10～11月 文化庁の現状変更許可  
19年2月 外付けエレベーター解体  
20年9月 現天守閣解体(～20年3月)  
22年6月 新天守閣着工  
22年12月 新天守閣完成

名古屋城天守閣の木造復元、名古屋市が目指す「2025年末完成」の計画に暗雲が垂れ込めている。文化庁が求める石垣の調査などが遅れているため、市は22日、当初想定した今秋に文化庁の許可を得るとは厳しいう認識を初めて示した。最大504億円、事業費が膨らむ恐れもあり、市職員の声は割れ始めた。

「スケジュール的に、時期は「間に合うよう全力を傾ける」と述べている。広沢一郎副市長はこの日開かれた市長会本会議で、浅井正仁市長は「市議(自民)の質問に答弁した。一方で完成10～11月に文化庁から

# 名古屋城 22年完成に暗雲

現状変更許可を得て、20年6月に復元工事に着手する。これには文化庁の有識者会議「復元検討委員会」で可否を審議される必要がある。検討委員は年に数回開かれ、市は次回開催を7月ごろと見込む。だが、文化庁が審議

## 建設コスト増加も



入場禁止を前に大勢の観光客でにぎわった名古屋城の現天守閣。名古屋市中区。5月、二浦研樹撮影

の前提として市に求める石垣の調査や保全計画の策定などは済んでおらず、次回の検討委員会は間に合う見通しは立っていない。仮に間に合っても、1回の審議です事を得られるとは限らない。今月8日に全面公開された名古屋も懸念されるという。市関係者の中には、人員の大幅増や夜間工事などで工事期間を短縮すれば完成は間に合うとの意見もあるが、こうした対応はコストアップにつながるため、「二期」事業費の両方を守るのには不可能に近い」と悲鳴も上がる。

河村たかし市長は22日の議会後、報道陣の取材に「必ず間に合います。日程がタイトと言った、わしが石垣を調査したっていい」と強気の姿勢を崩さなかった。

7月5日 中日新聞

### 19議案可決し閉会

#### 市議会定例会

市議会六月定例会は四日の本会議で、名古屋城の木造天守復元の木材調達のために竹中工務店と九十四億五千万円の契約を結ぶ議案など十九議案を可決し、閉会した。

西山あさみ議員(共産)が竹中との契約について

「文化庁が許可する見通しがない中で、木材調達を先行させるという強引なやり方は市民にさらなる負担をもたらすおそれがある」と反対討論したが、賛成多数で可決した。

大阪府北部地震を受け、ブロック塀の撤去費用を二千七百万円追加する本年度一般会計補正予算案も可決した。

### 名古屋城木造化

名古屋城天守閣の木造再建で「忠実な復元」を訴える河村たかし市長はエレベーター設置を拒否している。だが、巨額な税を投入する公共施設だ。このままでは本筋に市シンボルになり得るのか。

河村名古屋市長は「〇〇九年、耐震を理由に天守閣の木造再建を提起。一七二三年に市議会が基本設計費などの予算案を可決し、五百五億円の巨額事業がスタートした。市長は一七二四年の市長選でも木造化を争点の一つに掲げ、「天守閣には実測図があるから、史実に忠実な復元ができる」と、史実に忠実な復元を訴えてきた。

### シンボルになり得るか

確かに、市長だけでなく議会も木造復元を認めた判断は正しい。だが、有識者による「石垣部会」は「江戸時代から残る価値がある石垣を、復元で傷める恐れがある」と警告。復元の許可権限を持つ文化庁も、それを重くみている。

事業費は完成後の入場料収入などでカバーできると主張する市長は「二百億円を寄付で」と呼びかけ、十分かみしめるべきだ。

が、また二・二億円余。焼失天守再建時のような熱意は市民に共有されているだろうか。

市長は五月末、はりや柱が忠実に復元できないとして、エレベーターを設置しない方針を表明。障害者団体は抗議のハस्तを行ない、「高齢者や障害者など誰もが登れる名古屋城」と訴えた。市長提案の、搭乗可能なドローンなど十一の「新技術」は現実味に乏しく、むしろ反発を強めた。

現在の法律では火災対策のスプリンクラー設置なども必須であり、「忠実復元を理由にエレベーターだけ排除するのはおかしい」とする障害者団体の訴えは、市民の不戦平和への思いが詰まった現在のコンクリート製天守には、文化庁も言うように「本物」の価値がある。あえて「本物」を壊して造る。その意味をいま一度、十分かみしめるべきだ。

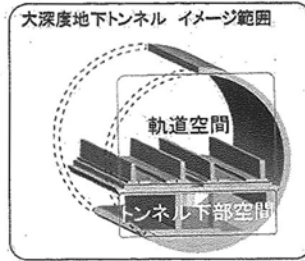
7月4日 中日新聞

5月10日 中日新聞

## 「リニア」申請書などJR東海公開

# 「大深度」工事対象町名が判明

二〇二七年に名古屋―東京・品川間で開業予定のリニア中央新幹線工事で、JR東海は九日、県内などで計画する大深度地下トンネルの認可申請書を公開した。ルート



JR東海が公表した大深度地下トンネルのイメージ

め、ウェブサイトで確認できる。地表から深さ四十メートル以上の地下は、法律で「大深度」と定められ、国の認可を受ければ用地買収が不要。県内では、春日井市坂下町―名古屋市中区の十七町が対象になる。申請書によると、トンネルの幅は約十五メートル、深さは四十三メートル。春日井市坂下町と王子町に井戸があり、所有者への補償が必要という。

JR東海は三月、鉄道事業者としては初めて大深度地下の利用を申請し、国土交通省が審査している。十八日に、各地で沿線住民を対象に説明会を開く。

申請書などは二十三日までの平日、名古屋市の守山、北、東、中区役所と春日井市役所で縦覧され

る。JRのウェブサイトは「リニア大深度申請」で検索できる。

(中野祐紀)

大深度地下のリニアトンネルが通る町名

- 【春日井市】坂下町1、2、3、4、上野町、東神前町、松本町、二方丘1、2、3、出川町、北城町、4、下市場町、6、下市場町、堀ノ内町、堀ノ内町北1、2、熊野町、小田町、上条町、2、3、4、王子町、下条町1、小野町、2、3、4、町田町1、2、細木町1、森山町、勝川町1、2、10、長塚町1、御幸町1
- 【名古屋市中区】瀬古十五、瀬古赤目、瀬古1、3、瀬古東3
- 【同市北区】上飯田町北山、上飯田北町1、2、4、上飯田南町1、2、御成通4、織部町、下飯田町1、2、3、若菜通2、3、紅雲町、城東町、6、7、生駒町、5、6、水切町、5、長田町1、2、大杉町、3、4、中杉町、3、大杉町、3、清水1、2
- 【同市東区】白雲2
- 【同市中区】三の丸1、2、4、二の丸、丸の内1

# 若宮商高、一転存続へ

## 名古屋教委 特別支援校を併設

名古屋市長若宮商業高校(天白区)の存続を巡り、同市教委は一度示した閉校案を見直し、新たに設ける高等特別支援校との併設で存続させる方針を固めた。十日の市議会委員会で説明する。市関係者への取材で分かった。

名古屋市長若宮商業高校(天白区)の存続を巡り、同市教委は一度示した閉校案を見直し、新たに設ける高等特別支援校との併設で存続させる方針を固めた。十日の市議会委員会で説明する。市関係者への取材で分かった。

希望者の低下に伴い若宮商業高の生徒数が減っているとして、二〇二〇年度入学分から募集を停止し、二年三月末で閉校するとしていた。跡地には、軽度の障害がある生徒に就労や職業教育を指導する高等特別支援学校を、市立として初めて設ける案も示していた。

また、本年度の入試の受験者数が前年度を上回ったことなどから、市教委は閉校案を再検討。高等特別支援学校と併設する形で存続させる方針を固め、十日の市議会教育子ども委員会

5月8日 中日新聞

## 名古屋港 国内初の外来アリ



名古屋港で発見されたブラウジングアント(自然環境研究所 センター提供)

### 「ブラウジングアント」駆除へ

愛知県が、昨年度に名古屋港で見つかったアリを国内初の外來種「ブラウジングアント」と確認し、今月下旬から地元自治体と駆除対策を実施する。

駆除のための補助金を受け、名古屋港の飛鳥ふ頭(同県飛鳥市)を調査した際、大量の見慣れないアリと数センチの黒い卵を見つけた。その後、ブラウジングアントと確認され、飛鳥ふ頭(同県飛鳥市)などで複数の巣

針で刺すことはないが、繁殖力が強く、オーストラリアでは生態系に大きな影響を与えている「侵略的外來アリ」に位置づけられている。ブラウジングアントが見つかったのは昨年七月。ヒ

4月21日 毎日新聞

4月3日 毎日新聞

## 減税市議の3期出馬容認

来春の統一地方選に向け河村代表は「地域政策減税日本」代表の河村たかし名古屋市長は2日、現在2期目の減税市議が公認候補として3期目を目指すことを容認する意向を示した。河村氏は減税発足後初となる二〇二一年市議選で「当選後の任期を原則2期8年」とする同意書を候補者と交わしている。

### 「原則2期」から心変わり

ある自民市議は「自民の意思次第で守れる約束は、政治家はしっかり果たすべきだ」と河村氏の姿勢を批判している。【三上剛輝】

### 来春の統一選に向け河村代表

河村氏は2日、「家業に代わらないよう(市議報酬年800万円の)庶民並み給与でやっ」とと理解を求めた上で、17年市長選の自らのマニフェストで「任期制限のある社会制度づくり」を掲げたことを念頭に「制度を作るには時間がかかる。(現職の減税市議が)3期目をやっても問題ない」との認識を示した。

|                                                                                                                                                                                           |                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 月施行された客引<br>を規制する。名<br>市客引行為繁榮<br>の繁華街・總や<br>屋敷、金山駅近<br>七地区について、<br>地域団体から禁止<br>の指定を求める要<br>が寄せられたこと<br>があった。市が要<br>の説明を明らかに<br>した。                                                       | 地区は中区の錦二<br>(二五、新栄)、    |
| 金山一・二・四、中村<br>区の名駅一・四と椿<br>町、熱田区金山町一<br>のいずれも一部。<br>二のいずれも一部。<br>条例は市が禁止区域<br>で指導や勧告、命令で<br>き、命令に従わない時<br>などは事業者の公表を<br>定めた。悪質な客引き<br>行為や事業者には、<br>五万円以下の過料を科<br>す罰則を設けた。                 | 提出が前提条件とな<br>る。市は地域での説明 |
| 会を開き、有識者から<br>意見を聞いた上で、区<br>域の範囲を確定させ<br>る。その後、告示し、年<br>内の指定を目指す。<br>今後、事業者向け説<br>明会が十七日に中区栄<br>一の競輪ホールで、市<br>民向け説明会は十八日<br>に中村区役所講堂で<br>いずれも午前十一時<br>に開かれる。事前予<br>約や申し込みは不要。<br>市地域安全推進課 | 99<br>(梅田藏晴)            |

# 客引き 3地区禁止に

[illegible]

警察へのいじめ相談止められる

20一年にじめ被害を訴へる名古屋市立中学校の女子生徒（当時）。その家族が警察に相談へきかろうと尋ねられた中村満・名古市議（80）が「明覚」が学校側に「警察への相談を止めることまでできる」と伝えていたことが関係者の取材で分かった。学校側は中村氏に「生徒側の話を任せる」と返答していた。中村氏は取材に「記憶がない」と話しているが、家族は不信感を強めている。（上欄）

「学生側の事情も止めてほしい」と伝えている。学校側は「警察に相談する場合は生徒側の意思に任せてほしい」という。困ったのなら、学校側は女生徒が被害を訴えた直後から公開請求で市教委が今年3月に開示した文書によると、中村氏は学校側は「今、いじめや自殺は大きな問題になっていく。学校が困らないか心配している」。

母親「人生台無しに」

問題の経過

|       |                                                 |                   |
|-------|-------------------------------------------------|-------------------|
| 2015年 | 4月                                              | 女子生徒が名古屋市中立中学校へ入学 |
| 5～6月  | 同級生からいじめを受ける<br>(女子生徒の訴え)                       |                   |
| 6月    | 不登校になる。母親とともに担任教師と話し合う                          |                   |
| 7月    | 母親が村川市議・名古屋市中議に連絡。市議は学校に「警察への相談を」促めることもできる」と伝える |                   |
| 11月   | 女子生徒と母親が弁護士、警察と相談                               |                   |
| 16年6月 | 生徒側がいじめ防止対策推進法に基づき「調査を学校に要望」                    |                   |
| 8月    | 学校は「1年間の調査結果を示して「真相が分らない」とする                    |                   |
| 11月   | 生徒側が市教委に第三者委員会への調査と検証を要望                        |                   |
| 18年3月 | 女子生徒が卒業                                         |                   |
| 5月    | 第三者委員会が聞き取り調査予定                                 |                   |

[illegible]

なもなも 地下鉄駅放送 面白いけど…

名古屋っ子も  
耳慣れんがや

下の最上段「田原市」は、各府県で最も人口が多い、各府県で最も人口増加率が高い市として、全国的に注目されている。田原市は、人口増加率として、全国で最も人口増加率が高い市として、全国的に注目されている。田原市は、人口増加率として、全国で最も人口増加率が高い市として、全国的に注目されている。



「河村弁」よりも上品「上町ことば」

[illegible][illegible][illegible]



- 81 -

- 82 -





# 住民が主人公の市政に 力を合わせてがんばります



(北区)  
**岡田ゆき子**  
TEL 915-2705



(西区)  
**青木ともこ**  
TEL 532-7965



(中村区)  
**藤井ひろき**  
TEL 411-4161



(中区)  
**西山あさみ**  
TEL 263-0500



(昭和区)  
**柴田民雄**  
TEL 858-3255



(中川区)  
**江上博之**  
TEL 363-1450



(港区)  
**山口清明**  
TEL 651-1002



(南区)  
**高橋ゆうすけ**  
TEL 692-4312



(守山区)  
**くれまつ順子**  
TEL 793-8894



(緑区)  
**さはしあこ**  
TEL 892-5190



(名東区)  
**さいとう愛子**  
TEL 704-1928



(天白区)  
**田口かずと**  
TEL 808-8384

ご意見・ご相談はお気軽にどうぞ  
日本共産党名古屋市議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内  
TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190 mail.dan@n-jcp.jp

ホームページをご覧ください <http://www.n-jcp.jp/>

名古屋市政資料  
2018年5月臨時会  
6月定例会

NO. 199 2018年7月10日 \*